

平成 28 年 第 2 回定例会

青 木 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 6 月 14 日 開会

平成 28 年 6 月 21 日 閉会

青 木 村 議 会

平成28年第2回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月14日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○欠 員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	7
○報告第2号の上程、説明	32
○報告第3号の上程、説明	35
○報告第4号の上程、説明	36
○議案第1号の上程、説明	37
○議案第2号の上程、説明	38
○議案第3号の上程、説明	39
○議案第4号の上程、説明	40
○議案第5号の上程、説明	40
○議案第6号の上程、説明	47
○議案第7号の上程、説明	48
○平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算(第1号)の説明	49
○散会の宣告	50

第 2 号 (6月16日)

○議事日程	51
○出席議員	51

○欠席議員	5 1
○欠 員	5 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
○事務局職員出席者	5 2
○開議の宣告	5 3
○議事日程の報告	5 3
○一般質問	5 3
堀内富治君	5 3
宮下壽章君	6 8
片山順雄君	8 1
沓掛計三君	9 5
居鶴貞美君	1 0 5
山本 悟君	1 2 1
金井とも子君	1 3 2
○資料の配付	1 4 1
○散会の宣告	1 4 2

第 3 号 (6月21日)

○議事日程	1 4 3
○出席議員	1 4 3
○欠席議員	1 4 4
○欠 員	1 4 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 4
○事務局職員出席者	1 4 4
○開議の宣告	1 4 5
○議事日程の報告	1 4 5
○委員長報告	1 4 5
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 4 6
○報告第2号の質疑、討論、採決	1 7 9
○報告第3号の質疑、討論、採決	1 8 2

○報告第4号の質疑、討論、採決	182
○議案第1号の質疑、討論、採決	183
○議案第2号の質疑、討論、採決	184
○議案第3号の質疑、討論、採決	184
○議案第4号の質疑、討論、採決	190
○議案第5号の質疑、討論、採決	190
○議案第6号の質疑、討論、採決	205
○議案第7号の質疑、討論、採決	205
○日程の追加	206
○報告第5号の説明、質疑、討論、採決	207
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	208
○閉会の宣告	209
○署名議員	211

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成28年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成28年6月14日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 平成27年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 報告第 4号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村簡易水道特別会計）
- 日程第 7 議案第 1号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 2号 平成28年度生活基盤耐震化施設等交付金事業に伴う市之沢浄水場設備工事の請負契約について
- 日程第 9 議案第 3号 青木村浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託契約について
- 日程第10 議案第 4号 寄附採納について
- 日程第11 議案第 5号 平成28年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第 6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第 7号 平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第14 一般質問

出席議員（9名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 金井とも子君 | 2番 | 宮下壽章君 |
| 3番 | 杓掛計三君 | 4番 | 片山順雄君 |
| 5番 | 居鶴貞美君 | 6番 | 内藤賢二君 |
| 7番 | 小林和雄君 | 9番 | 堀内富治君 |

10番 山本 悟 君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長 兼事業推進 室 長	井古田 嘉 雄 君	建設産業課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼保健衛生 係 長	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館 長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課 長	小宮山 俊 樹 君
建設産業課 課長補佐兼 建設林務係 長	宮 下 剛 男 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター 長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 課長補佐兼 上下水道係 長	若 林 喜 信 君	建設産業課 農業振興係 長	奈良本 安 秀 君
住民福祉課 住民福祉係 長	上 原 博 信 君	総務企画課 総務係 長	稲 垣 和 美 君
税務会計課 資産税係 長	高 柳 則 男 君	税務会計課 住民税係 長	早乙女 敦 君
建設産業課 商工観光係 長	依 田 哲 也 君	総務企画課 総務係 室 長	塩 澤 和 宏 君
教 育 係 長	横 沢 幸 哉 君	建設産業課 国土調査係 長	小 林 義 昌 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 井古田 嘉 雄 事 務 局 員 稲 垣 和 美

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、ただいまから平成28年第2回青木村議会定例会を開会します。

◎議事録署名議員の指名

○議長（小林和雄君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。
会議規則第115条の規定により、2番、宮下壽章議員、6番、内藤賢二議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（小林和雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、先ごろの議会運営委員会の決定のとおり、本日6月14日から6月22日までの9日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認め、会期は本日から6月22日までの9日間と決定いたしました。

会期の日程の資料を今お配りします。

続いて、日程について申し上げます。

本日は、日程第3以降議案説明のみとし、15日は議案審査のため休会、16日は一般質問、17日は議案審査のため休会、18日、19日は休日、20日は議案審査のため休会、21日は議案審議・採決、22日は議案審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（小林和雄君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、平成28年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより議員の皆さんには村政の運営に御理解と御支援をいただいておりますこと、厚く感謝を申し上げます。

青木村では、春先から気候が約1週間程度進んでおり、6月5日に梅雨入りとなりましたが、今後の雨量が気になるところでございます。

さて、熊本・大分地域で4月14日、16日、震度7の地震が発生いたしました。被害に遭われた皆さんに心からのお見舞いとお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復興を御祈念申し上げたいと存じます。

皆さんからお寄せいただきました義援金は、5月10日現在、52万732円となっております。早速、日本赤十字社を通じまして被害地へ届ける手続をいたしました。引き続き募金箱を設置して、御支援をお願いしております。

熊本の震災を教訓に、お隣の新潟県弥彦村と災害援助相互協定を締結する運びとなりました。人口8,300人のこの村は、新潟で発生した最近の地震にも強かったとのことで、その地盤は強固であり、また、弥彦神社は私どもにもなじみの神社でございます。

次に、平成28年5月23日付の内閣府月例経済報告によりますと、景気はこのところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かっていることが期待される。海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、平成28年熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとしております。

次に、さきの3月定例会閉会后本日までの主な行事等の報告をさせていただきます。

4月2日に保育園の入園式、4月6日に小学校、中学校の入学式がありました。おのおの新しい人生のスタートに、激励の言葉をかけさせていただきました。

4月9日、安倍首相主催の桜を見る会が新宿御苑であり、政界トップの皆さんのお話を直接伺うことができました。

4月20日、小川原辰雄先生の御配慮により新しく村営となりました信州昆虫資料館の今年度の開館式を行いました。今後、関係の皆さんの御協力をいただき、より多くの方々に御来館いただける村文化施設として大きく育ててまいります。

4月20日、東京農業大学へ出向き、農大と村の連携協定について協議をしてまいりました。これにより、農業を基幹産業とする当村にとりまして、さまざまな面での大きな課題解決の一助になりますことを期待しております。

ゴールデンウイークには、ことしも村外からたくさんのお客さんに来ていただきました。5月の月間統計、農産物直売所につきましては、来客数1万700人で対前年度同月比106.3%、売上高1,160万円でそれは110.1%。こまゆみ食堂では来客数4,603人で対前年度比で125.9%、売上高で353万円で対前年度比は126.1%と、それぞれ増となりました。

5月14日、議会の視察や復興支援を通じて交流のある岩手県野田村からヤマブドウの苗木をいただき、小学生の皆さんと植樹を行いました。

5月20日、青木峠新トンネルの参考とするため、議会の皆さんとともに伊那と木曾を結ぶ権兵衛峠を視察し、新しいトンネルの持つ大きな効果を実感してまいりました。一日も早いトンネルの開通と、それを享受する村づくりを進めてまいります。

5月29日、環境美化運動として、例年どおり村内各団体約70名の皆さんの応援をいただき、青木峠、豆石峠など幹線道路を中心にごみ拾いを実施いたしました。年々ごみの量は減少の傾向にあります。

6月1日、信州大学繊維学部森川教授に信州昆虫資料館を御視察いただきまして、今後この館の運営等に対して御指導いただくことをお願いしてまいりました。

6月5日、第67回全国植樹祭が天皇皇后両陛下御臨席のもと長野市で開催され、村の関係の皆さんと出席してまいりました。宇宙飛行士油井亀美也さんの挨拶の中の、美しい地球を次世代に残したいという言葉が印象に残りました。

次に、本議会の議案についてであります。報告事項4件、議案7件でございます。

まず、報告事項のうち第1号は、さきの議会終了後緊急を要する案件につきまして、例年どおり専決処分をさせていただきましたもので、その内容は、条例関係4件、指定管理者の指定3件、補正予算6件でございます。

27年度一般会計補正予算専決について、その概要を申し上げます。

専決処分を行ったものの主な内容につきまして、一般会計第8号につきましては、歳入歳出それぞれ5,462万1,000円を追加いたしまして、総額を29億90万1,000円とするもので、こ

これは地方創生プロジェクト事業として地方創生加速化交付金の採択によるものでございます。主なものは、村内企業の元気な企業づくり推進事業といたしまして、自然エネルギー発電システム開発プロジェクト等の予算4,829万6,000円でございます。

第9号につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,209万5,000円を追加いたしまして、総額で30億8,299万6,000円とするもので、歳入の主なものは地方交付税の1億7,858万3,000円の増、歳出は道の駅あおき高機能拠点化プロジェクトに対する基金といたしまして、公共施設整備基金に2億円積み立てを行ったものでございます。

前年27年度は、議員皆様の御協力をいただきまして、大きな事業を実施しながらも健全な財政運営をすることができました。

次に、議案のうち第2号は、平成28年度生活基盤耐震化施設交付金事業に伴います市之沢浄水場の設備工事の請負契約で、予定金額は2億4,840万円でございます。その内容は、市之沢浄水場へ浄水処理設備機器を設置する工事で、処理水量は1日500トンの予定でございます。29年度に一部残っている配水管工事を実施いたしまして、施工いたしまして、平成30年供用開始の予定でございます。

次に、議案第3号は、青木村浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託契約で、予定金額は5,350万円でございます。これは、浄化センターの長寿命化計画に沿いまして、耐用年数が経過し老朽化した設備を平成28年度と平成29年度の2カ年計画で更新するものでございます。内容は、揚水設備、受変電設備、水処理運転設備、汚泥処理運転設備監視制御設備の更新でございます。今後のスケジュールは、平成28年度に各機器の工場製作及びストレーナー等の一部機器の設置、平成29年度にリレー盤を主とした機器の入れかえ及び動作確認をしてまいります。

平成28年度一般会計補正予算（第1号）について、その概要を申し上げます。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1億1,955万3,000円を追加し、総額を26億9,395万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容につきましては、歳入の主なものは、国庫補助金といたしまして地方創生推進交付金1,900万円、県補助金として2,351万3,000円で、そのうち主なものは農山漁村振興交付金1,350万円、移住定住交流事業に係る補助500万円です。また、土地開発基金からの繰入金3,100万円、前年度繰越金7,694万2,000円です。

以上の歳入が見込めましたことから、村債を3,150万円減額といたしました。

次に、歳出の主なものにつきまして、総務費でございますが、役場庁舎授乳室設置に係る

修繕料16万2,000円、社会保障・税番号制度システム整備費の委託料294万9,000円、道の駅高機能拠点プロジェクト及び警察官駐在所用地購入費用3,113万7,000円、元気づくり支援金事業145万8,000円、自治総合センターコミュニティ補助事業110万円、地方創生推進交付金に係るプロジェクト事業4,177万2,000円、民生費では障害者地域生活支援事業費34万円、農林水産事業では道の駅あおきでの臨時職員の配置、農業用機械購入に係る補助金等に580万8,000円、農山漁村振興交付金事業による加工所西側駐車場付近の外構工事費に1,080万円、観光費では二地域居住者向けコンパクト住宅整備事業、地域活性化センター移住定住交流事業といたしまして1,412万円でございます。

以上、提案しました議案のうち主な内容を説明させていただきました。

おのおの御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（小林和雄君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては13項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので御了承願います。

初めに、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、井古田総務企画課長、説明を求めます。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、報告第1号の専決処分の承認を求めることについての1番目、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

裏面をごらんいただきたいと思います。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年青木村条例第1号）の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

今回の一部改正につきましては、村の条文の中で引用しています地方公務員法が一部改正となったことで、村の条項を整備するものでございます。

以上、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。御審議いただき、御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 2項め、青木村税条例の一部を改正する条例について、小宮山税務会計課長、説明を求めます。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

青木村税条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村税条例の一部を改正する条例は、大変難解な長文となっておりますので、別に御用意いたしました資料、青木村税条例の一部を改正する条例の概要をもって説明申し上げ、提案説明にかえさせていただきたいと思っております。

なお、今回の改正分は、第1条が税条例本文及び本文附則に対するもので、第2条が平成26年条例第17号、第3条が平成27年条例第20号の税条例の一部を改正する条例に対するものとなっております。

資料の最初のページをお願いいたします。

ページ中ほどの地方法人課税の偏在是正についてですが、地域間の税源の偏在を是正するため、地方税分の法人税割の税率を引き下げ、同額を国税分の地方法人税とすることにより、交付税の原資とするものでございます。改正後の税率は、資料の表に掲載しているとおりでございます。

同じページの下段、セルフメディケーション推進のための、よろしいですか、最初のページの下段になりますが、セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除についてでございます。医療費の増大を防ぐため医療用から転用された医薬品、スイッチOTC薬と申しますが、これの普及を目的に創設されたものでございます。

2ページをお願いいたします。

自動車取得税の廃止と環境性能割の創設、その下のグリーン化特例の見直しについてでございます。消費税率10%へ引き上げ時に自動車取得税は廃止されることとなりましたが、これにかわり、自動車取得税が有していたグリーン化機能を維持するため、環境性能割が創設されました。軽自動車税は従来分を種別割と称し、グリーン化特例も1年延長、環境性能割の2本立てで課税されることとなります。これにより、軽自動車税の税率はいろいろな複雑なものとなりましたので、3ページに年度別、車種別の税額表を掲載いたしましたので、これで御確認くださいようお願い申し上げます。

なお、消費税率10%の引き上げが延期となるようでございますが、これに伴いこの規定も実施が延期になる可能性があるということを御承知いただけたらと思います。

4ページをお願いいたします。

固定資産税の特例措置の見直しについてでございます。全て従来からの特例措置で、いずれも内容の一部、特例割合等を見直し延長するものでございます。個々の内容については記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

同じページ下段からは、条例改正が特に必要とならない税制の改正点でございます。

主なものといたしまして、5ページ、2の地方創生応援税制は、企業版ふるさと納税についてでございます。一定の事業に対する企業からの寄附を、法人事業税、法人住民税及び法人税から全額控除する制度の創設でございます。

4の中小企業の償却資産課税の軽減は、一定の設備投資に対し課税標準から減額する規定。

6ページ、5の農地保有に対する固定資産税の強化・軽減は、遊休農地に対しては課税を強化し、逆に農地中間管理事業により有効活用が図られる場合は軽減とする制度でございます。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 3項め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、小宮山税務会計課長、説明を求めます。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、資料をもって提案説明とさ

せていただきたいと思います。

同じ資料の7ページをお願いいたします。

①は国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額を増額し、介護納付金課税額を含む合計額で現行の85万円から89万円に引き上げるものでございます。

②は低所得者の負担軽減措置の規定を改めるもので、低所得者層をより厚く保護するための改正となっております。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 4項め、青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、小宮山税務会計課長、説明を求めます。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

この改正について、特に資料は用意してございません。

行政不服審査法及び同法施行令が4月1日より施行されたことに伴い、固定資産評価審査も同様の扱いとなるよう所要の規定を整備するものでございます。

またこの改正から、審査申出人からの弁明書は電子データによる提出も認められることとなりました。

以上、青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 5項め、あおきふるさと体験館・農産物直売所の指定管理者の指定について、片田建設産業課長、説明を求めます。

片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、あおきふるさと体験館・農産物直売所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

あおきふるさと体験館・農産物直売所の指定管理者の指定について

平成28年4月1日、地方自治法179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、あおきふるさと体験館・農産物直売所。

2、指定管理者となる団体、青木村大字村松30番地2、株式会社道の駅あおき、代表取締役、林寛夫。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

あおきふるさと体験館・農産物直売所の指定管理につきましては、平成26年度から道の駅あおき運営組合に指定管理をお願いしていたところですが、このほど4月1日付で株式会社道の駅あおきとなりまして、管理団体の体制が変わりましたことから、改めて指定管理をお願いするものでございます。

経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項により、公募によらず1団体を指名し選定する方式で行いました。

株式会社道の駅あおきを指名した理由につきましては、ただいま申し上げましたとおり、前身の道の駅あおき運営組合が既に指定管理を行っており、一定の成果を上げていること、また、法人化により組織の体制が強化されたことなどから、引き続き組織変更後の株式会社道の駅あおきを指定管理者とすることが望ましいと考えられるため、指名をいたしました。

なお、選考に当たりましては、条例により、あおきふるさと体験館・農産物直売所における事業計画に関する書類等選考委員会で審議を行い、選定を行いました。

指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体の管理に委ねるという施設特有の状況から、5年間といたしました。

以上でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 続いて6項め、青木村観光センターの指定管理者の指定について、片田建設産業課長、説明を求めます。

○建設産業課長（片田幸男君） 続きまして、青木村観光センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

青木村観光センターの指定管理者の指定について

平成28年4月1日、地方自治法179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、青木村観光センター。

2、指定管理者となる団体、青木村大字村松30番地2、株式会社道の駅あおき、代表取締役、林寛夫。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

青木村観光センターの指定管理につきましては、平成26年度から道の駅あおき運営組合に指定管理をお願いしていたところですが、このほど4月1日付で株式会社道の駅あお

きとなりまして、管理団体の体制が変わりましたことから、改めて指定管理をお願いするものでございます。

経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項により、公募によらず1団体を指名して選定する方式で行いました。

株式会社道の駅あおきを指名した理由につきましては、ただいま申し上げましたとおり、前身の道の駅あおき運営組合が既に指定管理を行っており、一定の成果を上げていること、また、法人化により組織の体制が強化されたことなどから、引き続き組織変更後の株式会社道の駅あおきを指定管理者とすることが望ましいと考えられるため、指名をいたしました。

なお、選考に当たりましては、条例により、青木村観光センターにおける事業計画に関する書類等選考委員会で審議を行い、選定を行いました。

指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体の管理に委ねるという施設特有の状況から、5年間といたしました。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、7項め、ふるさと公園あおきの指定管理者の指定について、片田建設産業課長、説明を求めます。

○建設産業課長（片田幸男君） ふるさと公園あおきの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

ふるさと公園あおきの指定管理者の指定について

平成28年4月1日、地方自治法179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、ふるさと公園あおき。

2、指定管理者となる団体、青木村大字村松30番地2、株式会社道の駅あおき、代表取締役、林寛夫。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

ふるさと公園あおきの指定管理者の選定の経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条1項により、公募によらず1団体を指名して選定する方式で行いました。

株式会社道の駅あおきを指名した理由につきましては、ふるさと公園あおきは道の駅あおきの隣接地に建設され、来訪者の憩いの場であることはもとより、観光、防災の拠点施設でもあり、イベントの開催等による集客やドクターヘリを初めとする有事の際の対応など、道の駅あおき関連施設として一体的かつ発展的な運営が必要という認識の中で、株式会社道の

駅あおきを指定管理者とすることが望ましいと考え、指名をいたしました。

なお、選考に当たりましては、条例により、ふるさと公園あおきにおける事業計画に関する書類等選考委員会で審議を行い、決定を行いました。

指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体の管理に委ねるという施設特有の状況から、5年間といたしました。

以上でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 8項め、平成27年度青木村一般会計補正予算（第8号）について、井古田総務企画課長、説明を求めます。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、8項目めになりますが、平成27年度青木村一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成27年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,462万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億90万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成28年3月25日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費について御説明申し上げます。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名が地方創生プロジェクト事業、金額が5,462万1,000円です。

この事業は、地方創生加速化交付金に係る事業として、広域連携の3事業、それと単独の1事業、合計4事業が3月18日付の内示により採択されたことで、事業費全額を繰り越して平成28年度で実施するものです。

内容につきましては、この後予算書の中で御説明申し上げます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

2 歳入

款9項1目1地方交付税189万6,000円を追加し、12億2,824万3,000円とするもので、節1地方交付税の普通交付税が見込みより増となります。

款11分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金150万円を追加して、159万円とするもので、節6の地方創生事業実施負担金につきまして、加速化交付金の中の連携事業のうち、都会と田舎をつなぐ真田丸の里信州小県ご当地蕎麦イベント、これの長和町からの負担分でございます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金に5,122万5,000円を追加して、8,179万3,000円とするもので、節1の総務管理費補助金の地方創生加速化交付金5,122万5,000円となります。

内訳について申し上げます。

まず1つとして恋するNAGANO WINE振興事業が287万5,000円、2つ目でひとり親家庭移住定住支援事業が50万円、3番目といたしまして都会と田舎をつなぐ真田丸の里信州小県ご当地蕎麦イベントが285万円、続いて自然エネルギー発電システム開発プロジェクト事業が4,500万円、以上の4事業となっております。

7ページをお願いいたします。

3 歳出

款2総務費、項1総務管理費、目10地方創生プロジェクト事業費5,462万1,000円を追加し、7,076万7,000円とするものです。

節7賃金から節12の役務費までは、都会と田舎をつなぐ真田丸の里信州小県ご当地蕎麦イベントに係る経費となっております。まず、節7の10万円はイベントに係る臨時雇人料、続いて節8の40万円はコーディネーター等の謝礼金です。節9の45万につきましては、イベントに係る旅費、宿泊代等となっております。節11の21万6,000円は事務所費でございます。節12の242万6,000円は、郵送料が5万円、あわせて広告費といたしまして237万6,000円が内訳となります。節13委託料4,829万6,000円につきましては、まず、ワインバレーイベント委託料といたしまして200万円、ひとり親定住移住委託料といたしまして54万円、そばイベント委託料といたしまして75万6,000円、自然エネルギー関係で4,500万円の経費を見込んでおります。節14使用料及び賃借料124万2,000円につきましては、そばイベントに係ります会場、バス、レンタカー等の賃借料を計上いたしました。節16の原材料費21万6,000円につきましては、そばイベントに使います材料費代でございます。節19負担金補助及び交付金127万5,000円につきましては、負担金がワインバレー協議会への負担金といたしまして

87万5,000円、補助金のほうがそばイベントの実施補助金として40万円を計上いたしました。

以上、平成27年度青木村一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げました。御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続いて、9項め、平成27年度青木村一般会計補正予算（第9号）について、歳入については井古田総務企画課長より一括説明を求め、歳出については各担当課長及び教育長より説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、9項目めになります。

平成27年度青木村一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

平成27年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,299万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債補正について御説明申し上げます。

記載の目的は、地域活性化事業債、補正前の限度額が400万円を、補正後におきまして記載の対象額の変更等により限度額を340万円に減額するものでございます。

なお、記載の方法、利率、それから償還の方法につきましては、補正前と変更ありませんので、また対象事業につきましては、当郷・入奈地区の農業用水路2路線に係るものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

2 歳入につきましては一括して御説明申し上げます。

款1村税、項4目1たばこ税400万円を追加して、2,367万9,000円とするもので、節1の現年課税分が見込みより増となっております。

款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税1万円を減額し、899万円とするもので、見

込みより減となりました。

款2項2目1自動車重量譲与税39万2,000円を減額して、2,060万8,000円とするもので、見込みより減となっております。

款3項1目1利子割交付金12万円を減額して、68万円とするもので、見込みより減となっております。

9ページをお願いいたします。

款7項1目1自動車取得税交付金151万3,000円を減額し、548万7,000円とするもので、見込みより減でございます。

款9項1目1地方交付税1億7,858万3,000円を追加して、14億682万6,000円とするもので、見込みより増でございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料に180万7,000円を追加して、3,980万3,000円とするものです。節1の総務手数料は13万9,000円の減、村営バスの運行収入が見込みより減となったものです。節2現年度分高速情報通信サービス使用料200万円の増は、通信サービス利用料が180万円、放送サービス利用料が20万円、いずれも見込みより増となりました。

10ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金に21万5,000円を追加して、9,694万5,000円とするもので、節1社会福祉費負担金1万5,000円の減は、介護保険低所得者保険料軽減負担金が見込みより減でございます。節2の児童福祉費負担金250万7,000円の減は、児童手当負担金が見込みより減となっております。節3保険基盤安定負担金273万7,000円は、見込みより増となりました。

目2衛生費国庫負担金は23万円を減額し、27万円とするもので、節1の保健衛生費負担金の未熟児療育医療事業負担金が見込みより減となっております。

款13項2国庫補助金、目1の総務費国庫補助金は、26万8,000円を追加して、8,206万1,000円とするもので、節1の総務管理費補助金は、総務省分の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が額の確定によりまして増となっております。

目2民生費国庫補助金は、376万5,000円を減額し、1,430万7,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金のうち介護保険事業補助金が1万4,000円の減、臨時福祉給付金支給事業補助金が75万円の減、臨時福祉給付金支給事業事務費補助金が89万3,000円の減、厚生省分の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が210万8,000円の減で、いずれも補助額

の確定に伴うものでございます。

目3衛生費国庫補助金は、20万6,000円を減額し、9万4,000円とするもので、節1の保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費補助金が見込みより減でございます。

目5教育費国庫補助金は、7万7,000円を減額して、11万2,000円とするもので、節1の教育費補助金の特別支援教育就学奨励費補助金が9,000円の増、私立幼稚園就園奨励費補助金が8万6,000円の減となっております。

11ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、項3委託金、目3教育費委託金は、40万5,000円を減額し、359万5,000円とするもので、節1の教育費委託金のインクルーシブ教育システム構築モデル事業が見込みより減となりました。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、330万1,000円を追加して、6,484万円とするもので、節2の授産所費負担金の施設事務費負担金が128万7,000円の増、節3の児童福祉費負担金の児童手当負担金が17万3,000円の減と、続いて、節4の保険基盤安定負担金218万7,000円の増は、保険基盤安定負担金国保分が213万7,000円の増、保険基盤安定負担金の後期高齢分が5万円の増となっております。

目2衛生費県負担金は25万円を減額し、37万3,000円とするもので、節1の保健衛生費負担金25万円の減は、保健事業費負担金が2万1,000円の減、未熟児療育医療事業負担金が22万9,000円の減となりました。

款14項2県補助金、目1総務費県補助金は2万7,000円を減額し、27万3,000円とするもので、節1の総務管理費補助金の有料道路通行料軽減事業補助金が見込みより減でございます。

目2民生費県補助金は、4万5,000円を減額して、1,338万6,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金の社会福祉法人による生活困窮者利用者減免事業補助金が4万7,000円の減でございます。

12ページをお願いいたします。

節2の児童福祉費補助金の2,000円の増は、母子父子家庭医療費給付事業が3万8,000円の増、第3子以降の保育料減免事業補助金が3万6,000円の減となりました。

目3衛生費県補助金は、4万8,000円を減額して、17万円とするもので、節1の保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金が2万8,000円の減、自殺対策緊急強化事業補助金が2万円の減となっております。

目4農林水産業費県補助金は、275万9,000円を減額し、6,403万円とするもので、節1の農業費補助金の野生鳥獣被害総合対策事業補助金が244万円の減、多面的機能支払事業交付金が31万9,000円の減となっております。

款14項3委託金、目1総務費委託金は、15万1,000円を減額して、1,010万6,000円とするもので、節4の統計調査費委託金が見込みより減となりました。

目2の民生費委託金は、1万8,000円を追加して、1万9,000円とするもので、節2の児童福祉費委託金の多子世帯応援クーポン券・プレミアムパスポート事業に係る申請書類発送費が1万2,000円、子育て支援パスポート全国共通展開事業業務委託金が6,000円の増となりました。

款17繰入金、項1目1基金繰入金は、250万1,000円を減額して、1,102万4,000円とするもので、節1基金繰入金の乳用育成牛の導入事業基金が120万円の減、繁殖和牛育成事業基金が130万円の減、こまゆみ団地公民館基金が1,000円の減となっております。

続いて、13ページをお願いいたします。

款19諸収入、項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入は、181万9,000円を追加し、781万9,000円とするもので、節1の授産所受託事業収入の加工収入が146万7,000円の増、維持費分が35万2,000円の増となりました。

款19項5目1雑入は、518万3,000円を追加し、3,773万4,000円とするもので、節3雑入の介護予防サービス計画給付費が34万1,000円の増、雑入が215万1,000円の増、危険家屋解体費立替受入金が269万1,000円の増となっております。

款20項1村債、節1の地域活性化事業債は、60万円を減額して340万円とするもので、節1の循環型社会形成事業債が起債対象事業費の変更により減額となりました。

続いて、14ページをお願いいたします。

歳出になりますので、担当ごとに御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係を申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費38万2,000円を追加し、1億5,648万3,000円とするもので、節14の使用料及び賃借料で見込みより増でございます。

目2文書広報費123万8,000円を減額し、1,529万5,000円とするもので、節11需用費が消耗品等により25万5,000円の増、節12の役務費が郵送料等によりまして45万1,000円の増、節13委託料のうち、主には行政手続整備支援業務を平成28年度に移行したことに伴いまして、194万4,000円を減額するものでございます。

目5財産管理費2億9万1,000円を追加し、2億9,571万5,000円とするもので、節11の需用費の光熱水費が45万円見込みより増、修繕料が役場庁舎の空調機等の修理に伴いまして86万1,000円の増となりました。節13委託料122万円の減、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額の確定による減額となっております。節25積立金2億円を平成27年度末で公共施設整備基金に積み立てるものでございます。現在の積立金の3億4,900万円に追加するもので、今後において道の駅全体の整備事業等施設整備に充当をしていく予定でございます。

目6企画費150万円を減額し、5,798万8,000円とするもので、節8の報償費100万円の減は、地域おこし協力隊の報酬、イベント等の実績により減額としました。節12役務費10万円の減は、事業の実績による減額でございます。節14の使用料及び賃借料30万円の減は、地域おこし協力隊に係る経費等で、見込みより減となります。

15ページをお願いいたします。

節22補償補填及び賠償金は、見込みより10万円の減額となっております。

目7諸費2万7,000円を減額し、2,783万5,000円とするもので、節19の負担金補助及び交付金の有料道路通行料負担軽減事業が実績により減額とするものです。

目8情報通信サービス事業費700万円を追加して3,649万5,000円とするもので、節11の需用費の30万円の減は、情報通信センター施設等の修繕料が実績により減。節18備品購入費の20万円の減も実績により減といたしました。節25積立金750万円の増は、情報通信センター事業の決算見込みに伴いまして、情報通信施設等整備基金に積み立てるものでございます。

目10地方創生プロジェクト事業費10万円を追加し、7,086万7,000円とするもので、節19負担金及び交付金の補助金は、地方創生事業の中で受注拡大事業補助金が実績により増額となりました。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項2目2村営バス運行管理費19万3,000円を減額し、2,398万8,000円とするもので、節11需用費の燃料費が実績により減額でございます。

次に、下段になりますが、款2総務費、項6統計調査費、目1の統計調査総務費は、財源の振替に伴う補正の内容となっております。

最後に、27ページのほうをお願いいたします。

給与費明細書になりますが、27ページから30ページまで記載をしてございます。内容については人件費に係るものですので省略をさせていただきます。

以上、平成27年度の青木村一般会計補正予算（第9号）について、歳入全般と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げました。御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、小宮山税務会計課長、説明を求めます。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費38万9,000円を追加し、2,135万9,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料でございます。住民税還付金等が見込みより増となったものでございます。配当割に係る個人住民税の還付金30万8,071円が主なものでございます。

目2賦課徴収費508万4,000円を減額し、1,897万9,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金でございます。航空写真共同撮影事業負担金が見込みより減となったものでございます。減額の要因につきましては、入札差金によるものでございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、花見住民福祉課長、説明を求めます。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

17ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費832万4,000円を追加し、6,911万円とするものでございます。節8報償費、出産祝金ですが、第4子以上の方がふえ35万円の増となりました。節14使用料及び賃借料、有料道路使用料につきましては、見込みより増となりました。節28操出金、国保特別会計操出金では、保険基盤財政安定分等として796万7,000円の増とするものでございます。

目3老人福祉費662万3,000円を減額し、2億2,052万2,000円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金は、社会福祉法人による生活困難者利用施設減免負担金として6万4,000円の減額とし、高齢者医療広域連合負担金678万3,000円の減額は、療養給付費の減額に伴うものでございます。節20扶助費、生活管理指導短期宿泊事業22万6,000円の増となります。これは、介護保険制度の対象とはなりません。援助が必要な高齢者が、一時的に宿泊する事業となります。節28操出金、介護保険特別会計6万9,000円の減額は、包括支援

事業に伴うもので、後期高齢者医療特別会計6万7,000円、基盤安定分が見込みより増でございませう。

次のページをお願いします。

目4地域包括支援センター費63万2,000円を減額し、1,344万3,000円とするものでございませう。節2給料、節3職員手当につきましては、見込みより増となるものでございませう。節7賃金につきましては、育休代替臨時職員分として103万円の減額でございませう。節13委託料、介護予防サービス計画委託料34万1,000円につきましては、要支援サービスプランの増によるものでせう。鑑定委託料につきましては、高齢者のための緊急通報システムの委託業者が業務の辞退などの支障が生じ、弁護士に相談をした件によるものでせう。

目7子育て世帯臨時特例給付事業費31万2,000円を減額し、331万8,000円とするものでございませう。節11需用費、節13委託料につきましては見込みより減とし、節19負担金補助及び交付金では15万円の減となります。今回の給付者は286世帯502人となります。

次のページをお願いします。

目8臨時福祉給付金支給事業133万1,000円を減額し、1,016万3,000円とするものでございませう。節7賃金、節11需用費は見込みより減額とし、節12役務費1万4,000円は給付金申請書類等の郵送料増によるものでせう。節13委託料、電算システム改修費24万2,000円につきましては、見込みより減となるものでございませう。節19負担金補助及び交付金では、60万円を減額し、給付金は661世帯900人となります。

款3民生費、項2授産所費、目1一般管理費64万9,000円を減額し、1,665万円とするものでございませう。節7賃金、節11需用費につきましては、見込みより減でございませう。

目3事業費177万5,000円を追加し、845万2,000円とするものでございませう。節7の賃金になりますが、作業工賃・ミシン針加工ほかで146万8,000円、オルガン針作業工賃の増に伴うものでございませう。節8報償費89万6,000円、これも作業収入の増に伴うものでございませう。

次のページをお願いします。

節11需用費、燃料費、光熱水費等につきましては、見込みより減とするものでせう。

項3児童福祉費、目1児童福祉総務費2万2,000円を追加し、45万2,000円とするものでございませう。節12役務費についてですが、郵送料の増となるもので、多子世帯の生活を支援するため、18歳以下の子供が3人以上いる世帯にクーポン券、プレミアムパスポートを発行したことによるものでせう。

目2 児童措置費268万円を減額し、7,653万8,000円とするものでございます。節20扶助費、児童手当につきましては、見込みより減とするものでございます。

次のページをお願いします。

目3 母子父子福祉費、7万6,000円を追加し、112万8,000円とするものでございます。医療給付費が見込みより増となるものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費15万7,000円を減額し、4,452万4,000円とするものでございます。節2 給料、節3 職員手当等、次のページの節4 共済費につきましては、産休職員1名分として計上させていただきました。節19負担金補助及び交付金は、未熟児療育医療給付費負担金87万4,000円の減は、見込みより減額とするものでございます。005不妊治療費給付金27万6,000円の減につきましても、実績に伴うものでございます。節23償還金利子及び割引料12万2,000円につきましては、平成26年度国庫負担金精算に伴うもので、未熟児療育医療費、感染症予防事業費等の返還分となっております。

目2 予防費41万2,000円を減額し、1,361万2,000円とするものでございます。節11需用費では、医薬材料費が見込みより20万6,000円の減とし、節13委託料、予防接種委託料が見込みより20万6,000円の減額となるものです。

目3 環境衛生費17万2,000円を減額し、1,068万4,000円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金、小型合併処理浄化槽設置補助金、見込みより17万2,000円の減額でございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 次に、多田保育園長、説明を求めます。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育園関係の歳出について御説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

款3 民生費、項3 児童福祉費、目4 保育所費で、目の予算額について増減はございませんが、節4 共済費の共済組合負担金を52万1,000円の減額、節7 賃金の臨時保育士の賃金ですが、52万1,000円の増額とするもので、見込みより増、また減となったものです。

また、財源の内訳につきましては、県補助金の確定によりまして、国・県支出金を3万6,000円の減とし、一般財源に振りかえるものです。

以上、よろしく御審議を賜り、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、片田建設産業課長、説明を求めます。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、建設産業課関係の補正予算の概要を申し上げます。

23ページをごらんいただきたいと存じます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございますが、42万5,000円を減額し、5,191万4,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金ですが、多面的機能支払交付金事業につきまして、当初では長寿命化の取り組みに取り組む予定であった1組織が、実際には取り組まなかったことによりまして、歳入歳出ともそれぞれ減額となるものでございます。

目4畜産業費ですが、212万7,000円を減額し、222万1,000円とするもので、節18備品購入費ですが、繁殖和牛、乳用育成牛それぞれ2頭ずつの購入見込みということで予算どりをしてございましたが、実際には購入された農家がございますので、250万円の減額をお願いするものでございます。節25積立金ですが、農家へ貸し付けしておりました購入費の返還金が見込みより増となりまして、その分を基金へ積み増しさせていただくための37万3,000円の増額をお願いしてございます。

続きまして、目5農地費でございますが、財源振替でございます。当初事業費ベースで借入れを計上してございましたが、実際には地元の負担金ですとか、あるいは充当率が90%、これで計算しますと借入れできる金額が60万円減となったものでございます。

24ページへまいりまして、項2林業費、目2林業振興費ですが、945万7,000円を減額し、6,928万4,000円とするもので、節11需用費、修繕料ですが、林道湯の入線の修繕工事で別途排水対策が必要となり、見込みより増となったものでございます。節16の原材料費ですが、32万4,000円の減ということで、見込みより減でございます。節19負担金補助及び交付金ですが、945万7,000円の減額をお願いするもので、森林造成事業、樹種転換事業、こちらいずれも森林組合が事業主体となって行う事業に対して補助しているものでございますけれども、事業の実施には森林所有者の同意が必須でございまして、不在地主の特定あるいは同意を得るまでに不測の日数を要し、当初予定していた数量を実施できなかったということによりまして全体事業費が減となり、補助の金額も減となったものでございます。

続きまして、款6商工費、項1商工費、目3観光費ですが、110万円を減額し、2,424万1,000円とするもので、節11の印刷製本費、各種観光パンフレットの増刷費用を計上してございましたが、沓掛温泉の1旅館の経営者がかわることがわかっておりましたので、増刷を見送ったことによりまして70万円の減でございます。修繕料につきましては40万円の減ということで、見込みより減でございます。

25ページへまいりまして、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費ですけれども、

96万9,000円を増額し、5,176万4,000円とするもので、節13委託料、こちらは除雪作業委託料でございますが、当初では最低限の予算の計上をしてございましたけれども、3月末の実績により精算を行った上で増額をお願いするものでございます。

以上、建設産業課関係の補正予算の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、沓掛教育長、説明を求めます。

○教育長（沓掛英明君） それでは、教育委員会関係についてお願いします。

25ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございますが、40万5,000円を減額して、3,727万5,000円といたしました。これは、インクルーシブ教育システム構築モデル事業におけるスーパーバイザーとしてお願いした指導者の賃金が見込みより減になったものでございます。100分の100の補助事業でありますので、国からの歳入も減額になっております。

次に、目3教育指導費ですが、10万4,000円を減額して、1,369万8,000円といたしました。これは私立幼稚園就園奨励費が見込みより減になったためでございます。

続いて、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費ですが、187万5,000円を減額して、3,800万4,000円といたしました。節1嘱託職員報酬の減は、特別支援教育支援員の減で、体調不良による欠勤のためであります。かわりに別の支援員をお願いしましたので、学校運営には支障ありませんでした。節15工事請負費の減は、小学校給食室のガス回転釜2基の改修工事が見込みより減になったためでございます。

項5保健体育費、目2体育施設費でございますが、53万円を減額して、1,585万5,000円といたしました。節7プールの管理人の賃金の減で、これは、昨年は雨が多くプールができない日が多かったことが主な要因であります。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続いて、10項め、平成27年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について、花見住民福祉課長、説明を求めます。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

平成27年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度青木村国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,458万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,913万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費負担金117万9,000円を減額し、8,582万3,000円とするものです。節1 現年度分として、国の概算払いによる療養給付費負担金、介護納付金、後期高齢者支援金分の増減でございます。

目3 特定健康診査等負担金17万円を追加し、67万円とするもので、特定健康診査の増によるものです。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金1,104万8,000円を追加し、3,104万8,000円とするもので、見込みより増となりました。

款4 県支出金、項2 県補助金、目1 財政調整交付金436万6,000円を減額し、1,763万4,000円とするもので、見込みより減額となりました。

次のページをお願いします。

款5 療養給付費交付金、項1 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金2,042万6,000円を減額し、1,357万5,000円とするもので、退職被保険者等の給付費の減によるものです。

款6 前期高齢者交付金、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金710万9,000円を追加し、2億1,211万円とするものでございます。交付金が見込みより増とするものでございます。

款7 共同事業交付金につきましては、550万円を減額し、1億1,870万円とするものでございます。高額療養費948万9,000円、見込みより減とするものです。保険財政共同安定化事業交付金につきましては、見込みより増となります。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金796万7,000円を追加し、3,017万7,000円とするものでございます。見込みより増となっております。保険基盤安定分では649万9,000円の増、財政安定化分では162万4,000円の増となります。

次のページをお願いします。

節3 出産育児一時金繰入金、節4 世帯主入院療養費繰入金につきましては、見込みより減となっております。

款 9 繰越金2,976万3,000円を追加し、4,252万5,000円となるものでございます。前年度繰越金の増でございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費1,298万1,000円を追加し、3億3,798万1,000円とするものでございます。療養給付費が見込みより増となるものでございます。

目 2 退職被保険者等療養給付費1,018万6,000円を減額し、1,981万4,000円とするもので、退職療養給付費が見込みより減となるものでございます。

目 3 一般被保険者療養費、次のページの目 4 退職被保険者等療養費につきましては、財源振替によるものです。

目 5 審査支払手数料29万円追加し、179万円とするもので、診療報酬審査委託費の増によるものです。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費972万9,000円を追加し、5,172万9,000円とするもので、高額療養費の増によるものです。

目 2 退職被保険者等高額医療費につきましては、財源振替によるものです。

次のページをお願いします。

項 3 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金、41万円追加し、125万円とするもので、見込みより増となります。

款 5 世帯主入院療養費につきましては、財源振替とするものです。

次のページをお願いします。

款 3 後期高齢者支援金等、項 1 後期高齢者支援金等449万6,000円を追加し、6,379万6,000円とするもので、後期高齢者支援金が見込みより増となるものでございます。

款 6 介護納付金、項 1 介護納付金につきましては、財源振替によるものでございます。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同拠出金、また次のページの目 3 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、財源振替によるものです。

款 8 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費43万6,000円を追加し、470万8,000円となるものでございます。健診委託料の増によるものです。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付金加算金、目 3 償還金643万を追加し、643万1,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料、償還金643万円は、療養給付国庫負担金の平成

26年度精算分に伴うものです。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、11項め、平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、花見住民福祉課長、説明を求めます。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いいたします。

平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第4号）

平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,027万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正には、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

3 ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正、款1 運営管理費、項2 施設管理費、事業名村単事業工事請負費、金額831万6,000円。この件でございますが、村単事業工事請負費についてでございます。これにつきましては、殿戸配水池電磁弁設置工事によるものです。これからの梅雨入り前に、施設管理も踏まえ、色度、濁度の異常時には自動的に流入を配水池に入れず、排出する仕組みとするものでございまして、安定した水道水の供給を図るものでございます。

なお、この入札に関しましては4社で行っております。

6 ページをお願いします。

2 歳入

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料2万6,000円を減額し、8,844万円とするものでございます。節1 現年度分水道料、見込みより減とするものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1 運営管理費、項1 総務費、目1 一般管理費2万6,000円を減額し、1,117万4,000円とするものでございます。節9 旅費につきまして、見込みより減とするものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、12項め、平成27年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、花見住民福祉課長、説明を求めます。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いいたします。

平成27年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ285万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,421万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料313万1,000円を減額し、1億995万5,000円とするものでございます。節1 現年度分特別徴収保険料、節2 現年度分普通徴収保険料を見込みより減とするものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金351万8,000円を追加し、9,723万3,000円とするものでございます。節1 現年度分、介護給付費負担金が見込みより増とするものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金223万5,000円を減額し、3,590万5,000円とするものでございます。現年度分が見込みより減額となるものです。

目3 地域支援包括的支援事業交付金13万2,000円を減額し、161万1,000円とするもので、見込みより減額となるものでございます。

次のページをお願いします。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金252万8,000円を減額し、1億5,003万1,000円とするものでございます。節1 現年度分308万円見込みより減となり、節2 過年度分55万2,000円は精算に伴うものでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金323万2,000円を減額し、8,013万1,000円とするもので、見込みより減額となります。

項3 県補助金6万6,000円を減額し、80万6,000円とするものでございます。介護任意事

業等の減によるものです。

次のページをお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援包括的支援事業交付金6万6,000円を減額し、80万6,000円とするもので、見込みより減とするものです。

目5低所得者保険料軽減繰入金3,000円を減額し、66万4,000円とするもので、見込みより減とするものでございます。

項2基金繰入金、目1介護支払準備基金繰入金40万円につきましては、基金を活用せず事業運営ができましたので減額といたしました。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,112万9,000円を追加し、1,113万円とするものでございます。前年度繰り越しの増でございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費12万5,000円を追加し、311万3,000円とするもので、節13委託料、介護保険電算処理委託料、見込みより増とするものでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費316万4,000円を減額し、1億6,693万3,000円とするもので、要介護の1から5の在宅サービス費で見込みより減となりました。

目3地域密着型介護サービス給付費62万7,000円を追加し、2,699万3,000円とするもので、グループホームにかかわる給付費が増となるものです。

目5施設介護サービス給付費15万円を減額し、2億6,699万7,000円とするものでございます。特養、老健等施設サービスが見込みより減となっております。

次のページをお願いします。

目7居宅介護福祉用具購入費18万4,000円を減額、目8居宅介護住宅改修費94万5,000円の減額は、要介護1から5の方の利用実績に伴うものです。

目9居宅介護サービス計画給付費158万9,000円を追加し、2,577万1,000円とするもので、要介護者のサービスプラン代が見込みより増となるものです。

次のページをお願いします。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費32万5,000円を減額し、1,527万5,000円とするもので、要支援1ないし2の在宅サービスが見込みより減となるものです。

目5 介護予防福祉用具購入費、目6 介護予防住宅改修費につきましては、要支援の方の福祉用具、住宅改修費の助成が見込みより減となるものです。

目7 介護予防サービス計画給付費34万1,000円を追加し、245万2,000円とするもので、要支援の方の介護サービスプランが見込みより増となるものでございます。

項3 その他諸費、目3 審査支払手数料1万8,000円を追加し、43万円とするもので、見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費10万1,000円を追加し、1,082万9,000円とするものです。節19の負担金、見込みより増でございます。これにつきましては、要介護1から5の方が対象になっております。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費69万6,000円を減額し、2,410万8,000円とするもので、特養等の入居者の食事等の軽減分が減となったものです。

項6 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費につきましては、財源振替によるものです。

次のページをお願いします。

款5 地域支援事業、項1 介護予防事業費につきましては、目2 一次予防事業費7,000円を追加し、1,103万6,000円とするもので、生活機能評価委託業務が見込みより増となるものです。

項2 包括的支援事業任意事業費、目3 任意事業費につきましては、補助金等の減額による財源振替でございます。

次のページをお願いします。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 第1号被保険者保険料還付金、4名分の還付となっております。

目2 償還金588万8,000円を追加し、588万9,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料、介護給付費と国庫補助金平成26年度の精算分でございます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 次、13項め、平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、花見住民福祉課長、説明を求めます。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いいたします。

平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,983万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料247万3,000円を減額し、2,485万3,000円とするものでございます。節1 現年度分、見込みより減とするものでございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 保険基盤安定繰入金6万7,000円を追加し、1,634万9,000円とするものでございます。保険基盤安定繰入金として見込みより増とするものでございます。

次のページ、3 歳出、をお願いします。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金240万6,000円を減額し、4,983万円とするものでございます。節19 負担金補助及び交付金につきまして、見込みより減とするものでございます。

以上御審議いただき、御決定いただきますようよろしく願いいたします。

○議長(小林和雄君) 以上で、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを終了いたします。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長(小林和雄君) 休憩前に引き続いて会議を始めます。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第4、報告第2号 平成27年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

片田建設産業課長、説明を求めます。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、平成27年度の土地開発公社の事業報告について申し上げます。

報告第2号 平成27年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法243条の3第2項により、平成27年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただきまして、平成27年度の青木村土地開発公社の決算書をもって報告にかえさせていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

(1) 土地造成事業につきましては、望岳駐在所土地の用地取得ということで1,801平米、1,206万9,888円ということで、平成27年4月1日に契約をしてございます。

(2) 理事会等に関する事項でございますが、記載のとおり、3回の理事会を開催しております。

(3) 法人登記事項につきましては、理事の変更がございましたので、それぞれ変更の登記をいたしました。

2ページをお願いいたします。

収入支出決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、科目、決算額のみ申し上げます。

収入でございますが、前年度繰越金ということで8,289万8,110円、事業収益はございませんでした。事業外収益ということで1,338万7,347円、内訳ですが、貸地料ということで1,153万52円、回収未収金ということで182万20円、受取利息ということで3万5,775円、雑収益ということで1,500円、収入合計が9,628万5,457円ございました。

支出でございますが、事業原価ということで、土地造成事業原価でございます1,206万9,888円、望岳土地の購入にかかわるものでございます。販売費及び一般管理費でございますが、21万392円でございます。事業外費用ですが、1,102万4,895円ということで、内訳は、借地料ということで1,073万3,295円、雑支出が29万1,600円、支払合計が2,330万5,175円でございます。

収入、支出差し引きでございますが、7,298万282円ということで、次年度への繰越額となります。

資本的収入及び支出はございませんでした。

3ページへまいりまして、キャッシュフロー計算書ということでございまして、平成27年4月1日から28年3月31日までの現金及び預金の流れを示してございます。

1の事業活動によるキャッシュフローでございますが、土地造成事業収入はゼロ、(2)その他の事業収入ということで、貸地料等でございますが1,335万1,572円、(3)人件費支出ということで、幹事の報酬でございますが三角の6,500円、(4)その他の業務支出ということでございますが、借地料と土地の取得に係るものが主でございますして三角の2,329万8,675円、利息の受取額ということで3万5,775円、合計、三角の991万7,828円でございます。

2、財務活動によるキャッシュフローはございません。

3の現金及び現金同等物増加額または減少額ということで991万7,828円の減少でございます。現金及び現金同等物期首残高ということで8,289万8,110円、同じく期末の残高でございますが7,298万282円となります。

この期末の残高につきましては、5ページの貸借対照表の最上段の現金及び預金の額、また6ページの財産目録の上段、現金及び預金の額、こちらの数字と一致しているということで御確認をいただければと存じます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

事業収益でございますけれども、公有地の取得事業収益ということで301万7,472円ということで、望岳の土地のうち駐在所の予定地にかかわる部分がこの部分でございます。(2)の土地造成事業収益でございますが905万2,416円、こちらは望岳の土地のうちスタンド部分に係る部分でございます。

2の事業原価も同額でございますので、事業収益、事業総利益はゼロ円ということになり

ます。

3の販売費及び一般管理費ですけれども、事業損失として21万392円、この内容につきましては、9ページの付表をごらんいただきたいと存じますが、人件費の報酬ということで6,500円、監査幹事の報酬でございます。

2の経費でございますが20万3,892円ということで、2の需用費の10万2,816円、書籍の追録代等でございます。4の負担金4,000円が県用地対策連絡協議会の会費、5の登記料は2万6,076円、租税公課ということで7万1,000円が法人の県村民税、以上、合計が21万392円ということでございます。

4ページへお戻りいただきまして、4の事業外収益でございますが、貸地料ということで1,153万52円、受取利息が3万5,775円、雑収益ということで1,500円、こちらはN T Tの電柱敷地料でございます。計1,156万7,327円でございます。

5、事業外費用でございますが、(1)の借地料1,073万3,295円、(2)の雑支出29万1,600円、こちら平成元年度に公社が販売した土地でございますけれども、水道の取り出し工事に係る費用をいただいていたにもかかわらず、何らかの理由により工事が施工されておりませんでしたので、ここで実施をしたものでございます。計1,102万4,895円、経常利益は33万2,040円ございました。

6の特別利益でございますが、75万1,840円、こちら白山霊園の土地の簿価の修正によるものでございます。

7の特別損失はございません。当期純利益、当期利益は同額で、108万3,880円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、流動資産ということで、現金及び預金が7,298万282円、事業未収金ゼロ、(3)の未収収益でございますが189万3,957円ということで、宅地及び工場の賃借料の未収分でございます。(4)の完成土地でございますが1,375万9,888円ということで、白山霊園の6区画と新たに取得しました望岳の土地でございます。流動資産の合計が8,863万4,127円となります。

2の固定資産ですが、有形固定資産についてはゼロ、(2)の投資その他の資金ということで資本金300万円でございます。

資産の合計が9,163万4,127円でございます。

続きまして、負債の部でございますが、1の流動負債はございません。

続きまして、資本の部ということで、資本金、(1)基本財産ですが300万円、2の準備金、前期繰越準備金が8,755万247円、当期の純利益が108万3,880円で、準備金の合計が8,863万4,127円、資本合計が9,163万4,127円、負債資本合計も同額となっております。

6ページからは、財産目録、それから附属明細書等をおつけしてございます。

また、10ページ目には、この決算について監査をいただいた監査報告書をおつけしてございます。あわせてごらんいただければというふうに存じます。

以上、平成27年度の青木村土地開発公社の事業報告を申し上げます。

よろしく願いいたします。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第5、報告第3号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について、青木村一般会計分になります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度青木村一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をごらんいただきたいと思います。

平成27年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書となります。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が情報セキュリティ強化対策事業1,503万1,000円で、内容につきましては情報セキュリティー強化対策のため一層の向上を図り、住民情報の流出を防止することを目的とした事業でございます。全額繰り越しとなります。財源といたしましては、補助金が535万円、それから一般補助施設事業債として170万円、それから一般財源が798万1,000円の内訳となっております。

続いて、款項は同様でございますが、事業名が地方プロジェクト事業費5,462万1,000円

で、内容につきましては4項目ございます。まず元気な企業づくり推進事業、続いて都会と田舎をつなぐ真田丸の里信州小県ご当地蕎麦イベント事業、続いて恋するNAGANO WINE振興事業、最後にひとり親家庭移住定住支援事業、この財源といたしましては地方創生の加速化交付金5,122万5,000円、それと長和町さんからそばイベントに係る負担金として150万円、それから最後に一般財源として189万6,000円の内訳となっております。

続いて、款5農林水産業費、項1農業費、事業名が高機能拠点施設整備事業2億9,989万円でございます。内容は道の駅全体の整備事業の中で農産物直売所とストックヤードに係ります事業費として、財源につきましては補助金が1億5,044万5,000円、それから起債の関係が一般補助施設事業債として1億3,450万円、最後に一般財源が1,494万5,000円の内訳となっております。

以上、報告第3号について御説明し、報告とさせていただきます。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第6、報告第4号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村簡易水道特別会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、報告第4号について御説明申し上げます。

平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村簡易水道特別会計）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度青木村簡易水道特別会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

次の裏面をお願いします。

平成27年度青木村簡水特別会計繰越明許費繰越計算書

款1運営管理費、項2施設管理費、事業名村単事業工事請負費、金額831万6,000円、翌年度繰越額831万6,000円、一般財源831万6,000円となっております。

村単事業工事請負費でございます。殿戸配水池の電磁弁設置工事によるものでございます。地域住民の皆さんには水道水の調整をいろいろお願いしてきたところでございますが、これ

からの梅雨入り前に、施設管理を踏まえて、安定した水道水の供給を図るためのものがございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますよう、報告とさせていただきます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第7、議案第1号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第1号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例

青木村国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中につきましては省略をさせていただきます。

第4章中第6条の次に次の1条を加える。

（結核精神給付金）

第7条 被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の規定により医療を受けたときは、当該被保険者属する世帯の世帯主に対し結核精神給付金として、当該被保険者が負担する額を支給する。

2 前項の規定により支給する場合、結核精神給付金として当該世帯主に対し支給すべき額の限度において、保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。

3 前条の規定による支払があったときは、当該世帯主に対し結核精神給付金の支給があったものとみなす。

第7条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

附則

この条例は平成28年7月1日より施行する。

この条例につきましては、任意給付に規定されている結核福祉給付金、結核精神給付金の給付を開始するに当たり、関係条例について所要の改正を行うもので、被保険者である結核患者または精神障害者が受ける通院医療の一部負担金を給付するものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただくようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第8、議案第2号 平成28年度生活基盤耐震化施設等交付金事業に伴う市之沢浄水場設備工事の請負契約についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

議案第2号 平成28年度生活基盤耐震化施設等交付金事業に伴う市之沢浄水場設備工事の請負契約について

昭和39年青木村条例第11号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1 契約の目的、平成28年度生活基盤耐震化施設等交付金事業に伴う市之沢浄水場設備工事。

2 契約方法、指名競争入札。

3 契約金額、2億4,840万円。

4 契約の相手方、上田市常磐城654番地1、中信アスナ株式会社上田支店、支店長、岩淵伸一。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

今回の工事につきましては、新市之沢浄水場の機械、電気、計装設備などの建設となっております。浄水棟での急速ろ過機2基、薬品注入設備の設置、配水池ポンプ室機械設備等により、水質基準に適した安定供給を行うものでございます。

指名に当たりましては、8社での入札となりました。

以上、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第9、議案第3号 青木村浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託契約について議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それではお願いします。

議案第3号 青木村浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託契約について

昭和39年青木村条例第11号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、下記のとおり委託契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。
記。

1 契約の目的、青木村浄化センター電気設備工事その4。

2 契約方法、随意契約。

3 契約金額、5,350万円。

4 契約の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団、理事長、谷戸善彦。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

今回の事業につきましてですが、浄化センターの長寿命化計画に沿って、耐用年数が経過し老朽化した設備を平成28年度から平成29年度にかけ更新するものです。計画では揚水設備、受変電設備、水処理運転設備などがございます。

なお、随意契約につきましては、当該団体は日本下水道事業団法に基づく地方共同法人で、国交省の認可法人です。多種にわたり高度な技術を要する事業でも多くの実績があり、村の長寿命化計画の策定にもかわり、施設の細部まで熟知しております。工事は発注から完成、検査までを一貫して確実に代行できる機関でございます。

以上のことから、日本下水道事業団に業務を代行することを決定いたしました。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第10、議案第4号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第4号 寄附採納についてお願いいたします。

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があったので採納することについて議会の議決を求める。

記といたしまして、1 寄附者、上田市小泉81番地、日置電機株式会社、代表取締役社長、町田正信氏。寄附金額、20万円。青木村立青木小学校及び青木中学校の楽器修理費用として。

2 寄附者、青木村大字田沢118番地、小川原辰雄氏。寄附物件、①といたしまして図書1,343冊、青木村図書館図書として。②昆虫標本、図書、備品等一式、信州昆虫資料館に現存する昆虫標本、図書及び備品等として。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

以上、議案第4号について御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次いで、日程第11、議案第5号 平成28年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については井古田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課長及び教育長より説明を求めます。

最初に、井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第5号について御説明申し上げ

ます。

平成28年度青木村一般会計補正予算（第1号）

平成28年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,955万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,395万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをごらんください。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的は地域活性化事業債、補正前の限度額が3,550万円に対しまして、補正後で400万円に減額補正するものでございます。道の駅整備事業に関する財源を補助金等に振りかえたことにより、限度額の減額となっております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございませんので、説明は省略をさせていただきます。

続いて、6ページをお願いいたします。

2 歳入については、一括して御説明申し上げます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,508万6,000円を追加し、2,443万円とするもので、節1総務管理費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金108万6,000円は、通知カード、個人カードの関連事務に対します総務省の交付金が当初予算に追加されたものでございます。また、地方創生新型（仮称）になりますが、交付金は皆減をしまして、かわって地方創生推進交付金1,900万円を予算計上いたしました。

目2民生費国庫補助金141万2,000円を追加し、3,070万7,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金の障害者地域生活支援事業補助金17万円は成年後見事業の2分の1、また社会保障・税番号制度システム整備費補助金124万2,000円につきましてはシステム整備費に対する厚生労働省の補助金となっております。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金41万3,000円を追加し、391万3,000円

とするもので、節1の総務管理費補助金の地域発元気づくり支援金が決定額に伴い追加計上をさせていただきました。

目2民生費県補助金8万5,000円を追加し、1,333万5,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金の障害者地域支援事業補助金が成年後見事業費の4分の1を計上してございます。

目4農林水産業費県補助金1,801万5,000円を追加し、7,131万2,000円とするもので、節1の農業費補助金のうち、農山漁村振興補助金1,350万円が道の駅あおき高機能拠点化施設事業費の2分の1補助、また、経営体育成支援事業補助金451万5,000円が農業用機械の取得に対する補助金となっております。

目6商工費県補助金500万円を新たに計上し、節2観光費補助金の二地域居住者向けコンパクト住宅整備事業費の2分の1を計上いたしました。

続いて、7ページをお願いいたします。

款16項1寄附金、目1一般寄附金10万円を追加し、1,010万1,000円とするもので、節1の一般寄附金の企業版ふるさと応援寄附金を見込みました。

目4教育費寄附金20万円を新たに計上し、節4小学校費寄附金10万円、それと節5の中学校費寄附金10万円を予算計上いたしました。

款17繰入金、項1目1基金繰入金3,100万円を追加し、1億5,795万円とするもので、節1の基金繰入金の土地開発基金を公共用地取得の財源として計上をいたしました。

款18項1目1繰越金7,694万2,000円を追加し、2億694万2,000円とするもので、節1の前年度繰越金、見込みより増でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

款19諸収入、項5目1雑入280万円を追加し、3,487万円とするもので、節3雑入のうち自治総合センター助成金が110万円、これにつきましては当郷区のコミュニティー活動助成金として、地域活性化センター助成金170万円が移住定住交流推進支援事業助成金として、それぞれ予算計上をしました。

款20項1村債、目2地域活性化事業債3,150万円を減額し、400万円とするもので、節2の地域資源活性化事業債の借入れをしないことで、補助金等に対応したため減額補正となります。

続いて、9ページをお願いいたします。

3の歳出になりますので、担当ごとに御説明申し上げます。

まず、総務企画課関係になりますが、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費2万

7,000円を追加し、1,543万9,000円とするもので、節12役務費の広告料が見込みより増でございます。

目5財産管理費3,424万8,000円を追加し、1億485万8,000円とするもので、節11需用費の修繕料16万2,000円につきましては、役場庁舎内に授乳室を設置する修繕料でございます。節13委託料の電機機器設定委託料294万9,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費の厚生労働省分の交付金の増に伴って委託料が増額となりました。節17公有財産購入費3,113万7,000円は、道の駅高機能拠点化プロジェクト用地として、また警察官駐在所用地の購入に伴うものでございます。

目6企画費145万8,000円を追加し、5,445万円とするもので、節11の需用費16万2,000円は燃料料が見込みより増でございます。節13委託料54万円は、ふるさと公園花壇の土づくり等の委託が見込みより増でございます。節16原材料費27万円は、花壇の面積がふえたことによる苗代等の見込みより増です。

目7諸費110万円を追加し、2,256万2,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の補助金110万円は、自治総合センター助成事業補助金を当郷区に対しまして物品購入として助成するものでございます。

続いて、10ページをお願いします。

款2項1目9地方創生プロジェクト事業費4,177万2,000円を追加し、5,616万2,000円とするもので、地方創生推進交付金、2つの事業の内容が計上をされております。節11の需用費の印刷製本費32万4,000円につきましては、五島慶太翁パンフレットの作成費でございます。節13の委託料2,052万円は、タチアカネプロジェクト事業費として1,296万、それから元気な企業づくり事業といたしまして756万を計上をさせていただきました。節15工事請負費702万円につきましては、元気な企業づくり事業の中で試作品の展示場の設置工事として540万円、お試し住宅の改修工事費として162万円を計上いたしました。節18備品購入費1,090万8,000円は、タチアカネプロジェクト事業費のキッチンカーの購入事業として1,026万、お試し住宅関係の備品として64万8,000円を計上いたしました。節19負担金補助及び交付金の300万、これにつきましてはタチアカネプロジェクト事業の中で、タチアカネの作付面積と収穫品の向上のための補助金を計上させていただきました。

以上で、歳入全体と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費7万2,000円を追加し、2,127万円とするものでございます。節23償還金利子及び割引料、国庫返納金ですが、平成27年度の中長期在留者住居地届け出事務委託費の国庫負担金の返納分となっております。

次のページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費34万円を追加し、1億3,083万円とするものでございます。節12役務費、通信運搬費4,000円の増、成年後見申し立て手数料5万4,000円の増、節13委託料、弁護士等相談委託料3万円の増、節20扶助費、成年後見人等報酬助成25万2,000円の増となっております。今回の障害者福祉費の予算につきましては、成年後見制度の市町村申し立てに係る経費でございます。判断能力の不十分な方に、配偶者または4親等内の親族がいなかったり、あるいはこれらの親族があっても音信不通の状態にあるなどの場合、村長は、本人の福祉の充実を図るために必要があると認めるときには、法定後見の開始の審判を申し立てをするものでございます。

目3老人福祉費57万1,000円を追加し、2億2,340万3,000円とするものでございます。節13委託料、くつろぎの湯管理委託料43万2,000円では、AEDの交換に伴う費用でございます。節28操出金、介護保険特別会計操出金として13万9,000円の増では、認知症高齢者等成年後見制度の市町村申し立てにかかわる費用分として計上いたしました。

子育て世帯臨時特例給付事業費15万1,000円を追加しております。節23償還金利子及び割引料、国庫補助金返納金ですが、平成27年度分の実績に伴うものです。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 次に、片田建設産業課長、説明を求めます。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、建設産業課関係補正予算の概要を御説明申し上げます。

11ページの下段をごらんいただきたいと存じます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございますが、580万8,000円を増額し、6,058万5,000円とするもので、節7賃金につきましては、臨時雇人料ということで115万6,000円、道の駅あおきのリニューアルに備え、新たに臨時職員をお願いし、地元農産物

の生産から出荷体制の確立と各事業部門の強化に取り組んでいただくためのものでございまして、原則週3日道の駅で勤務いただく方1名分の予算をお願いするものでございます。

12ページへまいりまして、節19負担金補助及び交付金でございしますが、花卉・野菜等栽培施設補助金ということで、ビニールハウスの設置に要する費用の20%を補助するものでございますが、このほど新規に花卉栽培に取り組む農家から申請がございましたので、予算の不足分についてここで補正をお願いするものでございます。050経営体育成事業補助金でございしますが、水田農業の担い手でございます2つの経営体からトラクターと汎用コンバインの補助金申請がございまして、県への補助申請をしておりましたところ、このほど30%の補助採択がございましたので、歳入歳出同額で補正をお願いするものでございます。

続きまして、目9高機能拠点施設費ですが、1,620万円を追加し、5,120万円とするもので、節15工事請負費でございしますが、国庫補助事業工事請負費につきましては1,080万円ということで、農山漁村振興交付金が採択となりまして、直売所以外の部分になりますが、一部設備の切り回し等外構工事を予定してございます。村単事業工事請負費の540万円につきましては、県の防災倉庫ですとか照明器具等の移設を行うための工事費をここでお願いするものでございます。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費でございしますが、30万円を追加し、6,219万2,000円とするもので、節13委託料30万円でございますが、弘法地区にございます旧若林商会の碎石採取場におきまして、民間事業者によります太陽光発電施設が計画されております。これは林地開発に当たりまして、県の許可になるわけでございますが、県は一定の基準に基づいて条件がクリアされれば許可が出るというものでございますけれども、今後実際に申請が出されますと、県から村としての意見を求められることとなります。その際しかるべき機関に依頼をしまして、雨量の計算やその他の対策が十分に講じられているかなどを検証する費用として、今回補正をお願いするものでございます。

13ページへまいりまして、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費でございしますが、30万円を追加し、3,315万5,000円とするものでございまして、節19負担金補助及び交付金のISO取得費用補助金で30万円、村内企業1社より申請がございましたので、ここで補正をお願いするものでございます。

続きまして、目3観光費ですが、1,412万円を追加し、3,008万8,000円とするもので、節8の報償費から節14の使用料及び賃借料につきましては、宝くじの関係で要望しておりました地域活性化センター助成金170万円が採択となりまして、移住定住交流推進事業としてモ

ニターツアー等を企画して実施するための費用を計上いたしました。こちらにつきましては、100%助成金で実施をいたします。節13の委託料の015の二地域居住者向けコンパクト住宅整備事業設計・監理委託料65万円、それから節15の工事請負費の同じく二地域居住者向けコンパクト住宅整備工事費1,080万円でございますが、こちらも県の補助約2分の1の500万円をいただきまして、二地域居住者に向けた住宅1戸の整備を行うものでございます。

目5の昆虫資料館費ですが、21万6,000円を追加し、746万4,000円とするもので、節11需用費の印刷製本費ということで資料館パンフレットの作成費用、こちら当初で盛り込んでおりませんでしたので、こちらで補正をお願いするものでございます。

14ページにまいりまして、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございますが、216万円を追加し、2億2,099万8,000円とするもので、節28操出金、下水道特別会計操出金でございます。経営戦略策定業務にかかわる増額ということでございます。

目2の道の駅管理費ですが、7万6,000円を追加しまして、236万2,000円とするもので、節14使用料及び賃借料の使用料ですが、3月に整備いたしました道の駅のWi-Fi設備の使用料1年分ですが、7万6,000円をここでお願いするものでございます。

以上、建設産業課関係の補正予算の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜り、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 次に、沓掛教育長、説明を求めます。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

14ページをお開きください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費ですが、31万7,000円を増額して、4,784万4,000円といたしました。節11需用費の増は、日置電機株式会社様からの寄附金による楽器の修繕料でございます。節14使用料及び賃借料の減と18備品購入費の増は、AEDを5年間のリースではなくて、リースで借りるというのではなくて、備品として購入するというようにしたための減額と増額でございます。

次のページ、項3中学校費、目1学校管理費ですが、小学校と同様に31万7,000円を増額して、5,389万1,000円といたしました。内訳も小学校と全く同じでありまして、楽器の修繕費として寄附の10万円を充てたことと、AEDをリースから購入に変えたためであります。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第12、議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第6号について説明をさせていただきます。

平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,534万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金216万円を追加し、1億9,930万円とするものでございます。一般会計繰入金、見込みより増となります。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金216万円を追加し、616万円とするものでございます。前年度繰越金、見込みより増となります。

3 歳出

款1下水道費、項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費432万円を追加し、6,123万円とするものでございます。節13委託料、025下水道経営戦略策定業務委託料432万円でございます。この業務につきましては、下水道事業として将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画を策定するものです。投資資産等の支出と財政試算を均衡させた投資財政計画が中心となり、組織効率化、経営健全化の取り組み方針などを策定いたします。

以上、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第13、議案第7号 平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第7号について御説明をさせていただきます。なお、この議案7号につきまして、大変申しわけございません、字句の修正をさせていただきますと思います。訂正をさせていただきますと思いますが、鏡の場面の一番上の「平成28年度青木村介護保険特別会計専決」という文字を入力してしまいまして、この「専決」を削除していただきたいと思います。また、その下、すぐ下段の中ほどにも「専決」という文字を入れてしまいましたので、大変申しわけございません。今後このようなことがないように事務処理には適正に処理したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,110万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 地域支援包括的支援事業交付金13万4,000円を追加し、200万7,000円とするものでございます。節1 現年度分、包括的支援・任意事業分と

してございます。これにつきましては、成年後見市町村申し立て費用に伴うもので、対象経費の2分の1となっております。

款5 県支出金、項3 県補助金、目2 地域支援包括的支援・任意事業交付金6万7,000円を追加し、100万4,000円とするものでございます。こちらの事業につきましても、成年後見市町村申し立て費用の4分の1となっております。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目3 地域支援包括的支援事業交付金6万7,000円を追加し、100万4,000円とするものでございます。

また、目4 その他一般会計繰入金として7万2,000円を追加し、2,322万7,000円とするものでございます。こちらにつきましても見込みより増となっておりますが、成年後見に伴うものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款5 地域支援事業、項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 権利擁護事業費34万円を追加し、85万4,000円とするものでございます。節12 役務費、通信運搬費4,000円、手数料、印紙代4,000円、鑑定料5万円となっております。鑑定料につきましては、本人の判断の能力の程度を医学的に十分確認するため医師の鑑定を伴うことがありますので、計上させていただきました。節13 委託料、弁護士等相談料。節20 扶助費、成年後見人等報酬助成25万2,000円となっております。報酬につきましては、成年後見人等に対する報酬でございまして、厚生労働省が参考単価として示した金額が、在宅者で月額の上限として2万8,000円を基準としております。今回の予算につきましても、成年後見制度の市町村申し立てに係る経費でございます。認知症高齢者等を対象とした事業でございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）の説明

○議長（小林和雄君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について、報告をお願いします。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いたします。

平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）

平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,201万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、関晴夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款3事業委託金、項1村委託金、目1村委託金43万2,000円を追加し、1,632万5,000円とするものでございます。くつろぎの湯ということで、見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款2事業費、項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費43万2,000円を追加し、1,491万5,000円とするものでございます。節18備品購入費、これにつきましては、現在使用しておりますAEDが耐用年数が来ることにより交換をさせていただくものでございまして、AED1台分の備品購入費となっております。

以上、報告とさせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（小林和雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これで散会といたします。

この後、全員協議会を行いますので、議員の皆さんそろい次第、開会いたしますので、議員控室へ移動をお願いします。

散会 午前11時42分

平成 2 8 年 6 月 1 6 日 (木曜日)

(第 2 号)

平成28年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年6月16日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(8名)

1番	金井とも子君	2番	宮下壽章君
3番	杓掛計三君	4番	片山順雄君
5番	居鶴貞美君	7番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(1名)

6番 内藤賢二君

欠員(1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	杓掛英明君
参事兼 総務企画課長 兼事業推進室長	井古田嘉雄君	住民福祉課長 兼保健衛生係	花見陽一君
教育次長兼 公民館長	横田孝君	保育園長	多田治由君
会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君	住民福祉課長 兼補佐兼地域包括支援センター長	宮澤章子君
住民福祉課長 兼補佐兼上下水道係長	若林喜信君	建設産業課長 兼農業振興係	奈良本安秀君
住民福祉課長 兼住民福祉係	上原博信君	総務企画課長 兼総務係	稲垣和美君
税務会計課長 兼資産税係	高柳則男君	税務会計課長 兼住民税係	早乙女敦君

建設産業課
商工観光係長

依田哲也君

総務課
事業推進係長

塩澤和宏君

建設産業課
国土調査係長

小林義昌君

事務局職員出席者

事務局長

井古田嘉雄

事務局員

稲垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

6番、内藤賢二議員が、病気治療のため本日欠席する旨の届け出がありました。

本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまでございます。

◎議事日程の報告

○議長（小林和雄君） 本日は、平成28年第2回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長（小林和雄君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式、一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 堀内富治君

○議長（小林和雄君） 9番、堀内富治議員の登壇をお願いします。

堀内議員。

[9 番 堀内富治君 登壇]

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。よろしくお願ひします。

本日は、2件につきまして一問一答方式で質問してまいりたいと思ひます。村長並びに担当課長の答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

質問に入る前に、熊本で災害がございまして、災害に遭いまして大変気の毒な状態があるわけがございまして、被災されました皆さんに対しまして、心からお見舞いを申し上げたいと思ひます。

さて、災害の発生と防災対策でございますけれども、最近、風水害あるいは地震によるところの災害は非常に増加をしておるといふふうに私は考えております。被害規模も被害金額も非常に大きくなってきておるといふような状況であります。

しかし、幸い青木村の場合には災害は少なく、ほっとしているところでございまして。

村長にお伺いをしたいと思ひます。

最近の青木村の内容、特に災害状況等についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございまして。

それでは、御質問に順次答弁させていただきたいと思っております。

青木村の最近の状況ですが、記憶にありますのは、昭和34年8月12日から14日、台風7号についてでありまして、河川の氾濫、堤防等の決壊、橋梁や家屋の流出、さらには農地の流出等々ありました。田畑の被害は1,035と、データによりまして当時の被害金額、1,035ヘクタールで被害額は当時のお金で1億2,700万円ということでございます。最近、その後4年前の大きな流出、雨量がございましたけれども、土木的な災害で人的な災害はなかったのは幸いでございます。

最近、エルニーニョ現象の影響か、日雨量あるいは年間雨量あるいは時間雨量が少し増加したという状況というふうに承知しております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 34年の災害以降、大きな災害というものはほとんどなかったという、その解釈でよろしいですね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一昨年の豪雪による雪害とかはありますけれども、人的な災害によるようなものは今までございませんでした。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 特に青木村の場合には村長の意向等もありまして、精度の高い雨量計ですね、これが役場とそれから入奈良本に配置をされておる、3基配置をされておるわけでございますけれども、降水量対策につきましてはかなり綿密な調査、検討ができるだろうというふうに私は考えております。現状余り集中豪雨というようなことも一応ないわけでありましたが、その後の管理状況と、それから雨量状況についてありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 雨量計の管理につきましては、非常に精密機械でありますので毎年一定の予算を割きながら綿密なメンテナンスをしております。雨量等のデータは今持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げましたように、時間雨量、年間の雨量、日雨量とも、多少その対で見ますと増加傾向にあるというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 現状3台でございますけれども、3台で十分であるというふうなお考えか。もう少しやっぱりこういうような機械が必要だというふうなお考えはありますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 雨量計等々につきましては、農業共済が1台、村内の青木地区と夫神地区の間に1台設置しているというふうに聞いておりますので、そのデータもいただけるようにしてまいり、そうすると計4台になるわけでありまして、地区によって、日にちによって、台風の経路によって東西南北多少違いがあるというのは承知しておりますけれども、そういうものだと思って、その雨量計を見ながら対応、対処をしていきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 最近の大きな災害、これは日本内でありまして、こうやって整理してみると数多くあるわけでありまして。まず1つは、1995年に阪神・淡路大震災、それから2011年に、これは3月11日に起きておるわけでございますが東日本大震災、飯山もこの中に一応入ろうかというふうに思います。なお、2016年には、つい先日の九州熊本の大震災、14、16と、こういうことになっておりまして、なお、水害等につきましては、2015年、鬼怒川の堤防が決壊をしまして茨城県に大災害を起こしたと、こういうような内容があるわけでございます。私の推察としては、地震による災害の頻度が非常に高くなって

きたというふうに私は考えておるわけであります。

青木村も他人事ではないわけでありますけれども、先日6月11日の信毎で報道されました内容につきましては、ちょっと場所は違いますが、30年以内に震度6以上の揺れが発生をするよと、こういうような報告も出ておるわけでごさいますして非常に心配をしておるところでごさいます。この辺のことについて村長のお考えがありましたら、お願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今30年の予測で6以上が牛伏寺断層は25%というデータがありました。これは活断層とすると全国1位でありまして、ちなみに、2位は岡山の16ですから相当高い確率だというふうに思っております。松本と青木村は直線距離は大変近いわけでありますので、そういうことを十分頭に置かなければならないというふうに思っております。

今回平成28年熊本の地震で学ぶべきというのは大変ありました、多くありました。被害に遭われた方々には失礼でごさいますけれども、いろいろなことを提起されたというふうに思っております。熊本県知事初め関係の自治体の首長は口をそろえて、震度7の大地震が連続して起こるということは想定していなかったと。それから、もう一つは、大きな地震の後、余震はだんだん規模が小さくなっていくと思っていたと、これは想定外だというふうに言っております。想定外を想定して防災、減災、縮災を先手先手で行うということが、私ども、私といいましょうか、我々行政担当者に課せられた課題というふうに思っております。

私たちは過去の経験あるいは資料をもとに未来を予測してくることが多いんですけども、それを超える地震、自然災害はそれを超える事象が起こるといふこともあり得ることを、今回の地震で学んだわけでごさいます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 同じ紙面の中で業務継続計画、BCPというような書類の作成が非常におくれていると、こういうような指摘もされております。本当に数から考えますと非常に少ない市町村であるということでごさいますして、これはこういうような時代にそういう状況であるとするならば、非常に心配な事項にもなるわけであります。この辺の内容をお伺いませうしたいと思います。

それから、地震の活断層でありますけれども、安曇野と諏訪市と、こういうふうに限定はされておりますけれども、青木村もやっぱりひっかかるよというような気持ちでなければいけないというふうに考えておるわけでありますが、その辺、村長のお考えをお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、最初の計画についてですけれども、これは業務継続計画のことであろうと思っております。27年7月に内閣府からガイドラインが示されました。

実は、青木村は2014年に災害時の職員初動マニュアルを既に策定して、職員全体で学び、また承知をしているわけございまして、おおむね、パーフェクトにはかぶりませんが、いろいろなことが、対策本部の設置だとか情報の収集だとか避難指示だとか、そういうようなことがかぶっておりますので、所期の目的はこれによっております。

しかし、ガイドラインが出ておりますので、そういうようなことを今後明確にしていかなければならないというふうに思っております。

それから、2つ目の活断層についてでありますけれども、糸魚川、それから静岡構造体が連続してあるわけでありまして、また、それは九州から東海、南海、南海のこのトラフ上にもあるわけございまして、松本と非常に至近距離、行政体は違うんですけれども、間に大きな山はありますけれども直線距離は非常に近いということで、この想定は十分考えておかなければならないことであるというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 特に地震の関係は関心を持ってこれから進めなくちゃいけないと思っておりますけれども、信毎の紙面上で指摘をされました内容につきましては、どうか村長を筆頭にきちんと計画等の立案をお願いをしてみたい、こういうふうに考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私が村長になりまして、大きな地震というのは初めてでございました。この4月から新聞を全部スクラップしました。関係する記事を全部スクラップしまして、職員と情報の共有をしたいということでもあります。

その中で各新聞のその見出しだけ拾ってみますと、非常にこれからしなければならない方向性が見えてくるわけでありまして、避難生活に痛む心、見出しだけちょっと申し上げますと、避難所では毎日60分歩く、体重の増減に注意、避難所物資届かず、交通寸断、人手不足、集積拠点、それから被害者の大丈夫という言葉に注意、避難所の外、手薄な支援、住宅改修促進の制度の改善、すぐ実践、家具の固定、それから災害に備える保険加入を、それから携帯充電切れ防止に予備電池の用意を、熊本の心のケア、自宅の耐震性チェック、マイナンバー災害時に活用、こういうことが言われておりまして、やるべきことは山積しておりますけれども、優先順位をつけて対応してみたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 被災後の対策、対応、私も、とにかく毎日というぐらい被災地の状況をテレビで見とおったわけでございます。実際に被災されてみなければ、どんな仕事をやっていいか、どういう業務を進めていいか、当然実際にはわからんわけでございますけれども、そんなことも考えて、老婆心ながらいろいろ考えてみたわけであります。本当に大変な業務だということをしみじみ実感したわけでございます。物資の受け入れ、あるいはボランティアの関係、あるいは食料の供給確保の問題、あるいは住宅対策の問題、それから道路の問題、医療あるいは教育等々、これはなかなか大変な業務が山積しておるなというふうにしみじみと私は考えたわけであります。

そんな中で、青木村としてこれから何をすべきかなと、こういうこともちょっと考えておるわけであります。特に私は、さっきもちょっと村長が触れられましたけれども、住宅の耐震性ですね。これは村でも補助金を出して調査をしたり、実際に実行してもらったりしておるんですけども、この耐震性につきまして、実際に検討はしていただいたけれども実際に実行はしていないというお宅もあるであろうと思いますが、これからはそんなことは言っていられないというふうにも思うわけでございますが、この耐震性対策について、今日までの経過、あるいは実態としてはどうであるか、お伺いをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 各家庭の地震対策という観点で申し上げたいと思いますけれども、アバウトな予備調査については本人の負担なしでさせていただいて、一定の枠、数の枠はありますけれども、させていただいております。それもPRしておりますけれども、なかなか手を挙げていただく方が少なかったのが現状でございます。その後の耐震は、耐震の調査については自分でしていただくことということになりますけれども、無料である予備調査につきましては、さらにこういう状況をお伝えして、その促進をしてみたいというふうに思っております。

それで、実際どういうふうにするかいろいろやり方あるようですけども、今回の熊本地震で言われておりますのは、壁の一部、ふだん住んでいるところの壁の補強によりまして相当被災の率が下がるというようなことも提起されておりますので、そういうことも村民の皆さんにはPRし、関係の業界の皆さんとも勉強してみたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 住宅の耐震対策については、これはとにかくもう優先的にどんどんとひとつ村民の皆さんにお話しをいただいて実行していただくように期待をしております。よろしくをお願いします。

それから、青木村では、平成26年10月に災害に対するハザードマップができております。これは県の補助等もあったりして、村も一緒になって真剣に考えてまいったハザードマップだというふうに私は考えておるわけでありまして。この辺は現状の気象状況の中では問題ないかどうか、これもまずお伺いしたいと思います。

もう一点は、平成13年3月に青木村地域防災計画、これが大体200ページぐらいの冊子でございますけれども、ずっと私も目を通して見たんですが、細かいことまで非常によく整理をされております。そんなことから、こういうようなものをもっとやっぱり村民に提案しながら地震対策を進めていく必要があるのではないかということでございますが、村長のお考えをお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ハザードマップにつきましては、19年7月に洪水、それから26年に土砂災害、このハザードマップ2つを策定し、各家庭にお配りしました。地区によっては公民館あるいは各地区の公民館にこれを掲示し、あるいは携帯しているところもありますので、そういった活用をしているのかなというふうに思います。

なお、土砂災害のこのハザードマップにつきましては、道の駅と小学校の入り口にこの地図を掲示して、外部の人も見られるようなということでこれを掲示してやっております。なかなかこういった大きな地震あるいは災害がないと、これを見るというチャンスはなかなか村民の皆さんはないわけでありまして、防災訓練とかそういう場を通してPRを一生懸命していきたいというふうに思っております。

それから、防災計画でありますけれども、これは大変膨大なものであります。この中には、国のほうから示された必須条件といたしまして航空機事故あるいは原発事故等々に関することも書いてあるわけでありまして、青木村にはそう関係ない、関係ないといいたまうか、頻度としては非常に確率としては低いものもあります。抜粋をして、重要な部分については特に御承知いただくようなPRを今後もしてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今、村長の話では余り修正をするところはないだろうと、こんなような御意見もあったわけでありまして、私はどうか両方の冊子とも、もう一回ひとつき

ちんとした会議で点検をしていただきまして、修正をするところは修正をし、きちんとやっぱり村民に内容の徹底をするということが重要ではないかというふうに考えております。そこが震災対策の第一歩だろうというふうに私は考えておるわけでありまして。ぜひ点検と、それから村民に対する徹底をお願いをしておきたいと考えております。

そうすると、村長、この防災計画につきましても、内容的にはあんまり修正をするところはないよというようなお考えでよろしいですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 防災計画は3.11の以降、非常に国からデータを示されたり指導もありまして、細かいデータを踏まえてつくっております。それから、他に先ほど申し上げましたような可能性としては低いものも入れてありますので、今すぐ見直す必要があると、熊本の地震を受けて、あるいは牛伏寺断層の危険度を見て直すというようなことはないと思えますけれども、またせっかくの御指摘でございますので、御質問でございますので、そういう目で見たいと思えます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） お願いします。

それから、話はちょっと変わりますけれども、村長、県外の市町村と防災協定の締結を鋭意進めておるようであります。先日も新潟県の弥彦村ですか、それからもう一つは、近くのJA信州うえだともとにかく締結をしたというようなふうに聞いておるわけでありまして。こういうこと、私は大賛成でございますけれども、現状まで、そのほかにどのような市町村と協定をされてきたかどうか。それから、もしわかりましたら、きょうというわけにもいかんと思いますが、協定の内容についてお示しをお願いをしたいと思えます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 行政間では災害相互援助協定、それから民間については災害援助協定、相互とそれから片一方だけという協定になります。自治体につきましては、長泉町と災害相互援助協定を姉妹都市の際に1行加えてございます。それから、行政体としては以上でありますけれども、社会福祉協議会同士で埼玉県坂戸市、それから長野県山形村と災害相互援助協定を、社会福祉協議会同士でありますけれどもしております。

私は、東西南北4方向に100キロから200キロ圏内ぐらいのところに相互援助協定を結んでくれる自治体があれば、ぜひ行いたいというふうに思っております。特に熊本地震が起きた際に、3.11あるいは中越沖、それから中越地震でもいろいろ反省文を読みますと、そ

ういうところの援助協定が大変有効だったというふうに聞いておりますので、これは機会あるごとに進めていきたいと思っております。

しかしながら、村ですから、4,500人の村が10万、15万の市に言ってもなかなか相手にして、正直なってくれません。同じようないろいろな規模のところとしていくことが肝要かなというふうに思っております。

内容については、災害の際の物資あるいは人的なこと、それから避難者の避難地、避難場所、そういうようなこと、あるいは業務の援助、そういうことが必要になっております。弥彦村からは、特に柏崎原発の関係で集団でバスで移動するようなことも加えてほしいと、検討を一緒をお願いしたいということをおっしゃっておりますので、今内容を詰めておりますけれども、そういうことも加味されるかというふうに思っております。

それから、各業界等でありますけれども、飲料水の関係、それからガスの関係、電気の関係、それから建築士ですね、応急危険判定士の関係、それから最近のJAですね、そういうところと今はしております。

1点、重機の関係の業界と、できればこの身近なところの業界としたいということでやっておりますけれども、リース会社ですね、重機のリース会社あるいはリースの団体としたいというふうにいろいろ手を尽くしておりますけれども、なかなか団体が存在しないというようなことで今ちゅうちょしております。とまっておりますけれども、こういう事態になりましたので、個別の会社とも、なければやりたいというふうに考えてございます。

まだまだやらないところはたくさんあるわけでありまして、この数はふやしてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） じゃ、また内容につきましては、後日いろいろをお願いをしたいというふうに考えております。

それから、災害時に最もとにかく活躍をしてもらおう消防団員、消防団の関係でございますけれども、今、村の会議でいろいろ内容の検討をしております。非常に貴重な消防団でありますので、しっかりとこれからも対応していく必要があるだろうというふうに考えております。災害という面から考えて消防団の組織あるいは活動について、村長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 消防団の皆さんには本当に活躍していただいております、真摯に取

り組んでいただいております、感謝を申し上げます。

今度の大会、ラッパ吹奏、ポンプ操法の大会に朝4時から、あるいは夜、会社が終わってきからやったりしております、頭の下がる思いであります。

組織につきましては、なるべく私はこういうことは、基本的なことは申し上げますけれども、あとの運用については、消防団の皆さん、それぞれ立派なお考えを持った方々であります、それからまた自分たちの動きやすい組織にしたいということでもありますので、これは私はなるべく口を挟まないようにというふうに見守っているのが実態でございます。いろいろ消防団の数の話、負担金の話等々、課題が今検討されておりますので、消防委員会の皆さんのまたアドバイスもいただきながら見守ってまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 消防団も調べてみますと、非常に年々減少しておるといような状況でありまして、130人ぐらいしかいないと、こういうような話も聞いておるわけですがけれども、非常に頑張ってもらっておる皆さんでありますから、こういうような災害も加えて本当に十分な活躍ができるように、そんな指導を村長からまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 消防団の皆さんと3年間いろいろ話す中で、消防団の活動だけではなくて、魅力のある消防団にするにはどうしたらいいかということをいろいろ模索している、そういう姿に、なるほどなといましようか、しっかり応じなければならぬというふうに思っております。1つ例を言えば、消防団の皆さんの半分は独身というふうに伺っております。年齢が40歳であるにもかかわらずですね。そういうふうなところも社会福祉協議会を通して、あるいはいろいろな面で応援しながら婚活活動も消防団の皆さんと一緒にやるような、あるいは応援するような体制を整えております。既に2人結婚してお子さんも2人できたというふうに聞いておりますので、こういったことも一生懸命やっていきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいまいろいろと質問をしてみましたけれども、一応災害対策等につきましては、これは実際にもうなってみなければわからないと、こういう面が非常に大きいわけですがけれども、そうなったときどういような対応をしなくちゃならぬか、こういうようなことをそれぞれ担当者の皆さんが認識をして即対応ができるような、そうい

うことが必要ではないかというふうには私は思っておるわけでありまして。常にそんなことを念頭に今後ひとつ頑張ってもらおうよう、村長には特にお願いをしておきたいと思っております。

次に、青木村民の健康生活の推進と長寿村を目指してということで、非常にちょっと長い文句でありますけれども、この辺について質問をしてみたいと思っております。

先日ちょっと私、暇だったものですから、長野県知事が書きました長野県の長寿力、こういう本をちょっと買ってきて読んだわけでありましてけれども、あんまり新しいことは書いてありませんけれども、自分のことを考えながら、やはり将来はしっかりした健康体でなければいけないわなということをしみじみと感じてまいったわけでありまして。そんな中からも、整理をしながら質問を進めてまいりたいというふうには考えておるわけでありまして。

多くの人が健康で長生きするということは、これ誰もが願いであり考えておることでもあります。青木村民の皆さんもそういうふうには考えておるだろうというふうには私は考えておるわけでありまして。それでも、青木村も内容的には頑張っているかなというふうには考えておるわけでありまして。

長野県は男女とも名実ともに日本一の長寿県になりましたということ、はっきりと知事も言い切っておるわけでありまして、非常にすばらしいことだというふうには考えております。

まず、ここで花見住民福祉課長にお伺いをしたいと思います。青木村の平均寿命、これは男性、女性とありますけれども、これを何歳、何歳と考えたらよろしいですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 青木村の平均寿命ということでございますが、平成22年のデータでいきますと、男性が81.4歳、女性におきましては86.9歳ということになってございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この年齢、この年というのは、大体長野県下全体を見渡してみてもどのぐらいの辺に位置するのか、わかりましたらお願いします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議員さんがおっしゃったように、当時のデータでいきますと長野県は日本一ということになっておりますが、青木村の男性におきましては、県内では13位、また全国では27位という好位置に位置してございます。また、女性におきましては、県内では一応54位ということになってございますが、この54位ということになってございますが、そこはやはり女性の長野県の平均が87.18歳に比べますと、本当に近い数字とい

うことでございますので、青木村は大変健康である村であるというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この中にはレポートの皆さんも入っていますか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 入っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） こういう点から見ても、青木村も頑張っておるわけですが、もう一步頑張らなくちゃいけないなど、こんな感じもするわけでありませう。

この長寿の要因というものは、課長、どんなふうに考えておりますか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 長寿の関係でございますが、やはり健康な体づくり、また、食生活におけるやはり食べ物の関係ですかね、栄養の関係が大変重要であるだろうというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 非常にこれからも長い目で考えなければいけないわけですが、先日も、先日いろいろとこうやって調べてみますと、昔から高血圧というような病気が若干減ってきたというようにも聞いておるわけですが、とにかく元気で働く高齢者でなければいけない。それから、なおまた野菜の摂取量が非常に多くなってきておる。それから、もう一つは、関係者による指導、推進力である。それから、あるいは保健医療、こういうような活動の充実というものが、こういう長寿と大きく結びついておるというふうに聞いておるわけでありませう。

そこで、この知事の本の中にも書いてありますし、私も考えてまいりましたけれども、やはりやる人がいて、その人がどんどんと進めてくれると、こういうような社会でなければいけないというふうに私思うわけですが、そういうようなところには保健師さんも一応ずっと入っておるわけですが、村の組織として今対応しておりますところの食生活改善推進員、それからもう一つは保健補導員さん、こういうような組織が県的に見ても非常に業務としては素晴らしい仕事だと、こういうふうに私は聞いておるわけでありませう。村全体のことを考えても、全国の平均の人員よりも青木村の構成する人の比率ですね、人の比率というか、例えば推進員だとかそれから補導員だとか、こういう人が青木村の場合には比率が高いと、こういう話も聞いておるわけでありませう。その辺はどうですか、花見住

民課長。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 健康長寿の基礎を築いているということで、やはり保健補導員さん、食生活改善推進員さんの活動は、大変青木村においては目覚ましいものがあると思っております。また、推進に当たりましては、当然私どもの保健師の指導のもと頑張っているところでございますが、やはり保健補導員さんにつきましては、各地域で任期が終わり次の方にバトンタッチするという関係の中で、なるべく多くの広い皆さんが保健指導員さんになっていただきまして、地域全体が保健補導員になるというような気持ちで頑張っているところでございます。それがやはり健康長寿の秘訣にもなるのかなというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村長にお伺いします。

今、保健補導員だとか、それから食生活改善推進員だとかというような話も出たわけでありましてけれども、非常に地元、末端でこういうような皆さんが活躍されておるというふうに私は聞いておるわけでありましてけれども、長寿の村にこれからも進めていくとするならば、こういうような推進員だとか補導員の皆さんをもう少し充実をして対応していくということも必要ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） データの話でありますけれども、健康寿命と平均寿命の間で10歳の差があるというふうに言われております。青木村はもっと短いのかなというふうに思いますけれども、今御質問ありましたように、高齢者がいつまでも元気で働くということは、村民の皆さんの幸せの一番頂点にある項目ではないかというふうに思っております。

私は、青木村の場合はこういった皆さん、あるいは個人個人、あるいは今お話しし、御質問にありましたような組織のほかに、元気な理由としては、やっぱり農業だろうというふうに思っているんですよ。春先になりますとお年寄りの皆さん、高齢者の皆さん、本当に元気になりますよね。苗を植える、あるいは種をまく、あの時期になると喜々として元気になる。そういう農業に、野菜の摂取量も含めて、農業が一つ元気にしているのと。

それから、もう一つは、私も長く外におりました。東京の夏は正直って人の住むような状況ではありませんと、ここにいれば思うんですよ。そういうような気候、湿度とか気温とか、そういうようなことも含めまして、青木村の元気のもととはそこだろうというふうに思っ

ております。

御質問の保健補導員、そして食改の皆さんへの充実でありますけれども、私もいろいろな会で参画をさせていただいたり食事を一緒にさせていただいております。いろいろな工夫をされておられたり、ボランティア活動もさせていただいております。いろいろこの皆さんには研修を受けていただくとか、そういう面でさらにグレードを上げるようなことで応援をしてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほど花見住民福祉課長からは、なかなかこういうような皆さんになり手がなくて困ると、こういうような話があったわけでございます。全くそのとおりだというふうに私思いますけれども、どうか、この辺についてはどんなことをしてでも村のために頑張ってもらうように、そういうような施策を期待をしております。よろしくをお願いします。

それから、沓掛教育長さんにお伺いをしたいと思います。

小学校、中学校、学校給食あります。ほとんど自校給食でございまして、自分のところで食事の用意をして食べさせると。保育園もそうですけれども、そういう状況がありまして、これは食育という面から考えますと、非常に私はすばらしい内容だというふうに考えております。

多分、小学校には栄養士じゃなくて栄養教諭というような先生がお一人おられるかもしれませんし、こういうような中で、小さいときから食育教育をきちんととにかくやってもらうと。

こういうような点から、将来的には青木村の村民の長寿につながるというふうに私は考えておるわけでございます。そんな点について教育長からお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるとおりだと思います。あおきっ子教育ポイント5か条、これ改定されましたが、前からその第1条に、早寝早起き朝ご飯、これが盛り込まれておりまして、その朝ご飯運動は昨年ちょうど3月に文部科学大臣表彰を受けました。青木村の朝御飯摂取率はほぼ100%ということでありまして、この青木村の生活スローガンの大事な一つとして、食育はこれからも大事に位置づけていきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ぜひ保育園の時代からこういう食育ということについては教育をお願いしまして、頑張ってもらいたいというふうに考えております。

それから、もう一つは健康診断の充実ということでございまして、人間ドック等いろいろ

あるわけでありませけれども、この席でなくて別の資料の中にも載っておりますけれども、健康診断だとか、それから個別の診断があるわけでございますが、この受診率と、問題あるいは課題がありましたらお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） お答えします。

特定健診に関しましては、県内ではちょっと平均を下回っている状況が現在ございます。特に40歳から50歳代の男性が少ないというような状況があります。結果につきましては、中性脂肪値が高い方が多かったり、血圧の高い男性が多いというような結果が得られております。

それから、がん検診につきましては、各種がん検診行っておりますけれども、受診率についてはおおむね県平均を上回っております。受診者数も、ほぼ横ばいから微増、微減傾向にあるという状況でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） だんだんと伸びていくかと思いましたがけれども、ちょっと残念でございます。早期治療ということが非常に私は大事だと思いますので、どんどんとひとつ村民の皆さんに勧めてもらいまして、しっかりと推進ができるように期待を申し上げております。

それから、先日もお伺いした経過があるわけでありませけれども、非常に病気の内容が変わってきた。佐久総合病院の若月先生のとときには、とにかく高血圧と、こういうようなことでもございまして、減塩対策をもう前面に出して進めてきたというようなことも聞いておるわけでありませ。先日もちょっと宮澤保健師さんといろいろとお話をしてみても、やはり病気の原因は塩であると、こういうようなお話も聞いておるわけでありませ。

そんな点から考えまして、非常に一つ一つこうやって考えれば、本当に物が食べられないというようなことにも考えられるわけでありませけれども、どうかそういうような嫌なことをどんどんと村民の皆さんに言っていただきながら、やはり健康を保ちながら長寿な村を築き上げてほしいというふうに、私は考えておるわけでありませ。

進め方としては、村長、どんなように考えておられるか、お伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 健康寿命、平均寿命については、御案内のお話、御質問の中であつたとおりでありまして、ワースト1の青森県からは視察が数多く来ているというふうに伺って

おります。

私のスローガンも元気で豊かな青木村でありまして、元気が村民の幸福の一番頂点にあるというふうに思っております。健康にするには減塩のほかにも、先ほど御質問いただきましたような健康診断、早期発見、早期治療もありますし、さまざまな組み合わせの中で生きがいを持った長寿の村にしていきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） これで一応終了しますが、どうか健康には十分留意をされて元気な村づくりを期待しております。よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） 堀内議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（小林和雄君） 続いて、2番、宮下壽章議員の登壇をお願いします。

宮下議員。

〔2番 宮下壽章君 登壇〕

○2番（宮下壽章君） 2番、宮下壽章でございます。

通告に基づきまして2問の御質問をさせていただきわけですが、村長、担当課長さんの御答弁をよろしくお願いいたします。

冒頭に当たりまして、先ほどの富治議員、それからまた、村長の冒頭の挨拶の中にもありましたけれども、熊本それから大分での震災、そういったことで亡くなられた方が49名、それから、そのほかにいまだに行方不明の方がおるということを聞いております。それから、負傷された方々も多く残っておりますけれども、特に住宅をなくされて避難所生活をされている方がかなり多くいらっしゃいますので、そういった方々の一日も早く復興されることを望むとともに、お悔やみ、それからまたお見舞いを申し上げたいと思います。

それから、ここ数日間、ずっと東京都の知事問題で大分舩添さんの話でテレビ報道、それぞれがかなり盛り上がりおるわけですが、政治と金、それからまた、昨年も池田町の町長さんの報道の件についてですけれども、我々議員も、それから村長、それから役場の職員の皆さんも、村民の皆さんから信頼されるような行動をとっていかなければならないというふうに痛切に思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

私の質問第1問ですけれども、業務継続計画、BCPについてということで質問させていただくわけですが、先ほど富治議員、堀内議員のほうからも質問されておった中で、かなりの点がダブっておるかと思えますけれども、通告いたしましたことをございますのでお答えいただきたいと思えますが、よろしく願いいたします。

3.11の東日本大震災で甚大な被害が起きて、まだその傷も癒やされてないうちに今回の熊本、それから大分での震度7の地震が2回も起きたということで、甚大な被害が出たわけでございます。

青木村を取り巻いても東西南北方々で、東北での先ほどの大震災、それから新潟での大震災、それから県内でも栄村、それから最近では白馬村、小谷村という地震、こういったことから非常に懸念されるのは、今後、東海地震や松本地域での午伏寺断層を近くに控えた青木村も一層、いつそういう事態になるかわかりません。

そういったことから、今までの青木村での災害は、これから梅雨時期を迎えるわけですけれども、夏に向かって起こる水害が一番今までは多く考えられます。青木村の降水量は非常に少ないわけございまして、日本で一番少ないのは山梨県の北杜市だというふうに聞いております。それから、2番目に少ないのが当青木村ということだそうなので、年間の降水量からいきますと700から800ミリぐらいということだそうです。そういう通常が少ない降雨量の中で今の青木村の河川でありますけれども、多く水の、九州のほうの川はいつも災害が起きておりまして、かなりの水量が流れるようなふうに自然からなっておりますが、青木村の場合はそういう水害というか水量が多く流れるということはめったにありませんので、40ミリの雨が降ってもかなり河川がふえる状況にあります。そういうことで起きる水害。

それからまた一昨年ですけれども、これは50年に一度とかということで言われましたけれども、大雪に見舞われたというような被害もあったわけですけれども、先ほど村長も提起されましたハザードマップ、平成26年にできたハザードマップを見ましても、木立公民館とかあいう河川に近いところ、そういったところで問題とされる箇所は何か所もあります。水害を想定した土砂災害等の対策は、今のところ先ほどお答えいただいたようになされているかと思うわけございすけれども、地震対策関係としてですが、このたびの熊本、大分のように被害が出まして、よくテレビ等でコメントされておりましたけれども、こんな揺れは初めてだと。東北のときもそういうコメントが流れておりました。

日本はどこに住んでいても、一昨日、その断層からここ30年ぐらいの間に起きる危険性があるというのはマップとして示されておりましたけれども、日本中どこに住んでいても、安

全な場所はないというふうに考えなければいけないなと思っております。もともと日本は地震国だというふうに言われておったわけでございますけれども、青木村も先ほど申し上げましたように、四方が過去に地震の起きた地域に囲まれているということで、常にやはり念頭に置かなければいけないなと思っております。

通常避難場所として挙げられて、よく皆さん避難しているのは、小・中学校の体育館ですとか、それから青木村の場合はそういう文化会館ですとか、それから総合体育館というふうに挙げられると思いますけれども、それらの場所の耐震を含めた対策はどうなっておるか、ちょっとお聞かせいただければありがたいです。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） ただいまの御質問の関係ですが、まず、耐震については建築基準法なるものがございます。これは昭和56年に、その当時の宮城県沖の地震等を経て大幅に改正がされまして現在の新基準法を定めた、そのような流れになっております。ですので、現在はその基準法に基づいて耐震診断ですとか補強工事等がされるという現状でございます。

村の施設で、今おっしゃられました小・中学校、文化会館、総合体育館にちょっと限定をさせていただきたいと思いますが、まず、小学校につきましてはもう既に新建築基準法以後の建物ですので問題はございません。それから、中学校についてですが、一部教室と、それから体育館がそれ以前の基準に基づいたものであったもので、耐震診断をしまして補強工事を全て終了させております。あわせて文化会館、それから体育館もやはり基準法前のものでございましたので、診断をした上で補強工事、耐震工事を進めて終了させている状況でございます。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 中学校の体育館も、私がたしか中学1年生のときにできたものでかなり古いものでございますので、非常に安心とは言っていないのかなというぐらいの年数がたっておる建物だと思います。そういった中で、住民の皆さんが避難されて過ごす場所として、そういう安心して住めるような場所を提供できるように、日ごろ準備しておいていただければありがたいなと思っております。

それから、先ほどハザードマップのお話を申し上げたんですが、このハザードマップ、一番手短なのは各地区の公民館だと思うんですが、各地区の公民館、これ見ますと、やっぱり土砂における危険性のあるような場所にあるのがほとんどなんですね。それぞれの各地区は

それぞれの皆さんが便利のために近くに、その区内にみな設置されておるんですが、私の住む下奈良本の公民館も、滝川から来る川と、それから沓掛側から来る川のところの合流点にあるわけです。それから、木立公民館もかつての、先ほどの村長の御答弁の中にあつた7号台風のときだと思ふんですが、あの辺、あの上流、公民館の上の辺からも家屋が流されて人的災害があつたということがあつたわけでございます。そういう各地区の公民館があつて、手っ取り早く逃げられるのは、各地区の公民館かなと思ふんです。

この各地区の公民館も最近は何れも村のある程度の管理のもとにあつて、交流センターですとかそういう名目になっておるわけですが、それぞれの地区の災害避難場所となっております公民館の耐震構造というのは、どういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 地区の公民館につきましては、さかのぼって大分新しく改築等、新築ですね、建てられた公民館が大分ふえてきております。ただ、全ての公民館なり、地区によりまして主となる公民館以外にも集会所的なものもございます。そこら辺は、先ほどもちょっと申し上げましたが、昭和56年なるものの基準法以前のものもあると思います。ただ、ここら辺は当然経費もかかりますので、今後において村のほうで支援できることはした上で、その地区の公民館なりの耐震化については前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） それぞれ村の中でも、先ほど言った文化会館、それから小・中学校、こういうところは各地区から行くとかかなり距離的にもあります。一番手っ取り早く逃げられるのが公民館だということでもありますので、そういった公民館のことももう一度見直していただきながら、避難場所として安全な場所、安全に使われますように、今後とも御指導いただければありがたいと思っております。

次に、先ほどとダブったというお話になりますけれども、災害時の業務継続計画、これ略せばBCPということですが、これについての質問です。

市町村での作成率が全国の県別で鳥取県が1位で100%の各市町村がなされていると。それから、北海道が2番目で90.5%、それから次いで東京が69.4%ということだそうです。長野県は全国の中で44位で、9.1%ということだそうです、1割にも達していないということだそうでございます。長野県の77市町村のうちで作成しているのは7市町村ということがあります。長野市、松本市、岡谷市、須坂市、東御市、安曇野市、それから町の部分では軽

井沢町ということで、7カ所しかありません。

先ほど村長の答弁の中にもありましたけれども、指針はされているということでございますけれども、いずれにしてもできない原因としては、作成ノウハウと人材不足が原因とされているんだということでございます。

東日本大震災や熊本の地震では、宇土市なんかは初め役所の損壊、階上部が破損し、倒壊の危険から立ち入り禁止ということでありました。

ふだんの役場のほうの業務を見ますと、一つはこういう紙、書面によるもの、それから最近ではパソコンを使ったような情報システム等の業務となっているわけですが、立ち入り禁止となると全てそういうものが動かさなくなる、それから持ち出せなくなるということで、機能的には麻痺することが必ずではないかと思うわけでございます。

業務継続計画は、庁舎の損壊、それから職員の負傷、それからパソコンなどの情報システム、それから電力や通信などの被害があったことを想定して、限られた人員と設備でどの業務を優先して住民に提供するか、の目標時間や事業を定める計画だというふうに思います。国では、早期に作成するよということですが、青木村においては、現状の職員数の中で通常業務のほかにこれらのシステムづくりということは大変だろうと思うわけでございますが、この計画に対してどのような状況にあるか、お聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の青木村役場の状況について御質問いただきました。先ほど堀内議員の中でも少し触れましたけれども、2014年に災害時職員初動マニュアルをつくっております。この中で大規模な地震、風水害が発生した場合には、職員は危機意識を持って対策本部の設置、情報の収集、的確な避難指示、誘導等の対策を円滑にするためにつくっております。これは発生時から2日間、48時間を想定いたしまして、初動期に各班別、課別ですけれども、どういうふうにするかというようなこと、一人一人どのようにするかということをやっております。それぞれ職員の責務としてふだんから判断力の養成をしたり、連絡体制の明確化をしたり、仕事の優先順位ですね、これをどういうふうにするか、その優先順位をつくったりと、それから情報の収集と連絡をしっかりと。被害者への親切な対応、こういうことを想定いたしまして初動マニュアルをつくり、各個人がそれを常に所持している状況でございます。

防災グッズにつきましてはいろいろ持っておりますけれども、私はいざ停電になったとき

ということで、これはこれを手回しをして充電をして、ライトをつけてラジオを聞いて、なおかつ、これを携帯電話、スマホに入れるというものを持って、常に机の中に持っておりますし、それから、情報優先電話というのがありまして、それを出張する際には必ず持っております。その際の充電は、こういった携帯のものを持って、これも回せば充電できると。電池もありますけれども、これがどうも一番確実に長持ちするというので、こういうものを携帯しております。そのほかグッズもたくさんございますけれども、常に頭に置きつつ、こういうことをしております。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 災害の起きたときには、本当に通常業務とはほかに、職員の皆さんも非常に大変だと思うわけでございます。村の機能も保持しなければいけない、それから災害復旧、それから人の見守り、安全ということに心がけなければいけない。それぞれ職員の皆さんも自分の家庭というのを持ちながらそういったことをこなしていかなければならないので、非常に大変かと思うわけですが、その辺のところをまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

一応内閣府のほうでは、1万人以下の自治体に向けて計画作成ガイドというのをつくったということでございます。特に重要とされている項目は、ここに6項目あるんですが、首長不在時の職務代行順位、それから代替庁舎の特定、電気や水、食料などの確保、それから多様な通信手段の確保、それから行政情報データのバックアップ、それから非常時優先業務の順位という、こういう6項目を挙げておるわけですが、それぞれについてちょっと先ほどとダブっている点もあろうかと思うんですが、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほどの初動マニュアルよりは少し踏み込んだ内容をつくらなければならないようになっております。それから、一番私どもがつくっている初動マニュアルとの違いは、1週間後まで作業の過程をつくりなさいと、こういうことであります。

6項目出されておりますので、項目別に答弁申し上げたいと思ひます。

首長不在の際の明確な代行順位についてでありますけれども、私どもの村は課長の上に参事制を設けておりますので、私の次は参事、あとは編成順になっております。それから、もう一つ、私と参事あるいは担当する課長の出張がなるべくダブらないような、そういうことも配慮を常にしております。

それから、本庁舎が使用できなくなった場合でありますけれども、先ほどの担当課長の答

弁にもありましたように、役場は比較的新しくて堅固だというふうに思っておりますが、これもいざという場合には、既に耐震化が終わりました文化会館あるいは中学校の職員室等が比較的新しいものですから、そういうことも代替で考えてございます。

3点目の電気、水、食料等の確保についてであります。本来であります役場、災害対策本部になります役場についてそれぞれの確保をしておりますと同時に、職員には今後3日間の自分の生きるための水、食料を備蓄しなさい、ロッカーに入れておきなさい、机の中に置きなさいという指示を出したいと思っております。ちなみに、私は水とか多少の食料、それから下着をロッカーに入れております。

4点目は通信手段の確保についてであります。災害時優先電話、ほとんどのところが一般の携帯とはつながらない場合でも、災害時に優先する電話の制度があります。役場の中にも携帯として私と参事が常に持っているのと同時に、社会福祉協議会を含めて優先電話を確保しております。

それから、2年前になりますけれども、各地区の公民館に災害優先電話を、これはNTTの配慮で無料で設置していただいておりますので、これを活用して情報の交換ができるということになっております。

それから、もう一つ、重要行政データのバックアップについてでありますけれども、これは大変大事なことで、今回の熊本地震でも庁舎全体が座屈したようなところもございました。私どもは常に住民基本台帳、戸籍の関係、上下水道、あるいは税務の関係については、庁外でも保管できる状況にしてございますが、今後災害協定を結ぶ弥彦村ともこんなことを、一定の守秘義務とかいろいろ課題はありますけれども、そういうことも議論しておきたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、非常時優先業務の優先順位についてであります。これは、発生直後につきましては対策本部の立ち上げ、住民の避難指示、避難所の開設、それから各公の施設の被害状況のチェック、それから県とか警察等々への連絡、それから職員の配置計画、問い合わせ窓口の設置、報道機関の対応等が発生直後に求められる業務でありまして、3日目まではこれに加えて、復旧活動の統括、応援要員の要請、それから廃棄物処理業務、これがプラスされます。1週間になりますと、これにさらに加えて罹災証明の発行、戸籍法あるいは住民基本台帳に基づく事務、生活の再建業務、建築業務等々が入ってくるわけでございます。

それから、もう一つ大事なことは、これもそうなんですけれども、災害時もそうなんです

が、通常業務もしなければならぬという状況が必ずあるわけでありまして、災害事務と同時に、優先順位もそういうことも踏まえてやらなければならないというふうに思っております。なかなかこれは実際どういうふうにするのか、課長たちとも少し議論したんですけれども、そのいろいろなパターンが考えられます。たくさんパターンをつくっておかなければなりませんけれども、基本的なものをつくっておいて、作成しておいて、その被害の状況あるいは日時の経過とともに、そこはプライオリティをかえたり柔軟な対応が必要だというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 事細かに御説明いただきましたけれども、本当に災害が起きたときは、住民もしかりですけれどもパニック状態になるわけですね。そういったときにきちんと事前からそのようなマニュアルなり考え方を持っていればいいんじゃないかなと思うんでございます。

通信についても、これまでの災害時、これ役場だけでなく一般の災害のあった場合には方々から電話がかかってくるなりして、固定電話も、それから携帯電話も使用量がかかなり増加するということでは使えなくなっているというのが現状ですね。情報収集も重要でありますけれども、停電になったとき、それから電線の断線によるインターネットの不通、それからテレビも見られなくなるということで、ほとんどの情報が入ってこなくなっちゃうわけでございます。村民の安否確認はどう把握するのか、また、二次災害の発生防止はどう考えておくか、大変な作業かと思えますけれども、起こってからでは間に合いませんので、できる範囲内で対処をお願いしたいと思います。

次に、2問目の質問に入らせていただきますけれども、青木村の農業の今後についてでございます。

単刀直入に村長に伺いますけれども、村長は東京農大で学んできたということでございますが、今の青木村の農業の今後のあり方についてどう考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私ごとでありますけれども、設立125周年を迎えた農学を専門に扱う日本で唯一の大学であります農大に学べたことは、誇りだというふうに思っております。大学は実学主義というのを教育理念としておりまして、歴史と伝統のあるこの学校で学べたということは、青木村の、農業を軸足とする青木村と私にとりまして、この見方、考え方、解

決する方法、こういうことを教えてくれた原点だというふうに思っております。

それから、今の農業、今の青木村の農業についてでありますけれども、全村民の、あるいは全家庭の多くは農業にかかわっているわけであります。先ほど堀内議員の中でも答弁申し上げましたように、生きがいにもなっている、長寿の原点の一つであるというふうにも思っております。こういうことで、農業が持っている多面的なものはすばらしいものがあるというふうに思います。

今後の農業のあり方でありまして、六次産業とか道の駅とかいろいろありまして、いろいろさまざまな分野と密接にした農業、これを核として、農業を核として青木村の発展軸を形成してまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 農業における状況、非常に厳しい状況でございます。米などの穀類、それから花卉、果樹、野菜、それから菌茸などが青木村で生産されておるわけですが、どの品目を見ましても、農産物の取引価格というのが非常に低迷しておる現状でございます。

私も菌茸栽培を30年余り行ってきたわけでございますけれども、始めたころはエノキ栽培が非常に盛んでありました。青木村の生産されている供出、前は供出、供出と言っていましたけれども、出荷されるお米の販売額より、生産者が菌茸の場合は26軒、最高であったというふうに記憶しておりますが、米の販売額を菌だけ、当時はエノキだったんですが、上回っておりました。そのぐらいキノコ栽培も盛んであったわけでございますけれども、採算の合う農業は、生産される品目にもあると思うわけでございます。

それから、もう一つは販売方法ということも考えなければいけないと思うんです。先ほど村長の答弁の中にありましたけれども、六次産業化、それからまた道の駅等での直接生産者の販売ということも考えられるわけでございます。以前は、ほとんどの農家の皆さんは農産物をお金にかえる手段としましては、生産されたものは全て農協を経由して市場への流れが主体であったわけですが、最近は生産者の皆さんが、直接自主流通というものが多くなっているように見受けられるわけでございます。花においてもいろいろそうなんです、リンゴを見ましても、ほとんどのリンゴ生産者の方々は個人発送で毎年注文いただけるリンゴを消費者の方のほうへ送っているという人が多いです。それから、リンゴの木のオーナー制度とか、お米も東北や新潟、富山などでよく見られるんですが、個人向けの自主流通を行っております。

また、農産物を乾燥などして加工して付加価値をつける、そういうことが非常に多くなっ

ているわけですが、今現在の青木村の農業の実態というものを、そういう流通面、それからそういうことから見まして、どういうふうに把握されているか、ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の農業についてでありますけれども、系統出荷をされている方が、今までは村の中心でありましたけれども、最近では個々に流通をしている、あるいは工夫をしてインターネット等で販売をされている方もおられます。また、はぜかけ米などにしまして、付加価値を高めていらっしゃる方もいます。

ここ一、二年の話なんですけれども、六次産業ということが言いはやされました。これを受けて青木村でも個人、グループ、こういったことをやる方もふえてまいりました。議会の皆さんの応援をいただきましてフロンティア補助金、六次産業フロンティア補助金をつけます。こういった方々を応援しているんですけれども、乾燥野菜のグループ等の皆さんに関心をいただいておりますので、活動いただいておりますので、こういった関心が高まっているなどというふうに思っております。

行政としてもリンゴのオーナー制度、あるいはふるさと便、あるいはふるさと納税のお返し等に村の農産物あるいは加工品を積極的に活用させていただいているところでございます。

今後は、いろいろ課題はありますけれども、関係する皆さんの御協力をいただきまして、タチアカネ、芽子にんにく等々、儲かる農業といいましょうか、生きがいのとれる農業、そういうことを目指してまいりたいというふうに思っております。

そういう中でありまして、少し私どもも、いろいろ農業に関して世の中の動きを敏感に察知しなければならないなということがあります。いろいろ農産物直売場、あるいは道の駅を歩くと、たくさんの六次加工品が出ておりますので、そういったことも勉強していかなければならないなというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 付加価値をつけた出荷体制、販売、そういうことを心がけていかなければいけないんですが、今村長のお話のほうでも、芽子にんにくというお話も出ましたけれども、にんにくというのも非常にその土地が荒れるんですね、つくった場合に。だから、連作がなかなか難しい作物ですね。薬用ニンジンと同じように、やっぱり土の成分が物すごく荒れる。だから転作がきかないということでもありますので、その辺、そういうこともやはり今後考えていかなければいけないなと思うんです。

それから、各地にある農産物直売所での販売ということですが、生産者と消費者が直結した売り場としては非常によい方向だなというふうに思っております。

また、青木農産物直売所は株式会社として再スタートしたということでございますが、そして、高機能拠点化プロジェクトとして直売所の規模がほぼ倍の広さということで生まれかわる計画が、現在進行しております。

しかし、ちょっと1点心配されることは、現在の売り場面積から見て倍になる、その中で、今現状でも地元産の物がかなり少なく、市場からの物が多いという状況が見受けられるんですが、今後、市場対応というのは最小限にさせていただいて地場産の農産物を販売していただくのが直売所の役割だというふうに私は思っております。最近、JAで指導していただく人材を確保したということでございますが、要は、生産する体制というより生産する人材をどう確保していくかということにあらうかと思うんですが、その辺はどう考えておられるか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の農産物直売所に地場産が少ないというのは、全く私もそのとおりだというふうに思っております。今回の連休見ましても、夕方近くなると、地元のものは非常に少なくなっているということも実感しております。私も時間があるとあそこに寄って、日々そういう四季折々チェックをさせていただいておりますが、御質問のあったとおりであります。

これからたくさんの方に道の駅に来ていただくには、何か特徴を持った道の駅にする、特徴というのはハード。ハードといましようか、建物ではなくてその中身、その中に農産物あるいは加工品の中に青木村らしい、あるいは青木村だけしかないような特徴のある物をつくっていかねばならないというふうに思っております。これは、今おっしゃったように生産する人材でありますけれども、ここで生産する人材を倍にふやすということはなかなか至難のわざでございます。青木村の人たち、出荷する組合の皆さんには、いろいろ研修会をしたり勉強会を現地でやったり、いろいろなことをやっておりますけれども、若い人たちが来てという状況はなかなかすぐにはならないわけでありまして。いろいろ刺激をその皆さんには持っていただいて、こちらから与えて、感じていただいて、そういうものをふやしていくことが大事だと思っております。

そういう意味でヘッドハンティングをしたわけですが、そういう人たち、その人たちにも期待いたしますし、どうしても足りない分には、やむを得ない緊急避難措置として近隣の地区からも出荷してもらうような体制も考えていかなければ、当面、至急にはならない

かというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 私も何年か直売所のほうの役員させていただいたわけですが、生産者の皆さんが持ってくる、その生産者を見ますと、ほとんどが高齢者なんですね。若い人たちと農業というのがなかなか結びついていかない。これが今のところの青木の現状かなという。もうちょっと若い人たちにも農業というのに目を向けていただいて、青木村は農村でありますので、農業の活性化のために御尽力いただければありがたいなと思っております。

村長と建設産業課長も取締役として運営に今度携わっていただいておりますけれども、世間からも注目されるような直売所にさせていただきたいなというふうに私は願っております。

農業も価格の低迷や後継者の問題もあり、また、遊休耕作地が増加しております。私も村長へ以前からお願いしております下奈良本の原地籍の件ですけれども、有機栽培、それから無農薬栽培を目指す人たちが何人か、耕作希望として手を挙げてきておるような現状でございますが、下奈良本の原地籍が青木村の農産物の拠点になればというふうに、私は本当に思っております。あのような土地、土壌も非常によく、立地条件も非常にいい場所ですので、何とか区画整備、それから道路整備等、費用面でも本当に道路整備なんかについては非常に大変かと思うわけでございますが、今後のためにどのようなふうに進めていただけたらよいか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 原地籍については宮下議員にもいろいろ御指導いただいております、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今、従来つくられておられた方、それから無農薬あるいは有機栽培に取り組む皆さんと分担して再生していただきました農地を、今つくっているわけでございます。本当に私も現地に何回か行ってみて、青木村に1団地としては最後に残されたすばらしいところだなというふうに、いろいろな面で思っております。いろいろな可能性を秘めているということで、この地域ですから、ワインブトウの栽培をしてくれる方がいればということで東御のほうにお願いいたしまして2回ほど見てきていただいておりますが、その後の進展はございません。

ここをどういうふう売り込むか、いろいろ新聞を見ますと、大手の企業が、農業以外の大手の企業が、農業あるいは農業経営、あるいは農業栽培に進出したという記事を読みまして、ある人の御紹介をいただきまして、日本でも最大手のコンビニに出かけていろいろ話を聞いてまいりました。目からうろこでありました。経営者は20歳代しか相手にしません。

というのは、10年後その農業がどういうふうになるか、10年後、いわゆる10年以降農業をしてくれる人しか相手にしませんというお話でありました。目からうろこでありました。言われればそのとおりですけれども、青木村でも帰ってきてそういうような人に少し当たってみましたけれども、20代で農業を志す人は少なかったり、少ない人にもなかなかハードルが高いというお話でうまくいきませんでしたけれども、少し世の中の動きを敏感に感じて勉強しながら、この地籍を大事にしていきたいというふうに思っております。

なお、御質問いただきましたハード面で応援でありますけれども、ファンキーシャトーのときにも少しお話した経緯がございますので、そういうようなことを参考にしながら、前向きに応援体制を考えていきたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 村長に丁寧な御答弁をいただいたわけですが、本当に今のお話じゃないんですが、20歳代でなければ相手にしないというようなこともあります。先ほども私のほうからも言ったんですが、やはり若い後継者が育ってくればいいなというのを、日ごろから思っているわけです。恐らくこれから区画整備とかいろいろ国・県のお金を使っていく中でも、きちんとした耕作者がいなければ、やはり国・県もお金を出してこないと思うんですね。1年か2年でまた放り出すようなことになっちゃうと、これはやった価値もないわけでございますので、そういったこともやはり耕作者というのも、一つは一番大事に、固めるには大事なことかなと思いますので、また今後とも御相談いただいたり、いろいろ御指導いただければありがたいなと思っております。

直売所等において通年を通しての出荷体制、それから多種にわたる品目を取り寄せてもらえるような、そして生産者が何よりも潤っていただかなければいけないわけでございますので、そういった直売所であってほしいなというふうに、私は願っております。

それから、加工組合のほうですが、今現状、新しい梅はこれからとられるわけですが、梅が非常に不足しておるということで、一番の目玉でありますみかえり漬けの生産に非常に苦慮されているという現状があるわけですが、そういったことも考えながら、今後の農業の見直しをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 宮下議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたしたいと思いますが、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

◇ 片山 順雄 君

○議長（小林和雄君） それでは、続いて、4番、片山順雄議員の登壇をお願いします。

片山議員。

〔4番 片山順雄君 登壇〕

○4番（片山順雄君） 私は今回、青木村に震度7の地震が発生した場合の対応についてということでお伺いしていきます。

その前に、同じような質問が私も含め4人から出ていますが、この辺は改めて御答弁のほう、よろしくお願ひいたします。また、村長、教育長、担当課長、それぞれの御答弁をよろしくお願ひいたします。

熊本地震が発生し、約2カ月になります。震災に遭われた方々、亡くなられた方々に、改めてお見舞いとお悔やみを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興をお祈りするところでございます。

天災は忘れたところにやってくる、この言葉は寺田寅彦によるとされる有名な警句であります。災害は突然、人間の都合に関係なく起きます。最近の新聞にも、地震災害、豪雨災害等災害について、これらの対策、対応について、また先日は、日本全国の震度6以上の発生確率を見直したことが記事になっていました。災害前の対策、災害後の対応についてあれこれと書かれていますが、100%完全に防ぐことはできません。また、完全にもとの姿に復旧することもできないのですが、少しでも防ぐことができ、一日も早い復旧・復興ができるようにと私なりに考えました。

そこで、今回はあえて災害後の、特に地震における対策、対応についてお聞きしていきます。

まず、防災マップ、ハザードマップの使われ方と村民の防災意識についてお伺いしていきます。

マップ、これの使い方と実態をどう見ているのか。大方の人は災害の起こる前、災害の後、

このマップを見てどうしたらよいのかよくわからなかったと言っていました。今はしまい忘れて、どこにあるのかわからないのが実情だと思います。

防災は行政の役割という考えが当たり前という人が多く見えます。また、危険区域に堤防をつくるのは行政の仕事、浸水、土砂災害、警戒区域に対策を講ずるハザードマップで示すのも行政の仕事、避難の必要があれば、防災無線等で知らせてくれるのも行政と思っている、これら自分の命を守ることに對する態勢が失われ、災害加護的状态が大きく、自分で避難する意識が少なくなっていると、過去に災害があったところではよく言われます。

この辺も含め、防災マップ、ハザードマップの活用と村民の方の防災意識の持ち方についてどう考えているか、まずお聞きします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の趣旨は、災害の際の自助についてのお話かというふうに理解いたしました。

青木村のハザードマップは2つあるわけでごさいます、洪水ハザードマップは平成19年7月に発行したもので、浦野川が氾濫した場合の状況と避難場所を示したものでございませう。土砂災害ハザードマップは、各地区ごとの土砂災害発生のおそれがある地域を示した図でございませうして、各戸に配布いたしまして注意を喚起しております。また、道の駅、小学校にもこの地図を、外でありますけれども不特定多数の人が見られるようにやっております。また、子供たちもあそこを見ますと、小学校の特に下校のとき、あそこで何人か固まっているいろいろと話をしてみると、子供たちの教育の一助にもなっているんだというふうに思っております。

地区によっては公民館に掲示をしていただいておりますけれども、長い間私どもの災害は、非常に幸いにして災害のない村でございませうので、こういったことに対しては非常に意識が薄い、自助については意識が薄いんじゃないかという心配をしております。こういう中ではありますけれども、4年前の洞の水害の際の教訓を受けて、あの地区の皆さんは非常にこのことについては熱心にされておられまして、勉強会を何回もしたり、あるいは群馬大学から先生に来ていただいて、避難の方法あるいは雨量をはかる方法、自分ではかる方法等を勉強をしてこういうふうになっております。台風雨量などの災害に直結する情報は、情報電話を通じて事細かに雨量計が最近してありますので、各地区の雨量の状況を、情報電話で原則として1時間ごとに情報を出しております。

それと、そのハザードマップの使い方でありませうけれども、新築家屋をする人は自分で見

てくる人がまあまあおられますね、かなりおられるというか、あります。私どもからも提示をいたしますけれども、自分ちは土地があるんだけれども、ここかここか、どっちがいいですかねというふうなことを言ってこられる方もいらっしゃいますので、ある程度浸透しているかなというふうに思っております。

災害の際の共助、それから公のほうと、共のほうと共助がありますけれども、自助についてもしっかりしていただくようなことも、いろいろこの場を通してお訴えをしてみたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 次に、非常時の対策、対応についてということでお伺いします。

そうかといっても、土砂崩れや洪水、地滑り、地震、噴火、あるいは台風、竜巻などさまざまなリスクをかけ合わせていくと、災害列島と言われる日本の国土全体において、安全に住める土地がほとんどないときえ言われているのが日本ですが、今この土地から逃げ出すわけにはいきません。この青木村は近年、土砂災害、水害もほとんどなく、地震の被害についても過去歴史的には被害の記録がないところです。もちろん火山についてもありません。だからといって、寺田寅彦の言葉ではないが、いつ何どき災害があるかわかりません。特に地震については天気予報のような予知もないので、こういったときどうすればよいのかということです。言いかえれば、損害等リスクを完全に排除することはできないので、どのようにしてリスクを受け入れていくのが実践的だと思います。行政側は立場上そうはいきません。

そこで、まず、村民が思っていること、期待していることについて一部申し上げると、先ほど宮下議員からも出ていましたが、各区の公民館の耐震化、また公共施設等の耐震化も含めてですが、耐震化がどうか。それから、避難所となっているところの収容人数の確認、トイレの数、備品等について。それから、非常食、水等、寝具、薬などなど、区との連携はどうかといったこと。それから、例えば殿戸区の人が、いざというときに細谷等へは避難ができるのかといったことの周知。それから、年配者、ひとり暮らし、体の不自由の方々等、避難に難しい人の対応、避難経路の問題。それから、各区ごとでの避難訓練について等々。こういったことを村民の方々から聞かれます。

5月15日の信毎には、自主防災揺らいだ熊本と大きく報じられています。内容は、災害時の避難誘導や救助のために町内会などが任意でつくる自主防災組織が、発生時に機能しない例が見られたとあります。こういった組織は全国の多くの地域で立ち上げが進んでおり、カバーされている世帯の割合は81%に上っているということですが、専門家の人たちは、形だ

けの組織に陥らないよう、かなめとなって動かすリーダーの育成や、構成者が日ごろから訓練なり意思疎通を密にする必要性が大事と言っています。みんな自分の身を守るのが精いっぱい、救助などの活動は一切できなかつたと、自主防災組織の会長さんがコメントしていました。救急法や消火器の使用、炊き出しなどの講習訓練を年四、五回重ねてきたが、こんなに大きな地震が来るとっておらず、差し迫った感覚がなかったため頭が回らなかつたとも報じられていました。

地震の規模にもよりますが、長野県の白馬村、小谷村の神城断層地震のとき、白馬村では住民の意思疎通がふだんから図られ、村内の自助と村民の共通認識があったため、死亡者が出なかつたと報じられていました。

私はこういったことも踏まえ、どこまで踏み込んだ訓練が必要か考えることと、先ほど申し上げた村民の方々の意思疎通を図り、事前対策の訓練、また災害時を想定した訓練が必要と考えます。こういった訓練などのことについてはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 災害、特に地震の災害発生は、大きな地震は直前まで予想できないわけであります。そういうことから、防災、減災、最近では復興を早くする、確実にする縮災という言葉も今回から使われております。こういった考え方に基づいて、私どもいろいろ行政を担当していかなければならないと考えております。

都会で起こった、例えば阪神・淡路の例を見てみますと、コミュニティ活動が盛んだった場所、例えばもちつきだとか地区の何とかバーベキュー大会だとか、そういうようなところが非常に救助も早かった、復旧も早かったというふうに報じられております。

村内でも行政あるいは議員の皆さんの御協力をいただいて、9月には3年前から防災訓練を始めました。区によっては地域支え合いを中心に、図上でありますけれども、防災訓練をしているところもあります。その区の単位、私は、今御質問もありましたように、区というのは非常にコミュニティの歴史のあるコミュニティをつくり上げて築造してありますので、こういった区単位でするのが最も効果のある方法ではないかというふうに考えております。こういうことを進めながら、行政としても社会福祉協議会としても、日赤奉仕団としても応援をして、そういったことを一生懸命やっただくような機運の醸成をしていければと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 次に、ライフライン、インフラ関係の耐震化等についてお伺いします。

今回の熊本地震では、九州電力の水力発電所のダムが決壊しました。また、道路、橋、水道関係も数多く壊れ、人の命も奪い、また、通行もできなくなっていました。青木村のダム、ため池、道路、橋の耐震化、老朽化等の検討、そこには当然電気、水道、し尿処理場等も含まれますが、そういった点検はどうか。

また、河川の湾曲した内側の堆積した土砂の取り除き、鉄砲水のときにこういったものがあると堤防が壊されやすいということですが、特に私の見ている中では、沓掛川のほうに土砂がたまっているところが多く見えるようですが、そういったことを事前に取り除いておく必要があると思いますが、この辺、事前にはできるものはどうでしょうか。その対策等はどうお考えでしょうか。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、インフラ整備の関係、個別にちょっと申し上げていきたいと思います。

まず、下水道関係の処理施設につきましては、長寿命化計画なるものをつくった上で年々進めているところでございます。

それから、滝川ダムの関係は毎年点検を実施しております。

それから、ため池につきましても村内何カ所かありますが、平成25年で一応実施済みでございます。

それから、道路につきましては、県道、国道、主要道路に関してですが、これも平成26年度に実施をしてあります。

それから、橋梁についてですが、これは5年に一度点検等の義務づけがされております。ことしは村内の全橋梁の点検をする年ということで行います。その中で修繕等の問題があれば、今後予算化をして修繕をしていく予定でございます。

それから最後、川の関係になりますけれども、河床整備、これは当然県のほうへ要望した中で実施はしております。ちなみに、昨年度は田沢、湯川のほうを実施していただきました。ただ、今議員がおっしゃいます沓掛川のほうは、今後も県のほうへ要望を継続していきたいと思っております。

ただ、最後ですが、各地区でこの要望なるものを、翌年度の要望箇所の要望をしております。2年ほど前からこの地区要望につきましては、現地のほうへ行って実際に現場を見ながら、各地区で災害等、壊れた箇所ですとか今後という危険性のあるところについては、それぞれ予算化をして翌年度の予算のほうに計上をする中で、今後も進めていきたいと思っております。

ります。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、避難所等の非常時の対策についてお伺いします。

実際に大きな災害が起きてしまったときには、今回の熊本地震、神城断層の白馬、小谷村の地震、3.11、3.12のときも、同じ問題点がニュースになっています。その中で食料、飲料水、トイレトーパー、毛布等の物資もそうですが、そのほかに避難場所の確保、仮設住宅、仮設トイレの数、それから風呂、更衣室等の不足が必ず出てきます。また、この中には廃棄物の置き場、同じですが、災害時のごみの置き場、解体したものの置き場所等、今回の熊本地震でも、まだそのほかにテント泊、車中泊がありました。そういったものも含めて、こういったときの場所の確保は十分できているのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大災害が発生した場合、今までの例ですと、最低限3日間は自力で生きる必要があると、準備が必要だというふうに言われてございます。資材等準備については、御質問のとおりでございます。

私は一番は飲料水が最も最優先される。命を守る、その次に飲料水の提供、確保が一番大事だというふうに思っております。1日1人3リッターというふうに、最低限3リッターと言われております。青木村には24時間駆動すれば4,500人に3リッターの水が提供できる浄水器を一昨年確保いたしました。井戸については幾つかの家庭でもありますけれども、道の駅に県に掘削していただきまして井戸を用意してございます。そういうことで、とりあえず水については確保できるだろうというふうに思っております。

それからもう一つ、先ほどから何回も言いますように自助についてもお願いしたいということで、非常時の持ち出し、そういう中には今御質問にありましたような品々を、自分のこと、体調あるいは自分のことを含めてお願いをしてまいりたいというふうに、行政側でもそれなりにしますけれども、まずは自分でということをお願いしてまいりたいというふうに思っております。

仮設住宅の用地あるいは廃棄物処理等につきましては、グラウンドなど仮設住宅含めて村が保有している広大な土地、一定程度の土地がありますので、そういったところを活用してまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 今の御答弁の、大体土地は、ほぼなから間に合いそうだという理解でいいですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 災害の規模が、1,750戸ある村が、全てこれが例えば壊滅した場合に間に合うかという、とても間に合う状況にはございません。そういうときはそれぞれ安全な場所を選んで、畑とか道路敷のいいところ、そういうのを保障してまいりますけれども、当面考えられるものにつきましては今言った場所で対応してまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、関係機関との体制についてということで、これも同僚議員が先ほど2人ほど質問されている内容とほとんど変わらないと思いますが、改めて質問させていただきます。

村長はいろいろな企業、団体等、また、埼玉県の坂戸、新潟県の弥彦村等の他行政とも積極的に災害援助協定を結ばれていることは、私も承知しています。

そこで、改めて、地元消防団、自衛隊、病院、コンビニ、村営バスなどもかかわってくるかと思いますが、ガソリンスタンド、レンタル業者、建設業者、アパート業者、プロパンガスは提携されているということですが、あとラポートあおき、日赤ボランティア等々、ほかにまだどこまで考えているのかということと、病院については、村には診療所1軒のみで収容者も限定されるわけですが、ほかの病院のお考え。それから、道の駅、ふるさと公園の使い方。ちょっと余分なところに行きますが、また、医師とか薬について、これは県でも大規模災害時の医療救護、傷病者の搬送、医薬品の供給体制を見直すという、2月の県議会での一般質問の中で答弁していましたが、こういったことを見直すということでございます。そういったことも含めた関係機関との災害時の体制について、再度御質問します。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いろいろ災害が想定されますし、それから被害の状況についても、さまざまなことを考えておかなければならないというふうに思っております。

災害発生時、それから1日目、3日目、1週間、それぞれ援助してくれる機関、内容等々も変わってきますので、いろいろなことを考えてそういった機関と協定を結ぶ、あるいは話をしておくということが大事であります。

今それぞれ、先ほども前の議員さんで御答弁申し上げましたような災害援助協定あるいは

相互協定を結んでおりますけれども、もう少し食料に関して結んでおく必要があるかなど。コンビニとかそういうようなところとしておきたいなど。

それから、もう一つは、電気の関係、電気の復旧の関係ですね。これも埼玉県電気業協会に投げかけてというふうに今やっておりますけれども、それから、もう一つは水道ですね、水道の復旧、これも災害協定を結んでおく必要があると。だから、ライフラインというのはやっぱり生き伸びるための最低限、今御質問にありましたようなことをもう少しやっていかなければならないというふうに思っております。

それから、医療とか医薬品等の支援体制でありますけれども、上小地域包括医療協議会なるものがありまして、年4回ほどこの会議がございます。メンバーは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、社会福祉協議会、県、市町村で構成されるメンバーでございまして、青木村の社会福祉協議会も応分の負担をして参加をさせていただいております。こういう中で医薬品等の備蓄もするというようになっておりまして、多少ではありますけれども、蓄えもある中でこれを担当しております。

それから、防災機能を持った公園、ふるさと公園もありますし、それから今度開所します道の駅にも、そういった防災機能を持ったことを、防災体制を整備していきたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、子供たちのスクールカウンセラー的なことですが、精神的ケアについてお伺いします。

学校、保育園等も、災害時には避難所になることも予想されます。こういったとき子供たちは村外、県外へ避難される人も出てきます。休校による授業のおくれや地震での精神的ショックを受けた子供たちの心のケアも課題です。こういったことへの考え方、対応はどうお考えになっていきますか。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 児童・生徒の心のケアについてであります。これは村で雇用しているスクールカウンセラーがいるために、これまで把握してきた児童・生徒理解の上で立ってきめの細かい対応ができると考えております。もちろん状況によっては長野県教育委員会からの援助もあわせて考えていく必要もあろうかと思っております。

次に、できるだけ早く授業のできる教室を確保して、一日も早い授業の再開を目指してい

くことが最も重要だというふうに思います。学校が正常に機能するという事は、地域を元気にすることにつながるというふうに思っているからであります。いずれにしましても学校というのは地域文化の中心でありますので、その自覚を持って、冷静に信念を持って粛々と対応するということが重要と認識しております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、各区の公民館の屋根を利用した太陽光発電は、ということでお伺いします。

各区の公民館も避難所という想定になっていますが、公民館には非常用も考えて、行政主導でこういった太陽光発電を設置する考えはどうでしょうか。飯田市では、公共建物に太陽光発電の設置を、飯田市で進めています。今回の熊本地震でも、電気がなく長期にわたり不便を強いられたとのこと、携帯電話の充電すらできず困ったと報じられていましたが、この辺のお考えはありましようか、お聞きします。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 各地区の公民館の屋根に太陽光ということでございますが、村の中でも公共施設、小学校、それから図書館等になりますけれども、既に太陽光の発電を始めております。要は災害時にいかに電力が使えるかということになりますと、やはり太陽光だけではだめで、それを蓄積する蓄電するシステムが必要になるかと思えます。それから、各地区の公民館、実際に太陽光が乗るかどうか、強度的なことを含めて総合的に判断する必要がありますので、ちょっと今後の課題かと思っております。

ただ、電源だけに関して申し上げますと、各地区にガスボンベ式の自家発電機が1台ずつ配備はしてございます。これは1回に2本のガスボンベを使うんですけれども、1時間ないし2時間は連続運転が可能ということで、これもありますので、緊急的な電源とすればこういうものを利用し、先ほど村長も言いましたけれども、いろんなグッズ等も出ておりますので、そこら辺も複合的に利用する中で電源の確保をしていただければと思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

住民の方は、意外とこの太陽光発電に関心があります。できれば前向きな検討をお願いしておきたいと思えます。

次に、恐縮でございますが、業務継続計画BCPについて、また同じ御答弁をいただくことになると思えますが、よろしくお願ひします。

5月4日の信毎の記事に災害時業務計画、県内4市町のみと報じられていました。これには県内77市町村のうち7市町という表現が出ていました。全国平均36.5%を大きく下回ったことが書いてありました。7市町ということは、当然、青木は入っていないということですが、先ほどは御答弁の中に既に取りかかっているというようにお聞きもしていますが、これについて詳しい内容と今後村として業務継続計画BCPについてどう対応していくのか、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） こういった意識を全職員が共有するという事は大事なことであります。先ほど申しあげましたように災害時の職員初動マニュアルをつくった、2014年につくったばかりではありますけれども、少し国がマニュアルを出した昨年度のもの比べると少し足りない部分がありますので、ここは補強して国のガイドラインに沿った業務継続計画を策定してまいりたいというふうに思っております。

一番は、うちは48時間しか考えておりませんでした、2日間しか考えていなかったんですけれども、やはり熊本の状況等々見ますと、1週間から10日ぐらいの作業を想定したこの計画は、震度7が2回来るようなことを考えると必要ではないかというふうに思っております。

6項目、国からは大きく私どもには示されておまして、首長不在の際の円滑な代表順位及び職員の参集体制について、2つ目は本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、それから電気、水、食料等の確保ということで、これは特に災害時の本部職員のことも含めて停電に備えた非常用の発電機、燃料、水、食料等々の確保ということでございます。それから、孤立すると、災害対策本部が孤立するということも考えなさいと、こういうことでございます。それから、災害時にもつながりやすい多様な通信手段ということで、青木村の場合には防災優先とか、あるいは衛星電話とか、衛星電話は2台ございます、こういったことで情報の収集、発信、連絡がとれるようなことを考えております。そのほか重要な行政のデータのバックアップということで、被災者に罹災証明を出すにしても税の証明を出すにしても、本当にこの人が青木村の住民かということ、あるいは証明書、あるいは確認するにもバックデータがないと、いわゆる庁舎の中から取り出せないというような状況も十分今回の熊本でもありましたように、これは災害時の被災者の支援のため、あるいは住民対応のため、行政のデータバックをちゃんと確保するということが不可欠なことであります。それから、非常時優先業務の整理ということで、非常時に優先すべき業務、それから各部門がケース別に業務をするような体制、こういったことが求められております。

それから、もう一つは、先ほど申し上げましたように、御答弁申し上げましたが、この非常時のときも常日ごろしている常時の業務もあるという前提で、これを考えておかなければならないということでございます。これは、マニュアルにはなかったかと思えますけれども、私はそう思っております。

いずれにしても、最優先については住民の命を守る、今回の場合のように二次災害を防ぐ、こういった視点のもとにこういった業務継続計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、青木村の土砂災害の危険区域に指定されている山林の実態、今後の計画、または対策についてお聞きしていきます。

以前から私は山のことについて、例えば松くい虫、樹種転換、山の手入れ、バイオマス発電、山の日の制定にかかわる青木村としての考え方等をお聞きしてきましたが、今回は危険区域の防災林について伺います。

まず、村として青木村の山の実態把握、特に防災機能的にどうかということです。

この青木村の地形は山地災害、特に地震による土砂山崩れ、大雨による土砂山崩れ、土石流、洪水が懸念されます。こういったことから強い防災林をつくって、少しでも災害から守ることができればと考えます。

そこで、私は専門家でもなく知らないことも多くありましたので、過日、辰野町にお住まいの元信州大学農学部教授、山寺喜成さんのところへ訪ねていきました。この先生は元信州大学教授の農学博士、専門は山地防災学、緑化学、自然修復・再生学を専門としています。この先生は地方創生への提言として、美しい山村をつくる方法、災害から山村を守る方法の手引をつくり、農山村を災害から守る会を立ち上げ、こういった事業を行っている専門家の方です。ここでは細かいことは申し上げませんが、お話を聞いたり、施工現場を案内していただきましたが、やはりこういった防災林にするには、最初から目的に沿った山林づくりをしていかなければいけないものと教えられました。ただ山に木を植えさえしておけばいいものではなく、災害の生じやすいところの調査の仕方があり、崩壊危険箇所の特定制、原因を見つけ、そこに対応した樹種の植林をするなど、いろいろ教えていただきました。

平成18年7月19日の豪雨により、この辰野町澤底で大きな土石流が発生、このときは岡谷でも死者が出たときです、大きな被害があり、辰野町から依頼された調査に入ったとのこと。先生は以前からこのことについて町に提言をしてきたのですが、なかなか聞いてくれな

かったが、ようやく納得してくれたとのこと。先日も今回の熊本市へ、依頼があり調査してきたり、長野県内、近県へ出かけることが多いそうです。青木村としてもこういった山の状態、状況、危険区域の山林についても、こういった専門家の先生に調査してもらったらと考えますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 森林の果たす多面的な機能は、今お話しいただいたとおりでございます。災害に対する抑制という意味では、大変大きな役割を今までも担ってきていただいているところでございます。御質問にありましたような、地形とか地質によって樹種を変えたり計画的に災害を抑制するという考え方は、私どもも当然そのとおりだと思いますし、今後も専門家の意見を聞いてやっていかなければならないというふうに思っております。

青木村の場合には、その8割を占める山林の中には個人林もありますけれども、共有林も多くありますし、それから国有林もあるわけでありまして。こういった方々の理解をいただきながら、長期的な計画の中で山の手入れ等々保全をしていく必要があると思っております。山づくりについては大変長期的な時間もかかります。

そういうことと、それからもう一つ、日常的には財産組合、全体から見ればわずかな面積ではありますが山に毎月監視活動に入っている、財産組合の中に常設委員がありまして、毎月パトロールをしていただいております。そんな状況とか、森林組合の皆さんはプロ中のプロで、常時山に入っております。それから、国有林も村内には一部ありまして、こういった東信管理事務所、森林の管理事務所がありますので、こういったいろいろな専門の皆さんの意見を聞く、あるいは日常的なパトロールの中で山に入った状況の中で、大きな変化があれば情報、データ等いただく、こんなことを考えながら今御質問の趣旨に沿ったことを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、青木村の災害に対する回復力、復活力、抵抗力ということについてお聞きしていきます。

室崎益輝神戸大学名誉教授は、大地震が連続した例は過去にある、安易に想定外と言うべきではない、過去の教訓を生かし切れてないというお話をしていました。しかし、災害があった後は、必ずこういったコメントなり話が出てきますが、いかにこういった自然災害に人間が対処していけるのか、その災害において猛威やリスクをどうやったら低減できるのかは、

自治体行政を含めて考え、対策は講じていなければいけないと思います。

被害やその復興のあり方には、震災に対する備えがあるかないかによって、その後の対応に大きな違いが出てくると考えます。自然災害において、その猛威やリスクを減らせるかどうかは、その地域、この青木村ですが、回復力、復活力、抵抗力、これは物理学用語で言うとレジリエンスと言うそうです、この言葉は、最近は医学、それから災害学でも使われているということですが、要は、災害学では災害時の問題解決能力というようなことから、その回復力、復活力、抵抗力といった意味で使っていると、専門の本に書いてありました、そういったものが青木村としてどの程度あるものかといった、そういった考え方についてはどのようにお考えされているか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の回復力、復活力、抵抗力、私は今の御質問をお聞きして、その防災力、減災力、縮災力というふうに置きかえてもいいのかなというふうに思いました。これは再三申し上げましたように、この3つにつきましては、そういう観点で今までもそれぞれの業務をしておりますし、今後もしなければならぬというふうに思っております。今のその3つの力も参考にさせていただきたいというふうに思います。

災害リスクの低減、それから災害に対する備えについてでありますけれども、青木村の57平方キロですね、この力を全て一口に言うのはなかなか難しいわけでありますけれども、青木村の持っている山林というのは、県内では平均的な状況ではないかというふうに思っております。表土は浅い、したがって保水能力はない、それから、松など大木の根の張り方が弱い、そういった特徴があるので、そういうことを注意しながらそういう対応をしていかなければならぬというふうに思っております。

それからもう一つ、地名で、あるいは伝承されて、昔ここは土砂災害が起きた場所だと。例えば当郷には押出という地区がありますけれども、これは古い人の話では、昔土砂災害があつて押し出された場所だというふうに言う方もいらっしゃいます。それから、地質学者あるいは専門家で言うと、青木村でも少し押し出されたような箇所があるよという話を聞いておりますので、そういうことも注意しながらいかなければならぬ対応の一つというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

それでは、次ですが、いま一度防災体制の点検をということでお聞きしていきます。

慶応大学の教授の片山善博さんが鳥取県の知事をしていて、務めていたときのお話が、以前新聞の記事に出ていました。この内容は、防災計画や災害発生時の対応マニュアルの点検と見直しのことです。例えば、食料を供給するのは専ら県の責任であるが、そのことについてその当時の地域の防災計画震災対策編にどう書いてあったかといえ、県は農林水産省の出先機関を通じて精米を調達するとあり、これでは、被災地は電気、ガス、水道もないのにどうしろというのかということなのです。

そこで、早速その当時の知事は、弁当の仕出し業者の組合と協議し、大震災のときには県内の被災していない地域業者から優先的に弁当を届けてもらう旨の協定を結ぶことにし、食料以外の物資についても、例えば建設業協会との間でも、災害時には建設資材や仮設トイレなどを優先的に回してもらうことを取り決めておいたため、被災直後に大きく役立ったと言っていました。

また、専門家の知見をかりることも重要だとも言っています。それは、このとき専門家、この鳥取県の地震空白地を地権者にもう一度見てもらったところ、空白地のほうが地震の発生の可能性が断然高いという判断をされたということで、そこでその空白地で震災訓練を行っておいたところ、その3カ月後に、想定どおりの場所、想定どおりの震度の地震が発生したとのこと。これはまれなことかと思いますが、こういったことも考え、今まで同じようなことも質問していますが、これらも踏まえ、青木村で震度7の地震があったとしたら、この辺の対策、対応についてはどうでしょうか。もう一度、点検、見直しの必要があるかと思えます。

5月27日の信毎の記事によると、県は地震備蓄体制の見直しへと出ていました。この細かい内容は別として、大まかな内容は医薬品などの備蓄体制を見直すというものですが、青木村もほかの物資等も含めた点検、見直しはどうでしょうか。同じようなことの質問ですが、もう一度御回答をお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今まで9点、10点にわたりまして、震災について、熊本の震災を受けての御質問をいただいてまいりました。その中でそれぞれ答弁をさせていただきましたけれども、もう一度ということですので、総括して答弁をさせていただきたいと思えます。

申し上げましたように、やらなければならないことは山積しております。今後もそうすけれども、優先順位をつけてやらなければならない。一番は人の命を守ることだろう

というふうに思っております。守った命を、例えば避難所に来た方々についての対応、その次には、2番目は、その2つ目でありますけれども、いずれにしても人の命をどうやって守るかということを主眼に、まずはしていくことでもあります。建築の関係、道路の関係、飲料水の関係等々含めて、そういうことが一番先に求められることではないかというふうに思います。

限られた予算、限られた職員の中でありますけれども、住民の皆さん初め議員の皆さん、それから社協、消防団、いろいろ関係の皆さんの協力をいただいて、こういったことをしてまいりたいというふうに思います。

それと、役場がするハード面の話も含め、今まで言いましたように、災害協定を結ぶ箇所をふやしていきたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございました。

質問はこれで終わりますが、最後に、地球が生まれて約46億年、この間各種災害や地殻変動は当たり前前に起こってきたものです。今ここでこれをどうするかでなく、こういったときどう対処していくかが大事ではないでしょうか。天変地異は当たり前のこと、災害に遭ってしまったときには災害をいかに受け入れていくか、そしていかに復興していくかが大事です。一日も早くもとの生活に戻れるかが一番大事だと考えます。防災、減災、復興等のいつ起こるかわからないことを想定し、対策、対応を考えることは非常に難しく大変ですが、何もしておかないわけにはいきません。震度7の地震があったらと考え、もう一度防災について見直し、点検することも大事だという思いで、いろいろお聞きしてきました。

私が質問してきたことが取り越し苦労で終わることを祈って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 片山議員の一般質問は終了しました。

◇ 沓掛計三君

○議長（小林和雄君） 続いて、3番、沓掛計三議員の登壇をお願いします。

沓掛議員。

〔3番 沓掛計三君 登壇〕

○3番（沓掛計三君） 3番、沓掛でございます。

質問を行いますので、よろしく申し上げます。

今回は松くい虫対応についてということで質問を通告してありますので、一問一答ということでお願いいたします。

ここ数年、他市町村からすると、松枯れが青木村の場合は少なかったというように私は感じておりました。ですが、最近標高の高い地域にも拡大してきたように見えます。青木村でも入田、田沢地区、下奈良本地区で目立つようになってきました。今まで空中散布によるマダラカミキリの駆除の効果が出ていたのではないのかなという感じを、私は持っております。今後、この駆除対策についてお聞きしていくわけでございます。

その前に私も、青木村の山林の多くは赤松林が多く占めております。秋には村の特産品としてマツタケも多くとれ、直売所等についても多くのお客さんでにぎわいます。また、治山治水の役割も果たしているのが山林の一つの役目かと考えております。

私もこの地区、村松地区におりましたけれども、赤松林の多くは植栽されております。私ももう40年ほど村松地区で暮らしておりますけれども、その当時はもう大分松も切られた中で、植栽のほうはかなり進んでおりました。どうしても区のほうでその当時は山人足というような義務を課せられていたわけでございますけれども、これについては地ならし、植樹、夏の暑い時期の下草刈り、五、六年はかかります。それから、枝打ちする木、間伐等ありますけれども、これで20何年かかるわけですけれども、それで、ある程度生育して、それからもう既に40年ぐらいたってきているかと思えます。

現在は木材の単価が安くてなかなか利益が上がらないというのが現状でございますけれども、過去には先人の皆さんですか、山を本当に大切にしながら、その木を売ることによって水道水の布設の負担金、また事業等を行っていく、また公民館の建設等についても、その中から資金を出してきたということで、大切な財産ということで守ってきたものでございます。

その木が今では松くい虫によって徐々に本当に枯れていってしまうというような状況を見ますと、何とか抑えることできないのかなということが、私の思うところでございます。

きょうは建設課長さん、事務担当の係長さん等いませんが、きょうは何か国の会計検査で、松くい虫対策についての国の会計検査を県庁で受けているようでございますけれども、この松くい虫に対してはいろいろな方法論の松くい虫対策ございますけれども、いろいろな、薬剤散布等賛否両論が多いため、村長、課長さん、それぞれの立場でもってのお答えで結構ですので、よろしく申し上げます。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、質問に入らせていただきます。

現在、上田市と中心として上小管内の松くい虫、筑北も含めてもそうですけれども、かなりの被害が出てきております。隣接している川西関係もかなりもう出てきておりますけれども、この拡大の推移というのは、村のほうではどんなような状況で入ってくるのかどうか、ここら辺のところを、担当課長さんいけばいいんですけれども、村長さんにお答えできればと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 担当課長が、今御質問の中にありましたような状況で欠席をしておりますが、よろしく願いいたします。

松くい虫の駆除は、私も村の大きな行政課題の一つであるというふうに思っております。現在、上田市を中心とした松くい虫の被害状況について、まず答弁させていただきたいと思いますが、平成26年の状況でございます。

長野県では全国第2位、県内では上小地域が1位でございます。数字を申し上げますと2万4,491立方ということで、県下の32%を占めております。管内の市町村別では、上田市が1万8,859立米、東御が2,331立米、長和が2,009立米、私ども青木村は1,292立米でございます。管内全体では横ばいでしたが、平成24年から25年は増加傾向となり、26年は若干減ったかなというふうに思っております。青木村では21年度から24年度まで減少傾向にあったわけですが、25年度から再び増加傾向にありました。特にことしは森林組合の皆さんの一見した感じではありますけれども、2割ぐらいふえていないかなというようにこともおっしゃっております。気象状況によるというふうに思いますけれども、温暖化によりまして、今後青木村あるいは青木村の周辺の被害は拡大していく方向ではないかというふうに危惧をいたしております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 確かに拡大傾向なのかなという、特にこの時期になってくると、松の松枯れがかなり見えてきております。植樹展開している岡部のほうへも見えてきているような感じを持っておりますので、これからふえてくるのかなと思います。

この松くい虫の被害が出ている各市町村ですけれども、この駆除対策についてどんな方法をとっているのか、現時点で各市町村の方法等、おわかりになりましたらお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 平成26年の状況で答弁させていただきますが、上田市では、被害量が

約1万9,000立米に対しまして、伐倒駆除が9,500、地上薬剤散布が22.2ヘクタール、樹幹注入が154本、樹種転換が7.7ヘクタール、伐倒駆除については被害量の50%程度しかできていない状況でございます。

東御市では、被害量が約2,300、伐倒駆除が2,050立米、樹幹注入が63、被害量の88%を伐倒駆除で処理しております。

長和町では、被害量約2,000立米に対しまして、伐倒が1,000立米で、被害量の50%の駆除でございます。

坂城町でありますけれども、伐倒駆除733立米、特別防除と言いまして空中散布ですね、有人の空中散布については25ヘクタール、無人ヘリによる地上散布が4ヘクタールということでございます。それから、薬剤の防除による効果検証事業も実施しているというふうに伺っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 各町村とも本当に苦慮しているのが現状かと思えます。これ全体やるにはとてつもない経費が必要ですが、青木村の伐倒駆除も、空中散布が今やれない状況と申しますか、断念している状況でございますけれども、伐倒駆除、樹種転換で、この5年間ぐらいの事業の内容の中で、その中の事業費についてですけれども、補助金、自主財源、概数でいいですけれども、大体どの程度やってきているのか、もし数字的なものでおわかりになれば。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村での伐倒駆除等々の5年間の事業量の状況について答弁させていただきます。

青木村では5年間大きく分けまして、伐倒駆除、樹幹注入、地上薬剤散布、樹種転換、この4種類で対応させていただいております。まず、伐倒駆除につきましては、5年間で事業量が5,577立米、事業費で1億3,156万4,000円、うち補助金が7,650万7,000円、村費が5,505万5,000円といった状況でございます。もう少し詳細に申し上げますと、樹幹注入では5年間で380本、事業料で935万円、その内訳は、補助金が240万円、村費が約700万円でございます。四捨五入しているもので、ちょっと数字のトータルの合わないところがあるかと思っております。地上の薬剤散布では、5年間で36ヘクタール、事業費で560万、補助金が300万、村費が260万円でございます。樹種転換は5年間で20.1ヘクタール、事業費6,100万円、そのうち補助金が4,100万円、村費が約2,000万円でございます。トータルで申し上げます

と2億円、5年間のトータルは2億756万4,000円で、うち補助金が1億2,341万1,000円、村費が8,415万3,000円でございます。

さらに、せっかくだから、その11年間のトータルもしてみました。この村の投資額は2億8,000万円余でございます。

こういったことで松林を守る努力を、先人たちも、先輩たち含めてやってきております。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） かなりの財源を使ってはきていて、この小さい村でこの一般財源、これだけの一般財源というのはかなりの重荷になってきているのが現状かと思っております。

今後の対策についてですけれども、後追いになると思われる伐倒駆除による効果及び川西、仁古田地区から東野地区へ進めてきた樹種転換事業等の効果について、特に樹種転換については被害木のない松林を伐倒してほかの木にしていくわけですけれども、ここら辺の今後の所有者の意見等の御理解が得られるのかどうか。今後の見通しと駆除による効果、本当に伐倒駆除等による効果、また樹種転換の効果が本当にあるのかどうか。また、この樹種転換を進めるに当たって、所有者、もったいないなという気がかなりするかと思っておりますけれども、その意見が得られていくのかどうか、ここら辺のところをお聞きします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 樹種転換は、今の御質問の中にもありますように、もったいないといましようか、松を全て切るわけですよ、そういうところは本当にそれでいいのかなと思いつつ、それも一つの方法だとは思っております。結論から言うと、被害を減少させる効果はあるというふうには思っております。

しかし、周辺の駆除を行わないところからマツノマダラカミキリが飛び込むということも、一応あれは大丈夫だというふうに言われておりますけれども、実態としてもう少し伐採を設ける必要があるんじゃないかというふうにも見受けられる場所もございます。

仁古田から殿戸にかけて、これは仁古田の皆さん、殿戸の皆さん、本当にいろいろじくじたる思いの中で御協力をいただいて事業を行っているわけですが、当郷、村松と比べて、この夫神、それから連続する細谷、夫神の地区の量が少ないということを見ると、やっぱり伐倒駆除の効果はあったなというふうに思っております。これも森林組合など専門家の皆さんに聞いても、伐倒駆除すれば効果があるということを言っております。御質問にありましたように、山林の地主の合意が大原則であります。

それから、もう一つ、伐倒駆除する場合に、材の搬出とかそういったような、あるいは地

形的な制限も出て制約もありますので、いろいろこれをするにも効果はあると思いつつも、課題もあるというふうに承知しております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 今現時点でやる方法論とすれば、そのような方法論しかないのかなという、樹幹注入を幾らやっても全部の木にはできるはずない、こんなの不可能な話ですので、そこら辺の今対策が主なのかなと思います。

空中散布による薬剤防除をやめて、もうかなりの年数たちます。この効果はあったと考えられると私は思っておりますけれども、もし効果があったと検証されていれば、今後の実施の考え方はないのかどうか。

また、県の林務部で平成23年11月ですか、松くい虫防除のための農薬散布の今後のあり方について、農薬の空中散布検討連絡協議会と有人ヘリ松くい虫防除検討部会が、約31ページにわたって、この方法論等いろいろなメリット、デメリット等について出しております。空中散布のあり方の検討、空中散布を取り巻く現状、松林を守るための必要性と農薬散布の位置づけ、今後の農薬散布のあり方等についての文章でございます。この内容を十分精査した上での空中散布の検討は、村としてあってもいいのではないかと私は思っておりますけれども、ここら辺のところは、村長どう思っているか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 空中散布をやめましてしばらくたつわけでありましてけれども、この空中散布をすべきという御質問いただきましたのは、大変勇気の要る御質問であったというふうに思います。

本当に明治38年に長崎で最初に発生して、それが延々と昭和56年に長野県でこれの発生が検証されて、その後広がってきたというふうに思っております。先人たちが守ってきた、汗水流して長い年月を育ててきたその松、これはいろいろな面で効果があるわけでありまして、一生懸命大事に守っていかねばならないというふうに思います。

データを見ますと、青木村で空中散布するかどうかの話なんですけれども、青木村では平成19年から20年にわたり、年間50ヘクタールほど、最大の際には平成25年に163ヘクタールで実施されております。

そうはいいながらも、今御質問ありましたように、県の指導書を見ますと、空中散布の健康への影響について大変細かに指示をされております。使用される農薬の安全性について、それから安全確認の調査の結果については、環境省の定めた生活環境の中の安全性の評価や、

指導値を大きく下回る濃度で実施されなければならない。そういう中ではありますけれども、化学物質敏感等感受性の高い人への影響、健康への影響の部分、あるいはこれを解明することは難しいということをおっしゃって、影響の可能性を否定するということではないというふうに記述しております、おっしゃっております。それから、もう一つは、化学的物資の過敏症等感受性の高い人などから健康への影響等が訴えられることがある、これは肯定をしております。こういった中で、空中散布との因果関係を容易にすることは困難であるというふうにも、あわせておっしゃっております。

こういうことから十分なこういった化学物質過敏性の高い人等々に対して十分な科学的な分析調査が得られないために、これを評価すること、空中散布を評価することは難しいというふうに、この報告書の中ではおっしゃっておりますので、私どもも、実施する、しないについては、こういうことを前提として考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 確かにそのとおりに書いてあるのが現状であります。そのやり方については、人家から200メートル以上離すとか、朝5時から7時の人の動かない時間帯でやるよなというような、いろいろなやり方の方法論もその中には指摘されているのが現状でございます。そこら辺はいろいろな御意見、異論がありますもので、私も余り言えない部分も持っておりますけれども、そのようなこともまた検討の中でやってもらえればと思います。

次に、青木村で今後もし単独で空中散布防除をした場合、事業費について国・県の補助金は出るのでしょうかね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 空中散布の事業費、村で今まで行った実績を見ますと、1ヘクタール当たり6万円というふうに割り算をいたしました。当時、8ヘクタールで460万ほどでございました。補助につきましては、県が4分の3、国・県で4分の3という規定がございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 国・県のほうでもまだ補助ができる状況にはあるということでございます。

先ほど松くい虫防除対策、空中散布の今後のあり方について触れてはありますが、空中散布による健康被害について心配しているという住民は、今青木村には、これは言いにくいかわからないけれども、どのぐらいの数、上小管内にいるのでしょうかね。人数的なものですけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 前回中止をする直前に強く訴えられた方がいるというふうに伺っております。その数字については、今実施をするということで広く言うておりませんので、特に反対をされる方がおられませんことから、その数字については承知をいたしてございません。こういうようなことを、いるという前提で、もしするならば、この健康被害の因果関係についてはリスクマネジメントといたしましょうか、いろいろこういった方々への適切な方法を県では指導をいたしております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 今、村の松林の占める割合はかなり多いと思います。それと、虫の耐久性についても、昔は500メートルぐらいまでというのが、今はもう700から800メートル近くまでそれぞれ抵抗力がついてくる、マツノマダラカミキリが飛ぶわけですけれども、そうすると、これからもまだまだ広がってくる可能性があるということです。

健康被害の問題、これが一番確かに大切なことですが、この人たちに丁寧なる説明をして御理解をしていただきながら、健康被害を及ぼさないような方法での散布対策という方法論というのはないものですかね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） その答弁の前に、松くい虫の防除にかかわる空中散布の今の県内の状況について答弁させていただきたいと思います。

有人ヘリと無人ヘリがありまして、今25年が7市町村で260ヘクタール、26年が8市町村で268ヘクタール、27年で8市町村で268ヘクタールでございます。近隣では、坂城町と千曲市が、千曲市は125ヘクタール、1年ですね、坂城町が25ヘクタールの有人ヘリ、特別防除とデータ上はなっておりますけれども、実施しております。無人ヘリにつきましては、市町村数が、25年が3市町村で合計69ヘクタール、26年は4市町村で98ヘクタール、27年は4市町村で100ヘクタールの実績をいたしてございます。

空中散布をするとしたらという前提で県の指導書等、それから県の指導等を伺っておりますので、それについて、それで答弁にかえさせていただきたいと思います。

地域住民による詳細な空中散布に関する情報提供と説明責任、それから意見の交換をなるべくたくさんするようにと、こういうふうに言っております。それから、周辺住民に対してあらかじめ空中散布の実施計画等詳しい情報提供と意見交換、それから、今まで実施してきた空中散布による周辺住民への影響の有無、化学物質の感受性の高い体質の住民等の部分、

これまで健康への影響があったかどうか、それから、空中散布区域との距離によってそれがどうなったかという把握、それから空中散布が影響を受ける人体に対する可能性を総合的に評価するということを求められて、指導されております。

それから、もう一つ、県の考え方の中で、有人ヘリによる散布の実施区域をできるだけ減少させて、より危険性の少ない予防対策をしていくことも重要だというふうにも記述してございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） ありがとうございます。

村の特産物であるマツタケ、重要な林産物であるとともに、山を守っていただいている経緯がございまして。なかなか外材等の問題もいろいろありますもので、大切に育てていかなければいけない山であるというふうに考えております。

何とかこの松枯れを防ぐ対策ということですが、今後、この対策について長期計画等をこれから立てられていくかと思っておりますけれども、この中ではどのような位置づけをしていくのか、そこら辺のところをお願いできますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅がリニューアルされまして、ここでもマツタケが目玉商品になるわけでありまして。昨年度の実績ですと、マツタケは1,000万円以上売りました。マツタケの波及効果というのは大変大きいわけでありまして。今長期計画の中での位置づけについて御質問をされましたけれども、幸いにして、ことし5カ年計画をつくる作業に入りつつございまして、いろいろ住民の皆さんとの懇談会等々ありますので、そういう中でこういったことも議論していただくようにしてまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 最後になりますけれども、この質問については反対者の方や異論者がかなり多いということで、私、この質問すること自身ちょっと迷ったんですけども、いずれにしろどこかで何らかの方法をとっていかなくちゃいけない時期というものがもう来ているのではないかなと思っております。

私としては、この被害木の後追い処理の伐倒駆除による村の財政を圧迫していく予算支出より、長期的に経済的に効果がある空中散布というようなのを、先ほど県の指針等、いろいろな人に御理解をいただきながら、今後検討していってもらえればということでございます。

これ以上村長さんに聞いても御迷惑になるかと思えますもので、この質問は終わらせていただきますけれども、今後の検討課題としてもらえれば大変よかったです。もし何かありましたら、お願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の中でも答弁させていただきましたように、松枯れに対して村では毎年多額の予算を使いながら、この保全に努めているところでございます。しかし、有人ヘリコプターですということは、健康被害のことも皆無ではないという厳しい現状も、一方ではございます。

もう一つ、ことしの2月でしたか、農業シンポジウムをしたときに2つのテーマでしました。その1つは、やはり私もこの松くい虫だということで、大きな2つのテーマの1つに、この松くい虫をテーマにして、県の皆さんから、専門家の皆さんからいろいろ指導を踏まえての講習会もいたしました。その中でも言われておりましたように、やはり青木村だけ守ってもだめだと、周辺のところを入れて守らないとというふうに強く言われたことを記憶しております。

御案内のとおり今、固有名詞を出して大変言いにくいんですけども、筑北村では大変な状況でございます。青木村は非常に防除しやすい地形だというふうに、いわゆる3方向を高い山で囲まれておりますからというふうに思っておりましたけれども、900メートルでも今後出てくるかもしれないという、海拔ですね、というふうなことを言われますと、筑北村との関係では1,000メートル、900メートル、800メートルぐらいのところもあるわけですから、周辺のところと、こういうところをタックを組んでやらないとというふうに思っております。

広域連合の中でもこういうことを話題にしたり、あるいはちょっと坂城の町長さんからお話もくださいというようなことを言って、有人ヘリのお話をお聞かせくださいというようなことをやりながら、こういったことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、もしやるにしても、有人ヘリの場所は最小限にするということも考えていかなければならないというふうに思っております。場所によっては樹幹注入、あるいは地上散布、伐倒駆除だけではなくていろいろな方法を組み合わせながらやっていくということで考えていきたいというふうに思います。主には樹幹注入、地上の散布等々で、あるいは緩衝帯を設けて防除できれば一番いいことであります。お金は単独費も相当かかりますけれども、こういうことに一生懸命取り組んでいきたいと思いますが、青木村だけではできないので、いろいろ周辺の行政体等々関係の皆さんの御協力をいただきながら、御了解をい

ただきながら、村民の皆さんへのPRをしながら、このことについては一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） どうもありがとうございました。

松くい虫に対してはこういう現状もあるということ、また村民の皆さんにもわかっているただきながら、いろいろな方策をとっていただければと思いますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員の一般質問は終了しました。

一般質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩とします。午後1時から再開とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（小林和雄君） 5番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔5番 居鶴貞美君 登壇〕

○5番（居鶴貞美君） 議席番号5番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、教育長、担当課長より一問一答方式で答弁をお願いいたします。

4月に熊本・大分地域で震度7の地震が発生いたしました。罹災されました皆様には心からお悔やみを申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。近年は自然災害が多発しております。日ごろより防災には十分留意してまいりたいと思います。

健康で長寿は人類の永遠のテーマであります。健康寿命日本一の村づくりをつくり上げるための方策についてであります。

1 項目めとして、健康村づくりについてであります。

先ほど堀内議員からもありました。長野県は平均寿命において、男女ともに第1位であります。健康寿命は10番台半ば、男性の場合は16番目ぐらいに位置していると思います。

予防対策といたしまして2点についてお聞きをいたします。

胃がん対策としてのピロリ菌除菌についてであります。

がん死亡におきまして男性は第2位、女性は第3位になっております。年間で12万人が発症し、約5万人が死亡されております。ピロリ菌の感染者数は6,000万人と推計されております。ヘリコバクター・ピロリとも言われております。このピロリ菌除菌が胃がんに対する有効な手段だと言われております。

住民福祉課長にお聞きをいたします。ピロリ菌除菌費用補助事業についてであります。国のほうになろうかと思いますが、平成24年度で終了と、このように出ておりました。現在の状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 青木村におきましては、ピロリ菌の除菌につきましての助成制度は、今のところ実施してございません。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ピロリ菌除菌の料金についてお聞きをいたします。

自費診療で感染検査と除菌治療ではどのぐらいかかるかということですが、保険適用の場合はおおむね5,000円から6,000円と、このように言われております。ただいまの感染検査と除菌治療、この場合は大体どのぐらいの費用になるかどうかをお聞きいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ピロリ菌の検査につきましては幾つかあるわけですが、ピロリ菌の抗体検査、血液検査、もしくは、あとは尿素呼気テストということもございます。病院の検査は一般的に簡易ではやはり尿素的呼気テストがあるのかなという、利用している方がいらっしゃるかと思うんですが、やはりそこら辺を踏まえまして、検査の関係では大体7,000円ぐらいかと思われまして。

また、その後の治療、お薬の処方などをしていただく関係もありますが、やはり恐らく3万円程度かというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 年代別につきましてお聞きをいたしますが、データを見ますと、50歳

以上が70%以上を占めていると言われておりますが、これは青木村においても同様と考えていいのかなど、お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 青木村独自では現在データの収集はとってございませんが、やはり今議員さんがおっしゃったとおり、一般的にはかなりの数値があるかというふうに思われます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ピロリ菌検査は15歳以上となっております。15歳と言いますと中学3年生が対象になります。佐賀県で全中学生3年生にピロリ菌検査を実施したと、このような報道がなされておりました。このピロリ菌、先ほど申し上げたとおり、早ければ早いほどよろしいので、中学3年生対象にどうかと、先ほどの佐賀県でありましたので、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまおっしゃられましたように、佐賀県のほうでは県を挙げて対応しているということでございます。中3ということで、私のほうのちょっと資料の関係で、やはり恐らく除菌に係る治療薬は成人用しかないというふうにちょっと認識しておまして、その関係かと思いますが、細かい医学的には、ちょっと申しわけございません、そこまでちょっと調べておりませんのでわかりません。

なお、服用の関係でございますが、中学生ということでございますが、やはり薬を服用するということでもございまして、早期にそういうような対策も当然可能性としては大変効果があるかというふうにも思いますが、中学3年生と言いますと、やはりもう一つでは、受験を迎える中で薬の服用ということで、やはり副作用ということも考慮する必要もあるのではないかと考えております。今のところ、まだ中学生についてはちょっとまだ検討してございません。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 補助金につきましてお聞きをいたします。

次に、高齢者肺炎球菌予防接種をお聞きをするんですが、この予防接種に対しまして個人負担、現在2,000円になっております。先ほどピロリ菌の関係でおおむね3万円という御回答をいただいております。その点を踏まえまして、補助金の検討、現在されているのか、今後されるのかどうか、その点につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 保険が適用された場合には、やはり標準的に3割負担ということで対象になるかと思うんですが、やはり検査だけ、ちょっと検査だけ行うという場合には、やはり自己負担になろうかと思われまます。いろんな要件によりましてそのような負担が生じるわけでございますけれども、このピロリ菌につきましては、最近やはりいろいろなお話も聞く中で、今後少し検討の余地があるのかなというふうに認識しております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 次に、高齢者肺炎球菌の予防接種についてお聞きをいたします。

肺炎による死亡者は、男性におきましては第1位、女性におきましては第2位と、このようになっております。今年度を見ますと、対象者は今年度65歳から100歳まで5年刻みになっております。希望者に個人通知がされております。今年度の申し込み状況、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 今年度、おっしゃるとおりの年齢層に個人通知をさせていただいております。対象者が362名いらっしゃいますけれども、希望される方は直接医療機関のほうに予約をお願いしておりますので、こちらでは今その予約状況ですとか申し込み状況というのは把握していないところでございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 村の広報によりますと、ただいまの指定医療機関で個別接種となっておりますが、指定医療機関はどちらになるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 上小地域で71の医療機関がございまして。そして、長野県内の相互乗り入れ制度を使っておりまして、その他県内で838件、計約900の医療機関で受けられるような制度となっております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ただいま65歳、70歳という5年刻みになっているんですが、私の場合68歳ということで、私みたいな65と70の間とか、そういう人たちの対応というのはどのようなのでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回、高齢者の肺炎球菌の一応定期接種というところでございまして、国に準じて定期接種を実施しているところでございます。

なお、65歳以上で5歳刻みの方がその年度の対象になるということで、一応平成30年までを見越しまして、5年計画で該当する方は一応全員受けていただけるというふうに踏んでおります。

なお、その年齢の間の方につきましては、これは要するに定期接種以外での接種ということになりますので、その場合は予防接種法に基づくものではないということになりますので、希望者の方につきましては任意予防接種ということになりますので、その予防効果、副反応、また健康被害救済制度などをよく御理解の上で接種をしていただくということになります。

以上です。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ただいま30年までというお話がありましたんですが、その30年以降どのような接種がなされるかどうか、お聞きいたします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 平成26年10月から定期接種化されまして、おっしゃったとおり30年度までは5歳刻みの年齢が対象となっております。予防接種のガイドラインによりますと、31年度からは65歳になられる方と、あと60から64歳の方で重い障害をお持ちの方に限られていくのかなというふうに記載がされておりますので、そう捉えておりますが、現時点では、その後の対象者の方とか方法については詳細は示されておられません。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 続きまして、学校健診で生活習慣病予防対策についてお聞きをいたします。今度は教育長にお願いしたいと思います。

生活習慣病の予防は子供時代からで、小・中学生の健康診断で血液検査を実施して成果が上がっているということです。当村におきましても、小・中学校で貧血、コレステロール、中性脂肪が実施されているところでございます。

香川県の三木町で14項目を調べて成果が大変に上がっていると、こういう報道がされております。

ただいまの青木村の状況と、この14項目を見まして拡充をされるかどうか、そういうお考えがあるかどうかをお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小・中学校ですけれども、10年以上前から、今お話にありましたように血液検査を行ってございまして、貧血、中性脂肪、それから総コレステロールの検査を実施しているところであります。中学生は1、2、3年生の全学年、それから小学生は4、5、6年に実施しております。その金額は村で補助をして、保護者からの特別な申し出がない場合は全員実施ということになっております。

香川県の例も調べてみたんですけれども、この例は中1の希望者のみに実施ということになっておりますので、したがって、青木のように全員に薄く網をかけて、必要な児童・生徒に丁寧に対応することがよいのではないかなと考えております。

さらに、青木は、当然ですが、血液検査だけではなくて、医師による内科健診を行っているために、継続した指導が可能であるというふうに認識しております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ただいま村のほうで健診をされておりますが、中に精密検査という、余りなかったようにも承知してはおりますが、今後でも結構なんです、説明会とか個別指導、これにつきましてどのようなお考えを持ちかどうかをお聞きします。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 結果ですけれども、基準値を上回って病院での再検査を呼びかけている生徒というのは、毎年一、二名程度ほど出ているというふうに認識しております。ここ数年の経過では、医師の指導で生活習慣を改善するという事で解決されるという事例がありまして、特別な治療ということではないということ承知しております。重篤な例はないと認識しております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 今度、村長にお聞きをいたしますが、小児生活習慣病予防健診というのが実施されているようでございますが、これの予算づけについての考えをお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 学校の関係については、今教育長が答弁したとおりで、きめ細かくやっていると承知いたしております。今の小児の生活習慣については、今後、学校あるいは保育園あるいは医師等の意見を聞いて、また考えていきたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 続きまして、心の病についてお聞きをいたします。村長のほうでお願いをしたいと思います。

広汎性発達障害、これ自閉症と言われているものが主です。それから社会不適合症候群、これはひきこもりになります。あと鬱病等がありますが、青木村におきまして状況的な把握はどのように把握されているかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 事柄の性格上、積極的にこちらがデータをとるというものではございません。そういうことで、相談にあるものとか相談に来られた方については承知いたしてございますけれども、それぞれ聞いてどうだという判断はしておりませんので、そういった数字は持ち合わせておりません。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ことしの4月1日から、改正自殺対策基本法というのが施行されております。青木村において該当というのは私も余りないような感じは受けてはいるんですが、このように自殺対策基本法というものが制定されましたので、村としてこの法律につきましてどのようにお考えかどうかお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ことしの4月1日から施行ということになりまして、改正された主な点は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現、これが改正のポイントというふうに聞いております。それから、対策については、保健のみならず医療、福祉、教育、労働、そういった有機的な連携を図るというふうに法律の中では決まっていると承知いたしております。

今後、この法律の中で決められておりますように、県計画が今後策定されるというふうに期待しております。それを見ながら、私どものこの計画についての是非を判断してまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ただいま村長から御答弁いただいたんですが、この中で自殺対策計画の策定というものも求められております。ただいま御答弁いただいたと思いますが、この点につきまして再度お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今申し上げましたように、市町村の必須事務ではございませんけれど

も、望ましいということになっているというふうに承知しております。これもなかなか難しい、プライベートに入ったり個人情報に入ったり、難しい面もあります。ただいま答弁申し上げましたように、まず県がつくってくれる、これを上位計画として私どもは考えてまいりたいと思います。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 住民福祉課長にお聞きをいたします。

心の健康相談が当村でも行われております。保健師、精神保健福祉士の方が担当されております。こちらにつきまして利用状況、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 平成27年度の相談件数は延べ246件、380人の方の相談を受けさせていただいております。主に精神保健福祉士さんに対応させていただいておりますけれども、必要に応じて保健師が同席、一緒に相談を受けるといような形をとっております。面接で80人、その他の訪問、電話等での相談を300人ということで、内訳はそのようになっております。相談者の御本人への相談の支援と、それから家族の相談支援、また家族間の調整等が必要な方が多くいらっしゃいました。それから、必要に応じて医療機関への受診の調整、また受診の同行、それから退院時、それから後のお家での生活に向けての相談等も入らせていただいております。退院時も継続して相談を受けているような状況でございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） かなりの方が相談されていると、このように思いますが、課題というか、これをやることによつての成果的なこと、あるいは課題等、何かありましたらお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 平成26年度よりの継続相談者が全体の6割を占めているという状況がございます。平成27年度の新規の方もふえてきている状況があります。先ほど申しましたとおり、相談が大変長期化していく傾向にありますので、その相談できる場と悩みを共有して一緒に考えてくれるところがあってよかった、相談できる人がいてよかったというような声、それから、話を聞いてもらってまた少し頑張れるかなというような声もいただいております。ひきこもりがちの方ですとか、高齢者の方の精神保健にも少しずつ対応させていただいております。ということで、一定の成果は得られ

てきたかなというところなんですけれども、まだまだ周知が必要かなというふうにも思っておりますので、気軽に利用していただくために、深刻な相談に限らず、お茶を飲みながら少しお話ししませんかというようなスタンスでお誘いすることをしています。

以上です。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 次に、健診についてお聞きいたします。

国民医療費、2013年に40兆円を突破したと、このように報道がされております。やはりこの健診の重要性、この数字から見てもおわかりになるというふうに思いますが、まず、住民福祉課長にお聞きをいたします。

今年度も2月までに健診の申し込みがされております。この赤い紙がそうであります、特定健診から歯周疾患検診までにわたって保健補導員に提出と、このようになっておりますが、こちらの申し込み状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 申し込み状況につきましては、昨年度と比較させていただいたところ、いきいき健診、循環器健診はふえておまして、特定健診はほぼ横ばいというような状況でございました。それから、がん検診は胃がん検診が多少、申し込みが10人ぐらいですが、減っておりますけれども、あとの検診につきまして、大腸、肺がん検診、それから乳房の超音波検診につきましては増加しております。それから、女性のマンモグラフィ検診、子宮頸がん検診については、ほぼ横ばいといったところでございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） がん検診におきまして受診率をアップするために、個別に受診を勧めるコール・リコール、個人受診勧奨制度と言われているものでありますが、長年受診されていない方がおいでになろうかと、このように思いますが、この制度を利用されるというのもひとつ考えられるところでありますが、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） がん検診の受診状況につきましては、午前中にもお答えさせていただきましたけれども、長野県の平均と比べると、全ての検診では上回っておるという状況は今ございます。ただ、これでももちろんいいわけではなくて、さらに受診率をアップしていくことは必要だと思っております。そのために、おっ

しゃるとおり、未受診者に受診を勧奨していくことは一番大事なところかと思えます。

昨年度、子宮頸がん、それから乳がんのクーポン券の対象者の方に通知をしたんですけども、12月に入りまして、その時点での未受診者の方にもう一回個人通知で受診勧奨を行いました。その結果、12月から3月の受診者が全受診者の約7割という結果になりまして、やはり受診を迷っていたとか、それからちょっと日がたっていたので忘れてしまっていたというような方もいらっしゃいました。やはり個別のきめ細やかな対応が必要だなというふうに感じております。

ただ、集団健診の場では健診時期が限られておりますので、再度受診勧奨するのはちょっと厳しいかな、難しいかなというような印象があります。

議員さんがおっしゃられましたとおり、申し込み時に受けないというふうに丸をされておられる方がいらっしゃいますので、そういった方のところへ受診勧奨するということから始めていきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ただいまありました、乳がんとう子官頸がんは無料クーポンが配付されているということですが、この無料クーポン、これの拡充をどのように考えておいでになるかどうか、全くそういう拡充の考えはないかどうかとか、その点お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 無料クーポン事業については、国の方針に従って実施していきたいと考えています。

ただ、実は今年度から、無料クーポン検診の対象以外の年齢の方にも、医療機関で検診が受けられる県事業がスタートしております。ただ、今年度の村での申し込みの状況とか集団健診での対応が可能と判断しまして、ことしはまだ事業に参加していないんですけども、やはり女性のがん検診申し込み者数が増加してきているのと、それからより受診しやすい環境を整えるためにということで、来年度に向けての実施を検討していきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 次に、食育についてお聞きをいたします。先ほど堀内議員のほうからもございました。まず、村長にお聞きをいたします。

食育基本法というのが平成17年度に施行されております。この食育基本法に対する村の考えはどうか、お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この基本法についてでありますけれども、この法律は全ての国民が生き生きと暮らせること、何よりもその基本は食だというふうに説いております。栄養だったり、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、安全、さまざまな問題が食から波及しているわけがございます。こういった問題を解決するキーワードが食育であるというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ただいま答弁いただいたんですが、村としてこの基本法の取り組み、この状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 前座でも少し担当課長のほうから説明したところも、先ほどの質問の中でもありましたけれども、青木村で、あるいは若い人たち含めて、生活習慣病の原因の一つであります肥満でありますとか、塩分の取り過ぎでありますとか、糖尿病でありますとか、そういった栄養の関係で不規則な食事などからこういうことになるというふうに言われておりますので、そういうところを注視していく、あるいは対応していくことが必要であるというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 食育推進会議、こういうものがあるんですが、この組織化につきましてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 似たようなもので、青木村には食生活改善推進委員会、食改があります。メンバーを募っても同じようなメンバーにほぼなるかと思っておりますので、そこを大事にしながら、今御質問の趣旨に沿ったこともあわせて行ってまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 今度、教育長にお聞きをいたします。

子供の食育における活動状況、取り組み状況につきまして、まずお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 食の乱れが大変大きな問題であるということを、国や県、文科省でも認識したというところで、その結果、できる改善をしようということになりました。その一つとして、栄養士、それから栄養教諭制度ということが出発したわけですが、栄養

教諭は一人でも食育に関する授業、指導ができるということで、さまざまな取り組みが工夫されており、青木の小・中学校の給食をお願いしている桜井先生も栄養教諭でありまして、例えば小学校では地産地消を進めていて、青木村の誰々さんがつくった、きょうはジャガイモを使っているよということをランチルームの廊下に掲示したり、それから、その日の献立の狙いとかポイントを、一口メモとして伝えたりしております。

さらに、青木村では小中ともに残菜が大変少ないという状態であります。残菜の多さというのが子供たちの生活の乱れのバロメーターにもなることから、これからも油断することなく、食育については注意を払っていきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ただいまの改革、食べるものの、ただいま教育長からもお話があったんですが、できるだけ有機的な食材、こういうものをとることによりまして、旧真田町中学校に大塚貢先生がおいでになったようであります。それで、この食べ物の改革によって子供たちのさまざまな問題とか悪循環が解決されたという、このような報道がなされておりました。食べるというものが、その人の性格あるいは人生まで変えると、このように言われておりました、最近かなり見直されてきているかなと、このように思います。

ただいま教育長から御答弁いただいたんですが、教育と食育、どちらも非常に大切なものでありますが、ちょっとダブルかもわかりませんが、食育に対してのお考えなりを、もう一度お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほどもちょっとお話ししたんですが、数年前の子育てフォーラムで朝御飯を重点的に扱いまして、全家庭に協力をお願いして、お勧め朝御飯レシピというのを集めました。200枚程度、文化会館のロビーに張り出して掲示したり、その中で、さらにその中でもお勧めレシピを全体場で公開したりして活動を進めました。そのためには、朝御飯のアンケートを全家庭にとったというような活動、それが評価されて、早寝早起き朝ご飯運動が文部科学大臣表彰につながったと思っているんですが、このように学校でも取り扱うけれども、家庭も巻き込んで、村を挙げて子供たちの食事を考えていくという方向を、幸い5カ条がありますので、それを大事にしながらかれからも進めていきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 2番目の項目に入ります。

自然保護についてでございますが、自然保護といっても非常に範囲が広いので、その中で特定外来植物の2点に絞りましたお聞きをいたします。オオキンケイギクとアレチウリについてでございます。

この関係につきましては、昨年来、村の広報等にも大々的に出していただきまして、12日もこの駆除活動が行われたんですが、住民の方の中から率先して駆除に当たっている方も出ていると。前年に比べると減少傾向にあるのではないかなというような声も中にはございます。

その点も踏まえまして、まず村長にお聞きをいたしますが、この2つのオオキンケイギク、アレチウリ駆除に対する村の考え方、この前も聞いてはいると思うんですが、また再度、すみません、お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 自然保護という点では、毎年、居鶴議員から御質問をいただいているところでございます。

この2つの外来種は、流通した経過について見ますと、一生懸命この村でも自然環境を守るために、すばらしい自然環境を守るために駆除していかなければならないというふうに思っております。もう一つは、やはり日本古来の自然体系が崩れてしまうという意味でも、この駆除は大変重要なものであるというふうに思っております。

いろいろな関係の皆さんの御努力によりまして、減少傾向にあるという評価をいただいたことは、ひとつ安堵ではありますけれども、絶対的な駆除というのは青木村だけではなくて、いろいろな取り組みの人たち、特に毎回申し上げますけれども、下流の皆さんも含めて全県的な取り組みの中でしていく必要があるというふうに思っております。

村の景観を守るためにも、大変重要な駆除対策をしなければならないと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） この関係につきましては第5次青木村長期振興計画、この中にも取り組み方針としてございます。この点を踏まえまして、今が一番大切な時期かなと、このように認識しているんですが、長期的に見てどの時点ぐらいまでには駆除を終わらせてしまうとか、そういうようなお考えがありましたら結構ですが、今の状況だとかなりの数がございます。アレチウリもそうですし、オオキンケイギクもそうです。この点を踏まえまして、長期的な視点に立ったお考えをお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 終焉はなかなか言いがたいところがありますけれども、毎年毎年この駆除を実施していく、そしてたくさんの皆さんの参加をいただいて、共通認識のもとにしていくということが必要ではないかと思っております。平成23年度より自然を守る会の皆さんを中心に、このアレチウリの駆除活動に取り組んでいただきました。27年度は村の主権によりましてこれの駆除の講習会等々行いまして、30名近くの方々に参加をいただいております。新聞等にも書いてありますように、この根まで抜かなければだめだということでもあります。そういったことを実感しながら、この作業をしていただいているところでございます。

今後このオオキンケイギク含めて、いろいろな皆さんの御協力をいただきながら、村内の分布の調査をしながら、確実に除去に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） このオオキンケイギクが、6月12日信濃毎日新聞で、佐久地区で駆除活動が行われたという記事が出ておりました。これを見ますと、各地区の衛生委員さんのお力もおかりしたと、このようになっておりますが、これは各地区、自治会等と連携するというのもかなり重要なというふうにも思われるんですが、区長会を通じてこういう駆除活動、こういう方法はどうか、お聞きをまずいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 区長さんには毎年お願いしております。区長さんは原則毎年かわられてしまうという悩みがありますので、最初の会議に、担当課長のほうから改めてお願いをしております。それから、駆除だけではなくてこの特性ですね、これがどんな特性を持っているのか、どういう駆除の方法があるのか、それからこれを放っておくとどうなるかというようなことを含めてお願いをしております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 予算づけについて村長にお聞きしたいんですが、オオキンケイギク、これの駆除に対して、現在のところ予算づけがなされていないというふうに。今後につきましてですが、この予算づけの考えにつきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現在、駆除する当日の飲み物とか軍手等々は予算をいただきまして、予算化をお認めいただきましてやっております。危険な箇所等につきましては、毎年の区のほうからの要望を踏まえて、そういう中にあれば、また検討をしてみたいと思います。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 住民福祉課長にお聞きをいたします。

先ほども申し上げましたが、広報とかいろいろな場面を通じて、積極的にこの駆除を村民の方にPRをしていただいております。

また、現状を踏まえて、さらに何か具体的な対策ということをお考えでしたらお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） この特定外来植物に関しましては、なかなか本当になから労力もかかりますし、時間、また経費もかかるという問題かと思われま

す。なお、この駆除に当たりましては、以前に青木村の自然を守る会の皆さんが先陣を切って大分進めていただいたことに関しまして、大変感謝を申し上げるところでございますが、そこで、村も今後やはり一緒に駆除に力を入れていきたいと思っております。

なかなかこれ本当に地道な作業がやはりメインになろうかと思われま

す。かなり広範囲にわたって広がっているために、まずはやはり村民の皆様に認識を本当に高めていただくということが、まず第一かなと思っておりますので、今後ともいろんな媒体を使いまして啓蒙活動を図りたいと思います。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） アレチウリにつきましては、駆除全県統一行動日、ことしは7月31日に実施されます。このオオキンケイギクにつきましては、各自治体がそれぞれ自主的に設定をして行っているようでありま

す。青木村におきましては、12日に、自然を守る会が中心になって行われました。統一行動日というようなお考えが

おありかどうか、お聞きをします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今議員さんがおっしゃられましたように、アレチウリにつきましては、今年度は7月31日に実施をする予定でございま

す。また、これに際しましては、各団体、また村民の皆さんの御協力をいただければと考えております。

また、オオキンケイギクにつきましてはなかなか、統一行動日の関係でござい

ますが、これも自然を守る会の皆さんが現地調査などを2年にわたり大分調査をしていて状況が大分わか

かっておりますが、広範囲にわたっております。

また、やはり、きれいな花ということもございまして、民地にもかなりあるということで、これが外来生物であるという認識がまだ少しちょっと弱いのかなということをお考え

ろいろな生物の性質ですかね、そういう普及をまずはしっかり認識を高めてから、今後について検討したいと思います。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 12日の県の日なんですが、実は東信ジャーナルのほうでも記事の掲載がございました。それを見た方で丸子の方が見学に来られました。丸子地域でもオオキンケイギクの駆除を大々的にしたいと、そういうことで来られたんですが、今、青木村がほかの近隣の地域に先駆けてどんどんやっていただければというふうに思います。御回答は結構なんですが。

続きまして、最後になりますが、体験学習の村についてであります。村長にお聞きをいたします。

この体験学習村の基本的な考え方につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 日帰り農村体験ほっとステイ青木、こういうことで非常にこれを活動されている皆さんには、感謝を申し上げたいというふうに思っております。生きる原点、農村の感動を伝えるということが基本的なテーマでありまして、ふだんの農村の日常体験をする中で、人と人との心の触れ合い、あるいは自然の恩恵、食と農のかかわり、作業だけではなくて、収穫とかこういったいろいろ青木村が持っている知恵を学んでいただくということになっておりまして、思っております。

それから、このデータを見ますと、25年度に1,817人、26年度に1,935人、27年度に1,545人と、毎年1,500から2,000人ぐらい、うち外国人が300名から500名と大変なたくさんの皆さんに来ていただいております。こういった結果、村のPRはもとより、農家の皆さん、あるいは高齢者の皆さんの生きがいの場であったりしているわけであります。お伺いしますと、別れるときは涙、涙であるという家もあるようでございますし、外国人の皆さんからは、たどたどしい日本語で御礼状が来ているというふうに聞いております。道の駅の10選、道の駅に選ばれた一つの要因は、この皆さんの活動もあったというふうに感謝を申し上げます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 道の駅新聞、道21世紀新聞ルートプレスという新聞なんですが、ここに村長が旅行業登録で旅行会社へツアーを売り込むと、このようにされた記事が載っております。この旅行業登録、これにつきまして、現在の進展状況についてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少し説明が足りないのかもしれませんが、なりわいとしてこういうような免許を取って、こういう登録をとって旅行業をするという意味ではなくて、今皆さんにやっていただいているような農家体験、農業体験を、こういう村の観光あるいは道の駅を起点としたことでやっていきたいと、こういう意味でございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） そうしましたら、旅行の登録につきましては第1種から第3種、それから旅行業者代理業と、このようにありますが、これとは違うということよろしいんですかね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） その募集型の企画旅行をするとか、受注型の企画旅行をするとかと、そういうことではなくて、今やっているような、この村を中心にやっているようなこと、あるいは新しく先ほど申し上げましたようなことを売り込みたいということでございます。既に旅行業、道の駅をテーマに全国的に大手旅行会社の売り込みもあります。そういう中で青木村の今やっていること、それを新しくして村の活性化、あるいは道の駅が大きなステップアップするような中に組み込んでいただくということで、今後考えていきたいと思えます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ただいま村長から御答弁いただいたんですが、道の駅で旅行業の登録というものも考えられるのではないかと、このようにも感じておりましたので、御回答はよろしいんですが、また前向きに御検討いただければというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 本 悟 君

○議長（小林和雄君） 続いて、10番、山本悟議員の登壇をお願いします。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本です。

さきに通告いたしました2点につきまして、村長並びに村長部局にお尋ねをしております。

まず、第1点目の青木村自治基本条例（仮称）の制定についてということでお尋ねしております。この問題につきましては、平成22年の第2回の定例会一般質問で前、宮原村長さんにお尋ねした経緯があります。同じ質問なのですが、理事者がかわったということと、それから私の中では、非常に大事な本当に村の最高規範、憲法とも言うべきものだというふうに思っていますので、あえてまたお尋ねをいたします。

今私、村の憲法というふうな言い方したんですが、何か最近、ちょっと余談になりますけれども、憲法、時の政権内閣が解釈をかえるとか、何か憲法も大分軽くなってしまったなどというふうに私の中で思っています、ちょっと民主主義の危機とまでいかななくても、何かちょっと心配だなと、そんなふうに思っています。これは余談でございます。

今言った、例えば首長や議会構成が変わっても住民の意思が反映されるという面で、また余談になりますけれども、かつて鹿児島県の阿久根市という市がございました、今も市がございました。そこの竹原といったかな、その市長さんはちょっと個性の強い市長さんで、議会を招集しないで専決、専決でやって、県とか総務省とかが何かいろいろ指導しても頑として言うことをきかないと。都道府県知事とか市区町村長というのは大統領ですから、その辺の権限があるわけですから、相当なことができたんだと、こんなふうに思っています。

これ、平成22年、前村長に私が質問したときの内容、きょうも同じですので、朗読する形でお聞きをいたします。

青木村のよりよい地域づくりのための基本的な理念や原則あるいは住民、村、議会の役割分担、あるいは仕組み、権利や義務、それからコミュニティのあり方、常設型の住民投票条例の制定等について明文化したものが自治基本条例だというふうに私の中では認識をしております。先ほども言ったように、最高規範であり憲法であるということは言うまでもありません。

今、じゃどうして必要なのという話なのですが、近代日本になって今第3の改革と言われる地方分権が大分進んではいるんですけども、言われています。かつての幕藩体制から維新、それから明治憲法の制定、さきの大戦での敗戦を経ての日本国憲法の制定、そして平成の大合併、それから三位一体改革の推進、これは税源が移譲されたというのもありますけれども、後になってよくよく考えてみると、何か交付税減らされただけかなと、こんなふうに思っています。

いずれにしても、みずからの権利と責任において村づくりのかじをとることが求められると。自治体の基本理念、原則から始まり、コミュニティのあり方までルールづくりが必要だと思います。何と言っても、同じことを言いますが、首長や議会構成がかわっても住民の意思が反映される村政でなくてはならないということに、この条例の意味があるんだなど、そんなふうに思います。

そこで、制定状況でございますが、これ総務課長、制定状況をひとつ教えてください。じゃ、村長。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） それじゃ、私のほうから、自治基本条例の制定状況について答弁させていただきます。

26年4月現在でありますけれども、全国の1,718市町村、区は別であります。長野県には77の市町村ありまして、全国では18.6%の制定率であります。長野県の場合には、市で5、町で3ということで8市町村でありまして、制定率は10.4%でございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 実は私も事務局のほうへ聞いて同じ資料いただいたんで、あえてお尋ねいたしました。

制定の状況はそうなんです、6年前と比べてそれほど進んでいないなど。制定済み、長野県だけ見ても7とか8という数字ですし、当時もかなりありましたので、あんまり進んでいないなど、そんなふうに思っています。

お隣の上田市さんの状況なんです、その当時は制定に向けて鋭意活動しているときでして、パブリックコメントとかいろいろたしかやっていたらっしゃったなど、こんなふうに私の中で思っています。結果的には、上田市さんは23年4月1日に施行をいたしました。

それで、内容については基本理念とか市民あるいは市、議会の責務とか権利とかというようなことで、そんなにほかの条例と見比べても特別変わっているというか、何か特徴があるということでは私はないなと思っていたんですが、ただ非常に情報公開が進んでいまして、例えば今言った条例の逐条解説したものを漫画的に中学生とか小学生が見てもわかるようなものとか、あるいは概要版とか、何種類もの解説したものが市の中の公民館であるとか、いろんな地域自立センターですとか図書館ですとか、そういったところにあって、資料をいただくこともできるし、閲覧はもちろんできますというようなことでやっている。

それから、施行してから丸6年目になったんですが、5年ごとに見直すというふうな附則

がその条例の中にありまして、去年は見直しをして、この4月から第2回目の、2回目というか、5年過ぎたので6年目に入ったと、こういうことのようにございます。それから、要望があれば各地域へ出て行って出前の説明会をすると、非常に至れり尽くせりのきめ細かなことをやっているなど。大きな市としては、かなり私はすごいなというふうに感じています。それでは、具体的にお尋ねをしてみたいです。

一般論として本条例について、村長どんな感触をお持ちでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この自治基本条例が必要になった背景、あるいは策定前の段階で整理をしなければならないことが多くあるんじゃないかというふうに思っております。この背景、分権の改革でこれは出てきた、平成12年に出てきたわけですね。その背景として、国と地方が対等の立場に今回初めてなったわけですね。自治体は国の下部機関でないということから、当時、地方の政府と、こういう言葉も使われました。ということで、市町村の役割と責任が非常に増大したと、こういうことで住民自治による協働のまちづくり等、住民の権利の保障とか、あるいは権力者を統制する、あるいは自治体の目指す方向、こういった必要性からこれは出てきたというふうに承知いたしております。

非常にこのつくる過程で、つくった市町村のデータを見ますと、状況聞きますと、非常に丁寧にやっておられます。その後これを使ったか、どういうふうに使っているかというのは、上田の例は今お話ありましたけれども、つくった後どうかという検証は、それほどいろいろデータに出ておりませんが、気になるところでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 具体的に、例えば必要性がないとか、こんなメリットがある、いやこんなデメリットだよとか、そういうふうなことでは何か具体的にあれでしょうか、つくったらこういうふうな何かいいことがあるよとか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今言ったように、最高規範というふうに位置づけられていますけれども、そのところは私ちょっと異論があるんですが、最高規範というのはいわゆる憲法ですよ、憲法を上回る最高規範は国にも県にも市町村にあってもおかしいわけでありまして、その使い方というのは、やはり既に私どもには長期構想もありますし中期計画もありますし、それからいろいろな計画、条例がある中でやっているわけです。ですから、それを超えて、超えてというか、枠を超えて必要になった場合にはつくるべきものである。必要になった場

合にはつくるべきものであって、今、青木村でいかがかと、つくるかつくらないかと言われれば、いろいろな面でこれを超えるものは必要性は乏しいのかなと、こんなふうに思っております。

それから、また、住民の皆さんから、少しこういうことに関して必要性、これに類するようなことで必要性だということは、いろいろな中でこの3年か4年の中で特に言われた感じはございません。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 前村長さんはお答えの中で、必要性についての認識は、各種会合や取り決めで村政は動いている、不必要論もあり時期尚早と、庁内での研究もする、条例そのものは否定しないと。それから、村内の団体とか個人から何らかの条例制定についての進言等ありましたかとお聞きしたら、いや、それは全然ないよと、こういうお答えでした。

今の最高規範云々というようなことをお答えになったんですが、村としては最高規範で国で言う憲法と同じような捉え方だと、こういうふうに私は思っています。

それから、次に、例えば町村会とかあるいは首長さん等々の集まりの中で、こういうのが話題になったことはありますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 町村会、非常に長野県の場合には活発な活動をしております。会合も多くあります、分科会もあります。そういう中で、これは話題になったことはございません。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 最後は、村長、制定しませんかというふうにお聞きするんですが、制定する形としては、自治体の職員を中心とした首長の発案でやる、あるいは学識経験者とかあるいは市民を交えた研究会、懇談会等をつくってやるという方法、あるいは公募の市民によるワークショップ的な形でやるというような方法、村長、ざっくばらんはどうでしょうか。やるという気持ちには、ここでやる、やらないと言うんじゃなくて、研究してみるとか、何か前向きな御発言がいただければと思うんですが。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 全国でできたこの過程をスタディする限り、いろいろ全て一つの項目でこれが成り立っているというんじゃなくて、各自治体ごとに持っている課題に対応してつくっているというふうに思っております。

青木村の場合、例えば至近のいろいろな報道を見る限り、例えば一人の人が権力を持ち過

ぎたとか、少しアンフェアなところがあるとか、公平でないとか、そういうようなときには、まあ遅いのかもかもしれませんけれども必要性が出てくるのかもかもしれませんが、今、青木村の状況ではそういう状況ではないというふうに思っております。

加えて申し上げれば、今、長和町が羽田町長の公約でこれをつくることを前提として、今いろいろ議論を重ねているというふうに承知いたしておりますので、これをつくる過程をしっかり勉強したいというふうに思います。

それから、もう一つ加えて申し上げれば、これは県もできるわけですね、自治基本条例をできるわけですよ。県が必要ならばつくるでしょうし、上位計画ではありませんけれども参考になると思いますので、県の動き、必要性等々を注視してまいりたいと思います。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） そうすると、どういうふうに理解しているのか。ゼロではないがというふうなあれでしょうか、捉え方は。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） もちろんゼロではありませんけれども、今必要性、今つくるかつくらないかという行動を起こすということは、今は考えておりません。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） はい、わかりました。

それでは、2問目の大北森林組合補助金不正受給事件をどう見るか、何を学ぶかというふうに聞きたいと思うんですが、この問題を私一般質問で聞くことに、ちょっと自分の中で抵抗がありまして、これ何かよその話かなと、対岸の火事的な話かなと、そういうふうな思いと、それからそうはいっても本村にも公有林もありますし、それから森林組合とのいろんな関係もありますので、やっぱりお聞きしたほうがいいのかと、こんなふうな中でお聞きすることにしました。

これ、質問に入る前に復習の意味も込めまして、きょう片山議員さんのほうからもお話ありましたけれども、森林の持つ公益的機能ということでちょっとおさらいをしてみたいと、こんなふうに思います。

まず、森林の持つ機能でございますが、水源涵養機能、これは2000年9月6日に林野庁が出した資料です。今言った水源涵養機能、それで、その中でこれ資料として、じゃお金に換算したらどのぐらいのあれがあると、これは日本全体のことなんですが、水源の涵養機能では、例えば森林の土壌が雨水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、濁水を

防ぎ、さらにその過程で水質を浄化するという役割がある。これが約27兆円ぐらい。それから、土砂流出防止機能でございますが、森林の一番土の部分に生えている植物あるいは落ち葉あるいは落ちた枝等が地表の侵食を抑制する役割、これが28兆円だそうです。それから、土砂崩落防止機能、木とかそういったものが根や茎を張りめぐらすことによって土砂の崩落を防ぐと、これが約8兆円ほど。それから、保健休養機能ですが、森林が人に安らぎを与える、森林浴とかあるいは探鳥会ですとか、そういったことだと思うんですが、これが約2兆円余り。それから、野生鳥獣の保護機能、森林が果たしている野生鳥獣の生息の役割。最近はどうも鹿とか有害鳥獣がふえ過ぎちゃってこの機能がちょっとオーバーし過ぎちゃっているかなと、こんなふうに思うんですが、いずれにしても野生鳥獣にとっては非常に住みやすい環境だと。それから、今問題になっております大気保全、地球温暖化ですとか二酸化炭素の排出ですとか酸素の供給ですとか、そういったことに対する機能として約5兆円ほど。

全部合わせると約75兆円ほどになるそうです。国の年間の一般会計のあれが、たしか100兆円割ってましたから、でもそれに近い数字かなと、こんなふうに思います。

それから、青木村のことなんですが、村の総面積が約5,709ヘクタール、山林が4,629ヘクタール、約81%ぐらい。その中で、これは例えば1ヘクタール300万円というふうに換算するんだそうですが、そうすると、青木村で1年間に138億円のお金に換算すると効果があると、こういうふうに林野庁は言っています。根拠はどのようなのか私ちょっとわかりませんが、これ森林組合から、もう15年から20年ぐらい前にいただいたかなり古い資料ですけれども、だそうです。

それから、今度はいよいよ本題に入りますが、事件の概要でございますけれども、2007年から2013年にわたりまして大北森林組合が森林作業道の整備あるいは間伐等をしたと偽って国・県の補助金約14億7,900万円を不正に受給したというものであります。これに対しまして県は、昨年の8月以降4回にわたり、8億6,500万円余りの返還請求をしました。現時点までで約1,000万円の返還があったそうです。県は組合の財政的な資金難等を考慮してこの4月末まで延長したんですが、かなりの返還計画をつくって、もっと延長するというこのようでございます。

この件では、補助金適正化法違反ということで、前専務のNさんが逮捕、起訴されたと、現在公判中と。それから、この補助金適正化法というのは両罰規定がありまして、組合員、法人も起訴されているということのようでございます。

それから、大北森林組合が国・県に返還する補助金の額でございますが、組合が県を通じ

て不正受給した約8億円、それから加算金3億5,000万円、これは、加算金というのは何かということなんですが、不正な事務処理に対する制裁金ということで、これは交付した時点から現在までのお金に対して10.95%ですか、約11%近い金利というか加算をします。したがって、税金の重加算税や、それから返済金の加算よりは若干軽いかもしれないけれども、かなりの高率だなと、こんなふうに私は思います。

きょう県会、開会されたようですけれども、こういった関係の予算をきょう県は補正予算として11億円余りを議案として出すそうです。

それから、大北森林組合が8億円の返済のうち、県は既に6億円については組合に請求あるいは請求予定、組合は50年かけて返還すると。その中の8億円のうちの1億7,000万円は時効のため、これは別途民法上の損害賠償請求をすることのようでございます。それから、残る3,000万円については、県が不正な森林整備の作業方法を指導したというふうなことから、県は組合に請求はしないということだそうでございます。

この事件の公表ということなんですが、県も今年の1月、初めて公に報道しまして、今言った8億円というのはあくまでも県に対する大北森林組合の債務といたしますか、返還金でありまして、ほかに大北地方の5市町村に約4,800万円、それから金融機関の借入金が約1億1,600万円、トータルで約10億2,800万円ぐらい赤だと、こういうふうに言われています。

返還の財源ですけれども、森林整備の収益金の中から毎年400万から2,000万ぐらい返すというんですけれども、全部合わせて10億からある、これもし仮に金利がつくとしたら、幾ら安い年利2%としたって10億あれば2,000万ですから、利息も返せないんじゃないかな。利息は免除というふうな形でした別でしょうけれども、そんなふうに思います。

それで、具体的にお尋ねをしてみたいです。

当初に私申し上げましたけれども、これはよその家の話だよと、よその話だよというふうな受けとめるのか、いや、そんなことないよと、県下18森林組合の中で当村も当然森林組合といろんな関係があるわけですから、そんな中で村長、あれですか、一連の事件をどんな視点で捉えられますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大北森林組合が大変県政に与える大きな影響を及ぼしてしまったというふうに思っております。今額の話が出ましたが、御質問のとおりでありまして、国や県から補助金を不正受給したということで、6月補正できょうから始まります県の県会に上程しました。国庫補助金の返還額として11億5,300万円、さらに今も御質問の中にもありまし

たように、補助金を返還するまで県が支払う加算金約3.5億円については、県が職員の採用減あるいは残業代の節減によりまして生み出して返還するということであります。

私も事あるごとに朝礼だとか庁議を通じて職員の皆さんには、対岸の火事ではなくて、私ども、ふとすると、こういう誘惑にかられることがあるかもしれないということで襟を正して業務を遂行しようと、こういうことを皆の共通話題、共通認識としていたしております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 当村とそれから上小森林組合さんの関係についてお尋ねします。

森林の仕事というものはたから見てそんなに儲かる仕事かなというふうな中で、村のいろんなことを請け負ってやってくださるのは森林組合さん以外にはもうないのかなと。民間のほかの業者さんで何かやってくれるところがあれば、競争原理を働かせた入札ですとか見積もりですとかとれるんですけれども、そうでないとやっぱり随意契約で慣例で来てしまうというような話があると思うんですが、当村と森林組合の関係について、業務委託等々、現在の状況をお聞かせください。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 信州上小森林組合との関係でありますけれども、平成6年に上小地域の5つの森林組合が合併いたしまして、現在の体制になりました。青木村の宮原、私の前村長でありますけれども、当初は副組合長、平成9年5月から平成15年3月まで組合長を歴任したという関係でございます。今私は青木村村長として常任理事を務めさせていただいております。

上小森林組合と青木村の関係でございますけれども、いろいろの山林に関する事業を委託しております。特に松くい虫の関係は、1社民間がありますけれども、こういう関係、病虫害の防除あるいは山林の管理等々はお願いをしております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） きょう、建設産業課長、それから前の兼務やっていた横沢さん、それから新しい宮下さんもないんですが、村の山林の中で国有林あるいは村有林、生産組合、それから俗に言う区、私有林とあるんですが、いろんな形のものがあろうかと思いますが、ほかに今私が申し上げたより何かあれですか、所有権、所有の形態。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 所有の形態は、今お話あったとおりでありまして、組合で持っている、区とか自治体同士が持っている、うちで言うと財産区ですね、それから各地区が持っている

区有林、あるいは共同で持っている共同の区有林、それから国有林、あとは民間ですね、以上でございます。

先ほどちょっと現在の青木村と組合の関係、申し落としましたのでやりますけれども、委託料で松くい虫の防除については伐倒駆除、地上散布、樹幹注入等を委託してございます。下草刈りなど合わせまして、3,500万円余をお願いをしております。補助金で森林組合が事業主体となっているもので森林造成事業に対して1割のかさ上げを村でしておりますのと、それから樹種転換についても補助をいたしてございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 上小森林組合は本当に優秀な団体で、青木の職員なんか見ても皆すばらしいなと思っているんですが、ただ、やっぱり同じ団体とずっと長く約束事、契約するというのは、大北もそれというのが根底にあるんじゃないかというふうに思うんです。何もしなくても自動的にうちへ仕事に来るよということになると、人間というのはどうしたって努力しようという気がどうしても薄れちゃうと思うんですね。そんな中で、やっぱりもしできれば、ほかに上小森林組合と同じような民間というか団体があればいいと思うんですけれども、そんな中で、これ実際にはないからどうしようもないのかなと思います。その辺、村長どう思われますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほども言いましたように、全てを上小森林組合にしているのではなくて、一部ではありますけれども、弘法にあります弘法林業株式会社に委託している業務もございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今建設業から森林の関係の仕事に移行しているというような業者さんもあると思うんですが、最終的にはあんまりいい数字が上がらないからというようなことかもしれませんけれども、できるだけほかの業者さんにも見積もりとか入札とか、そういったテーブルでやって、結果として賃金が下がるようなことは全く構いませんけれども、そういう競争原理を働かせてほしいなというふうに思います。今では対象がないからどうしようもないということなのかもしれませんけれども、そんなふうに思います。

いずれにしても、この問題についてはちょっと私も聞きにくいというのもありましたし、それから、地元の上小森林組合が非常によくやっているんで、あんた何考えているんだと言われるかもしれないし、そうはいつでも一般論としてやっぱりお聞きするべきだろう

し、なれ合いとか癒着とかそういったことがないように、これからもいい形で森林組合さんとおつき合いしてほしいと思います。

それから、第三者といいますか、ほかの業者さんも育つような形をとってほしいなど、弘法林業さんもそうですけれども、そんな形で、村長、いかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の事件を受けて、県では林務部の改革を大きく始めました。ちょっと概要申し上げますと、林務部、非常に忙しかったという反省を受けて、不要不急の業務あるいは非効率な業務の進め方を見直すということでございます。それから、もう一つは、こういった2人体制で現地を確認することを義務化する、あるいは研修会を設けるというようなことで、アクションプランを設定して、計画、現地機関と本省で開始していたこの考え方というか、一つの方向を見てやろうということでもあります。実効性の高い目標を立てたというふうに伺っております。

再発防止に向けて林務部では、改革推進委員会の設置、それから林務部コンプライアンス推進行動計画取り組み重点事項、それから林務部コンプライアンス推進行動計画、推進計画、それからフォローアップ委員会、こういうことを設けて、いわゆるこういったチェック体制をしていくというふうに聞いております。

それで、上小森林組合では、大北の問題が自分のところでも見るべき、反省すべき点は反省いたしまして、この大北問題が起こった後、森林組合の県の検査、国の会計検査院の検査、それから現地での受検もしたそうでございます。特に問題はなかったということでもあります。

今後こういった新たに常例検査をすると、上小森林組合ではこれを新たにすることと、それから理事会に諮って報告をする、諮るということをしていただきます。従来でもそうだったそうですけれども、事務担当は1人ではなくて内部倫理をちゃんとして、補助事業については自主検査基準を新たに設けてするということでございます。検査に不合格なものは補助金の申請をしないということまで決定して、既に運用を始めたということでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村としてできること、あるいは県が決めて県と一緒にやっていく等々いろいろあるかと思いますが、いずれにしてもこういったことが再びないように、きょうも、だから3人行って何か御苦労されているなど、別に当村はもうきちんとやっていらっしゃることなので何も言われることはないと思いますけれども、結局こういう

事件があったから、結局は呼ばれるというような形になろうかと思えます。その中で村としてもできるだけできる範囲でこういったことが二度と起きないように、当村では絶対起きないと思えますけれども、やってほしいと思えます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少し誤解のないように申し上げておきたいんですが、きょう県に呼ばれて行っているのは大北問題とは全く関係ない問題でありまして、通常行われている会計検査の一部だということを御理解いただきたいと思っております。ほかの補助事業含めて、年に一度会計検査は受検するものということで実際受検もしておりますし、対象になっております。農業含めて、福祉も含めてやっております。きょうのことは大北問題とは全く関係ないということですので、誤解ないようにあえてお願い申し上げたいと思えます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 私の勘ぐりというか、そういう先入観というか主観的なものかもしれませんが、何かそんなふうに見えるかな。なければ別と思うんだけど。

じゃ、これで私の質問終わりますが、いずれにしてもいい形で当村の森林行政が回っていくことをお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 山本議員の一般質問は終了しました。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（小林和雄君） 続いて、1番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

〔1番 金井とも子君 登壇〕

○1番（金井とも子君） 議席番号1番、金井とも子でございます。

私の質問は一括方式の質問ですので、よろしくをお願いいたします。

私の質問は、熊本地震等から想定される女性の立場からの災害時の問題点についてでございます。村長さん初め村当局の関係の方の御回答をよろしくをお願いいたします。さきに先輩、同僚議員より同様の質問がございましたので重複する点がありますが、お許しいただいて通告のとおり質問させていただきます。

さて、6月11日の信濃毎日新聞では、政府の地震調査委員会では、今後30年以内に震度6以上の揺れに見舞われる確率を示す全国地震動予測図の2016年版を10日に発表したと掲載されました。それによりますと、糸魚川静岡構造線断層帯のうち安曇野市明科から茅野市に至る中北部区間の付近で、前回の14年版に比べて特に上昇したとあります。明科が全国でも最も確率が上がり、10.4ポイント上昇の29.5%とのことです。中北部ではマグニチュード7.6の確率が13から30%と高くなりました。今回は評価が細分化されたことが大きく影響した形になったとのことですが、いずれにいたしましても青木村も中北部に隣接し、その影響ははかり知れないものではないかと推察されます。

2016年4月14日21時26分に発生した地震は、マグニチュード6.5、震度7、また、4月16日1時45分に発生した地震はマグニチュード7.3、震度7で最大震度となりました。14日の地震は熊本地震と命名されましたが、熊本地震がいわゆる前震で16日の地震が本震だと見られると気象庁では発表しています。

熊本県の熊本地方や大分県中部を中心に被害が大きく、多くの犠牲者が出ました。この地震において亡くなられた方々に対しお悔やみを申し上げますとともに、被害を被られた皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

被害に遭われた方々は、その後も大きな余震が続きましたので、多くの方が避難生活を送っていましたが、熊本県内の16市町村で仮設住宅の建設を進めているようですが、最も被害の大きかった益城町や嘉島町など3町では、14日から仮設住宅への入居が始まったとのことで、入居された方はほっとされ満足されているとの新聞記事もありました。

近ければ私も現地に行き実情を把握したい心境でございましたが、九州と遠く、日々の生活に追われ、それもままならず、想像の範囲ですが、我が村でこのような地震や災害に見舞われたらいかなものか、女性の立場から疑問に思った点について質問させていただきます。家庭のある女性は暮らし全般にかかわっております。子育て、家族の衣食住、お年寄りの介護など、災害が発生し被災した場合には女性の両肩に重くのしかかってくることは、想像しがたいことではないでしょうか。

さて、数年前のことですが、茅野市の上古田地区へ社協を中心に支え合いの会の方などで視察をされたことがありました。私が行ったわけではありませんが、そのときに視察した人のお話を聞きました。この地区ではこれ以上ないぐらいの万全な体制を整えておられていたとのことで、大変驚いたという感想をお聞きしました。

上古田は2014年2月現在で総戸数86戸、総人口300人、高齢化率は38%と小じんまりした

地区です。ここには区内の福祉の受け皿として上古田ひまわりの会という支え合いの会がありました。その主な活動では、上古田支え合いマップを作成し、全戸配布して活用していることが画期的なことであったとのことでした。

これは、住民同士が平時の支え合いや見守りができ、有事のときは支え合いネットワークの中で気になる家を優先し、安否確認や避難誘導できる仕組みをマップに記載したものとことです。災害時は気になる家を優先し安否確認が必要であるが、気になる家については消防団も区長もよくわからないし、一部しかわからない、そのようなことから助け合える仕組みとみんなが確認できる方法を模索し、支え合いマップを作成することとなったそうでございます。地区全体の住宅配置図を作成、人手の少ない平日の昼間を想定し、ひとりになってしまいう80歳以上の人がある、乳幼児がいる、身体的に気になる人がある、初動対応できる協力者や支援者の位置、そういったことなどをマップに記し地区一軒一軒を把握し、いざというときに備えておくマップを作成し、各戸に配付してあるとのことでございます。当然プライバシーを考慮し、地区の方々のみがわかる方法や簡単なマークであらわしているようです。

また、災害時に消防団などの方にわかるよう、消火器具庫には各家の安否確認記入用紙を備えてあるとのことでした。

さらに、家の外には避難された家では避難済みといったようなことを書いたカードを掲げるようになっているそうで、消防団などの方々が入って確認しなくとも一目でわかるような方法も考案され、実行されているそうです。

さて、当村でも避難をすることについてお年寄り、病人、乳幼児など、おひとりでは避難できない方も大勢いらっしゃると思います。また、突然のことで男手が留守の場合などでは、介護する女性が何人ものお子さんを連れての避難は、女性おひとりでは大変厳しいと思います。そういった方々を日ごろから把握して、マップなど作成して体制を整えておくことが迅速な避難につながると思いますが、現在の村の状況はいかがでしょうか。

さて、万が一のことと思いますが、災害が発生し、避難生活で特に女性のニーズに応えるにはどうすればいいか考えたいと思います。

熊本県で震度7の地震が発生してから既に2カ月、今も大勢の方が避難生活を送り避難生活も長引いてきていますが、だんだんと避難生活にも物資等は充足されてきているのではないかと思います。

しかし、避難直後は着のみ着のまま、今もあしたも当面も起きないだろうと思って防災用具を準備してあった家は、そう多くはないと思います。

5年前の東日本大震災直後の被災地での物資の要望を男女別にまとめたグラフでございます。ちょっと小さいので見づらいかとも思いますけれども、こちらが男性で、こちらが女性でございます。これはインターネットのホームページからちょっと引用させていただきました。食料では男性も女性も同じぐらい。医薬品では、やはり女性がちょっと多いです。それから、生理用品はもちろん女性が多いですね。それから粉ミルク、これも女性のほうが多いですね。そして、小児用のおむつ、これも女性のほうが圧倒的に多いでございます。それから離乳食、これも女性のほうが要望が多いでございます。

食料や医薬品は男女ともほぼ同じですが、生理用品、赤ちゃんの粉ミルク、おむつ、離乳食などは女性の要望が圧倒的に多くなっています。それだけ女性の目線から見て必要な物資が足りなかったということです。

また、粉ミルクがあっても哺乳瓶や消毒用品、お湯を沸かす道具がないといったこともありました。特に女性が必要とする物資は、生理用品、化粧品、衛生用品、ダブりますが乳児の粉ミルク、ミルクをつくるためのお湯、それを沸かす道具、哺乳瓶、それを殺菌する道具、紙おむつ、離乳食等直ちに必要なもので、現在文化的生活をしている現代においては代替品の調達も難しく、地震で物が残っている場合はいいのですが、水害等ではそれすらもできないこともあるようでございます。特にミルクは、働くお母さんなどは母乳等もだんだん出なくなり、ミルクに頼っている方も多くいらっしゃいます。これは、ないと本当に命にかかわることです。

村ではそのような物資の調達についてはどのように考えられているのでしょうか、備蓄の状況はいかがででしょうか。化粧品はぜいたく品と思われがちですが、女性にとっては常日ごろからしているものであり、お肌の荒れを引き起こしたり、メイクしないと今までとのギャップがあって恥ずかしいと引っ込み気味になりがちです。なくても過ごせるかもしれませんが、気持ちのモチベーションを上げるためには必要なものです。

今回の地震でもこれらの物資は不足していて、過去の震災の教訓が生かされているとは言いがたい状況のようです。

さらに女性にとって避難所の運営でもさまざまな問題が起きているようです。

その一つはプライバシーの確保の問題です。今回の地震の避難所でも、段ボールで間仕切りするといったプライバシー確保の動きが見られました。ただ女性にとってはこれだけでは十分ではありません。着がえや赤ちゃんに授乳する場所がないといった悩みは、5年前の震災でも問題になりました。村ではこのような場合に対しどのような対策をお考えでしょうか。

女性専用のスペースを避難所に設けることが大切になってきます。女性専用スペースでは着がえや授乳のほか、洗濯物の下着類を干すとか、女性同士がおしゃべりする、昼寝するといった女性が安心して過ごせる場所になると思います。ただ、役割はそれだけではありません。女性専用スペースには行政やNPOの相談窓口も設けられ、体や心の悩み、生活や経済面の不安といったさまざまな相談に応じたほか、女性を暴力から守ることにもつながったということです。

次に、避難所で夜になると男の人が毛布の中に入ってくる、20代の女性、更衣室を段ボールでつくったところ上からのぞかれた、13歳から16歳の女子、避難所で成人男性からキスしてと言われた、男性がトイレまでついてくる、6から12歳女子、携帯などからわいせつな写真を女の子に見せたなど、困ったことがインターネットに載っていました。避難所での性被害についての対策は村ではどのようにお考えでしょうか。

続いては、トイレの問題です。仮設トイレには女性の長い列ができています。また、男女別に分かれていないこともあるようです。女性は男性に比べてどうしてもトイレの所要時間が長いので、男女別にして女性のトイレをふやす工夫も必要ですが、このようなことについて対策はお考えでしょうか。

さらに、物資の配布に関して、物資が届いても、配布しているのが男性ばかりなので受け取りにくいといった声は、これまでの災害でも聞かれたようです。生理用品や下着といった支援物資は女性が配布する、これは炊き出しなどにも言えることで、女性は一日中避難所の食事の世話に追われ、子供や両親の面倒を見る時間がないといったような声もあったようです。少々具体的な内容でそのときにならなければわからないかもしれませんが、何か避難所での運営などに対して計画やお考えはおありでしょうか。

インターネットにこのような書き込みがありました。避難所にはそれこそ小さい子供からお年寄りまで集まっていたんだけど、特に子供たちをどうにかしないといけないと思った。彼らは状況ができていいのか、ストレスがたまっているのかよくわからないけれども、とにかく避難所内を走り回る、人が寝ていようがいまいが関係なし。5日目からは小学校高学年か中学生ぐらいの子供たちが避難所内でバスケし始める始末。さすがに注意されていたけれども、体育館ってあんなに響くものだったか。意外なところでストレスが出てくる。このような書き込みがありました。

このような状況から、遠慮して車の中で避難生活を送る家庭も少なくありませんでした。そのうちテントが多数設置されましたが、村としてはこのような状況についてどのように対

策をしようとお考えになっておられるでしょうか。

そのほか、まだまだもっと私の乏しい想像力では思いもつかない問題が多々あることと思います。女性に優しい防災、心配の少ない避難所生活など、村として問題視し、対策等のお考えがありましたらお教えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井議員から女性の立場からの災害時の問題点の御質問をいただきました。

災害時、役場がまずしなければならないことは、さきの議員さんたちにもお答え申し上げましたように、村民の命を守ることであります。そうはいいながら、今回の熊本では二次災害の被害を最小限に抑える、その必要性も提起されたというふうを考えております。

御質問1点目の災害弱者の把握についてでありますけれども、介護を必要とされる方あるいはひとり住まいの高齢者の方々については、役場の地域包括支援センターで承知いたしてございます。おおむね全員の最近の心身の状況まで詳しく承知しております。近隣の市町村からは、青木村は小さい行政で目が届いていてという羨望の目で評価されているところでございます。一昨年の豪雪あるいはその後警報が出たような台風の際には、保健師の皆さんが手分けをいたしまして約2時間ぐらいで村内のこういった方々の健康状況あるいは医薬品、食料の不足の有無など確認できたわけでございます。そういった方々からは、電話をいただいた、あるいは情報電話で顔が見えたので安心したということもいただいております。

御質問の中で地域支え合いの話がございました。特に青木区では熱心にしていただいておりますので感謝を申し上げますが、弱者の把握については、やはりその地元の皆さんが一番よくわかるわけでございますので、中挟等々含めまして、地域支え合いの皆さんはそういうことまでプライバシーに配慮しながら把握していただいておりますので、今後も、地域支え合いの皆さんにはそういうことも御期待申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の女性や乳幼児が必要とする物資についてであります。データを示しての具体的な説得力のある御質問をいただいたわけであります。

粉ミルクの必要性は前々から私が問題を提起しておったところでございます。特にその粉ミルクあるいは離乳食は、保存期間あるいは賞味期限が短いことから、備蓄することはなか

なか困難な状況でございます。近隣の薬局にもこれを扱ってないところもあるわけでありまして、さらに今回、熊本の地震の際には食物アレルギーの子供もいるというようなことで、こういったことにも配慮する必要があるわけでありまして。女性の必要とする物資あるいは紙おむつなど一定の期間保存できるものは備蓄するとして、他は提供する店舗、1日目の店舗、3日目の店舗、1週間目の店舗、そういうようなことに配慮し、災害援助協定等々を締結する方向で考えてまいりたいと思います。

一昨年になりますけれども、体育館の屋根の上に青木村という大きな表示をつくりました。これは、こういうことはなかなかあっては困るんですけれども、ヘリコプターで支援物資を持ってきてもらって投下してもらい、そういうための目印を大きく書かせていただきました。ちなみに、色は航空隊の皆さんに、あるいは大きさも航空隊の皆さんに相談してやったわけでありまして。

備蓄についてという御質問もいただきました。少しせつかくの機会でありましてので細かく説明、答弁させていただきますけれども、青木村の防災関係の設備、備蓄についてであります。

小学校には太陽光の設置をいたしまして、非常時には電源をとれるようになっております。ふるさと公園にはヘリポート、それから災害時に設置可能なテント、遊具も可能になります、マンホール等でかまどベンチ、防災貯水槽。それから、役場には災害時のテレビ用アンテナ、これは発電機が各地区にあります、災害でいわゆる情報が入らないというような場合を想定して、公民館にあるテレビにこれを接続して、アンテナから電気を通して見られるというのを3基用意してございます。それから、役場消防庫には土のう、ブルーシート、発電機、可搬ポンプ、土のうのセット。それから、義民センター付近の水防庫には、土のう、かけや、とび、のこぎり、つるはし、剣スコップ、縄ひも、鎌、ハンマー、くわ、ブルーシート、木ぐい、投光機、浄水器、皮大小。それから、小学校体育館の横には、飲料水、アルファ米、ビスケット等々がございまして、食料がございまして。それから、各地区には発電機、投光機が各1台ずつということと、場所によってはラジオ、それから救急用セット等々があります。ある意味では除雪機もその一つかというふうに思います。

これで絶対量が足りているかという点と不足しているわけでございますので、不足の器具、機器等含めまして、数の充足を図ってまいりたいというふうに思います。

これは全村民の皆さんへのお願いでございますけれども、災害の際は公助のほかにも自分で自助、自分の命は自分で守ると、それからお互いにさっきの支え合いの姿勢のような共助

もお願いをしまいたいというふうに思います。

次に、御質問の3点目、4点目につきましてはプライバシーの保護についてであります。

これは、阪神・淡路あるいは東日本の災害を経て一步前進したかなというふうに考えております。いろいろな面で工夫をされています。

災害直後の避難所で、こういった性別に関係なく、年代に関係なく大勢の人が密集する状態で共同生活を送るわけでありまして、テントの間仕切りの確保等々がありました。体育館以外のところに、あそこは2回の震度があったということで、なかなか屋内で避難する人がなくて、車の中も大変、今でも50人いるという話でありますけれども、屋外が期待されたということで益城町ではテント、その後もテント村を登山家の野口さんが提案いたしましてテントの設置をしたそうでありまして、最大には600人がこれにより生活をしたということでございます。

そして、今のプライバシーの話でありますけれども、益城町では死角ができるということ懸念いたしまして、ほかの自治体の町村の職員に応援をお願いいたしましてパトロールをしました。それから、妊婦あるいは高齢者の方々には、1日1回顔を出して直接体調などを確認したということでございます。

それから、間仕切りもいろいろ新しい製品が出てきてまして、個室的なものが38の避難所に1,988のユニットができたということでありまして、これは四方を囲む布でできておりまして、あけたり、昼間はおしゃべりしたり、夜は仕切ったりというようなことができました。特に外のテントの場合は暑さが課題だそうでありまして、寒さはある程度しのげる、九州ですからのいだというところでありますけれども、この暑さ対策が大変だということでありまして、

もう一つは、今の御質問の中にもありましたように、間仕切りも各家庭がニーズが違うわけでありまして、子供が大きな声を出したり走ったりするような人たちのために、子育て家庭、あるいは高齢者、あるいは地区ごとに区分けをしたということでございます。

なお、山岳用テントも非常に、たためば1.5キログラムで2万円ぐらいからあるそうございまして、必要な人にはお買い求めいただくということも一つのアドバイスかなというふうに思います。

それから、5点目の御質問でございますが、女性のトイレについて、被害の状況によっては全く違った状況になるかというふうに思います。体育館とか屋内が使える場と全く使えない場と想定する必要があるかと思っております。仮設トイレはふるさと公園あおき、あるいは日赤奉仕団がわずかではあります確保いたしてございます。トイレが汚れるということは、衛

生上からも好ましいことではありません。こういった益城町の対応なども勉強させていただき、今後のことに勉強させていただきたいと思います。

6点目の物資の配布についての女性への配慮についてでございますが、これは当然のことです。そのときにならないと状況が全く想定できないことではありますけれども、御質問にありましたような事例は、避難所の運営に携わる、そういった者の共通認識としてする必要はあるかというふうに思っております。

災害から今数カ月たって落ち着いてみると、しなければならないことは山積しているなど、こういうふうに思っております。

次に、御質問7点目についてでありますけれども、多くの災害の現場で支援をしてきた福井大学の酒井明子教授のデータの論文が載っておりました。子供のことで変化に気づくことが必要だと。一番何も言わないのが子供であって、ストレスがあってもなれない大勢の中でいい子にしないとということが無理をしてしまうと。異変に敏感なのは保育あるいは教育の専門家ですので、支援が落ちついた後で学校の先生が子供たちの変化に気づいても、今は生命あるいは生活が優先だと思って余り言わなかったというような反省もあるようでございます。避難所で、できれば子供が自由に遊べたり、スペースをつくっていかなければならないと思います。

また、心のケアあるいは歯科医、こういったグループあるいは宗教者など多くの支援者がさまざまな支援をテーマを持ってやってきていただけるということでもありますので、連携のできるコーディネーター役も必要であるというふうに言っておられます。避難所生活を支えるさまざまなキーワードを多角的に捉えていかなければならないと思っております。

最後の8点目についてでありますけれども、当然のことでありまして、村民の避難者の半分は女性であるわけでありまして、女性は男性と違いまして、金井議員の御質問の中にも多く指摘されておりますとおり、こういった有事の際には男性と違う配慮が必要であります。

少し話は変わりますけれども、国会議員の一定数を女性に占めるという法律も今議論されているようでございますので、きょう金井議員が女性議員としてこの当村の議会にいるということを、一つは敬意を表したいというふうに思います。

今回、熊本地震等から想定される女性の立場からの災害時の問題点という御質問をいただきました。女性の視点、詳細にわたりまして、私どももしっかり村の防災、減災、縮災を最重点の課題として対応してまいります。

○議長（小林和雄君） 金井議員。

○1番（金井とも子君） 大変私などよりもいろいろな角度から考えていただいて、幅広いお答えをいただいて、本当にありがたいと思います。安心して災害にも対処できるかなというふうに思いました。

片山議員からも先ほどおっしゃっておられましたが、ちょっと重なりますけれども、5月15日の信濃毎日新聞では、自主防災揺らいだ熊本の見出しで、組織があっても機能しない例が見られた、皆自分の身を守ることで精いっぱい、救助活動は一切できなかつたと、益城町の自主防衛組織の婦人防災クラブの会長は、悔しそうに振り返ったとありました。訓練はしていても差し迫った感覚がなかった、頭が回らなかったとのことです。実態はそうなりがちですが、そうならないために、本番を想定した日常活動が不可欠で、訓練を積んだ組織がある地域とそうでない地域では、災害時の被害に決定的な違いが出るとも書かれておりました。

当村にも立派な防災計画がございますが、災害はないにこしたことはありませんけれども、もしも起こってしまったときのために、机上のものに終わらぬようお願いしたいと思います。

いろいろと予想して御質問申し上げましたが、いつのことかわからないのに随分取り越し苦労をしていると思われるかもしれませんが、転ばぬ先のつえ、なかなか実行に移すことは難しいことですが、このような問題が起こることがあると認識しておくことが大切なことで、いざというときにはきっと役に立つと思いますので、ぜひ、当局の皆様には頭の中にしっかりと置いておいていただきたいと思います。

最後に、村には日赤奉仕団も活動していただいております。女性の多い組織ですので、さらに強化して非常時には女性の困り事にも対処できる組織として、ぜひ活用、活動していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小林和雄君） 通告にありました7人の議員の質問は、これで全て終了いたします。

◎資料の配付

○議長（小林和雄君） ここで、報告第1号 専決処分の承認についての7項目め、ふるさと公園あおきの指定管理者の指定について、事務局より議員の皆さんに資料を配付します。

[事務局資料配付]

◎散会の宣告

○議長（小林和雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時06分

平成 2 8 年 6 月 2 1 日 (火曜日)

(第 3 号)

平成28年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成28年6月21日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 平成27年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 報告第 4号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村簡易水道特別会計）
- 日程第 7 議案第 1号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 2号 平成28年度生活基盤耐震化施設等交付金事業に伴う市之沢浄水場設備工事の請負契約について
- 日程第 9 議案第 3号 青木村浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託契約について
- 日程第10 議案第 4号 寄附採納について
- 日程第11 議案第 5号 平成28年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第 6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第 7号 平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第14 一般質問
- 追加日程第1 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第2 議案第 8号 村長の専決処分事項の指定について

出席議員（9名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 金井とも子君 | 2番 | 宮下壽章君 |
| 3番 | 杓掛計三君 | 4番 | 片山順雄君 |

5番 居 鶴 貞 美 君
7番 小 林 和 雄 君
10番 山 本 悟 君

6番 内 藤 賢 二 君
9番 堀 内 富 治 君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長 兼 事業推進 兼 室 長	井古田 嘉 雄 君	建設産業課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼 保健衛生 兼 係 長	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館 長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建設産業課 課長補佐兼 建設林務係 長	宮 下 剛 男 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター 長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 課長補佐兼 上下水道係 長	若 林 喜 信 君	建設産業課 農業振興係 長	奈良本 安 秀 君
住民福祉課 住民福祉係 長	上 原 博 信 君	総務企画課 総 務 係 長	稲 垣 和 美 君
税務会計課 資産税係 長	高 柳 則 男 君	税務会計課 住民税係 長	早乙女 敦 君
建設産業課 商工観光係 長	依 田 哲 也 君	総務企画課 総 務 係 長	塩 澤 和 宏 君
教 育 係 長	横 沢 幸 哉 君	建設産業課 国土調査係 長	小 林 義 昌 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 井古田 嘉 雄 事 務 局 員 稲 垣 和 美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林和雄君） 本日の日程は、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会について、取り組み経過報告を委員長よりいただき、その後、日程第3、報告第1号から審議、採決を行います。

各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますので、よろしくお願ひします。

◎委員長報告

○議長（小林和雄君） それでは、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会について委員長より報告を願ひます。

居鶴委員長。

○道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員長（居鶴貞美君） おはようございます。

道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会における調査の結果を、次のとおり会議規則第74条の規定により御報告を申し上げます。

平成27年9月の定例議会において重点道の駅あおきの高機能拠点化プロジェクトについての調査研究機関として、全議員による道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会を設置いたしました。これまでに計5回の特別委員会の開催をしております。

平成28年3月定例会以後の取り組み状況について御報告をさせていただきます。

平成28年5月13日、第5回の特別委員会を開催し、村長、担当職員から基本計画、基本設計の内容について説明がありました。委員からは、総事業費や工程、住民などの意見を受

けて改善された点、完成後の運用方法などについて意見が出され、その後、道の駅あおきに
て現地の状況を確認いたしました。

道の駅あおき高機能拠点化事業は、今後の村の存続をかけた大きなプロジェクトです。村
内外から広く親しまれ、産業・観光・交流・防災など多機能な拠点施設として整備を進めら
れることを要望し、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（小林和雄君） 委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） これより、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題
とします。

なお、報告第1号につきましては、1項目から13項目までありますので、1項目ずつ質疑
をしていただき、討論、採決は一括で行いますので御承知ください。

1項め、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。
質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（小林和雄君） 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

1項め、終了します。

2項め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） それでは、今回の専決処分について議長にちょっとお願いしたい。議
会の会議規則の中では1議案3回までとありますけれども、今回のこのやつ、かなり項目多
いもので、各項目ごとにこして説明や質問させていただければと思いますけれどもよろしい
でしょうか。

○議長（小林和雄君） この報告第1号では1番から13番ありますので、これ1項目ずつ質疑
を行いますので。

○3番（沓掛計三君） いいんですか。

○議長（小林和雄君） いいです。

○3番（沓掛計三君） いいですか。それでは議長、それでは質問に入らせていただきます。

今回の税条例の改正、この間の中身のやつはちょっと細かいもので私のほうからはあれですけれども、このうちの何点かについて、私のほうからまず説明をお聞きしたいと思っております。

まず今回の税務課長の説明のていまいきと、これが10%に上げた時点でのやつだというのが大前提というような説明がございましたけれども、今国のほうではこれから選挙になりますけれども、10%に上げないという今与党のほうでは言っていますけれども、今回専決してこれがもし10%に上がらなかった場合、この専決条例はどういうふう処理していくのか、そこら辺のところまず第1点でお聞きできると。

○議長（小林和雄君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） また改めて一部改正条例を提出したいと思っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） はい、わかりました。それが大前提になるだろうと思っておりますけれども、そういうことで。

それではその次に、まず村民税の法人税課税ですけれども、これについてもそれが前提になっておりますけれども、今回の改定の中では地方の法人住民税を減らして、それを国のほうの税金にして、それを交付税でバックということになってきておりますけれども、これ事実上、青木村に対してはどんな影響が出てくるのか、そこら辺のところは税務課長、どういうふう。

○議長（小林和雄君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 交付税につきましては、その中身のほうを総務省のほうから示されることはございませんので、具体的な数字ということは私どものほうでも把握はできませんが、実際法人住民税を多くいただいている都市部より、こういった地方、青木村のほうの方がより有利に働くものと思っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） そうするとこれ実際には、実質的には減るということですが、それと交付税の算定基準というのは、なかなか私も疑いの目を持っていつも交付税というの

を見ていますけれども、確かに都会の企業のほうが多いですから、都会の企業のやつを法人税を減らしてやれば都会の企業の持っているところは確かに不利になるのは、これは見えて、それを国の財源化して交付税でバックということであれば、財政力のないこういう市町村のほうが当然有利になるかと思えますけれども。これも確実にバックできるような方法というものを、また数字的なものはどんなふうに入ってくるのかというのをまた今後、今度は財政当局になるかと思えますけれども、調べていただいた中でまた教えてもらいたいと思えますが、よろしくお願ひします。

次に、個人所得の課税がございます。これについては私、今回特に自主服薬といいますか、スイッチOTC薬控除というやつ、これについて今度は所得税の中で控除するという話になってきております。これについて、これは今までの専決処分の中では、単なる税率の変更とか状況に合った中でのこういうふう専決処分変更だったんですけれども、全くこれ、新規に出てきているやつかと思えます。

それで、買ったやつを10万を限度に1万2,000円を控除した中で8万8,000円を所得申告のとき控除するということですが、これについては、それは控除はいいですが、保健師である住民課長補佐にお聞きしたいんですけれども、実際こういうふう市売品のやつのほうを使いなさいよというような、実際これ医療として、先生にかからないほうが当然安くなっていくわけですが、保険料も安くなって医療費が安くなっていきますけれども、そこら辺の的確に皆さんが使いこなせるかどうか、そこら辺のところは保健師の特に住民課長補佐にちょっと、自分の御意見でもいいですからお聞きできればと思えます。

○議長（小林和雄君） 宮澤住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 少し私も調べてみましたけれども、セルフメディケーションというものの定義が、そもそもWHOでは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることというふうに定義されております。

今回のこの医薬品に関しての条例、控除のことをちょっと読みますと、まず健康の維持増進が疾病の予防への一定の取り組みを行っている個人に対して行われるという要件が1つあります。これは特定健康診査ですとか予防接種、それから定期健康診断、がん検診等を受けている方というような要件のようでございます。

それから、対象となる医薬品は成分と薬の種類によって定められているというところで、まずはその2つがあります。

議員さん質問のやはり販売の辺がどうなるのかなというような御質問かと思うんですけれども、そちらは薬が4つに分類されておりまして、種類により販売方法について対応する専門家とそれから説明義務等が定められているというふうになっております。

2種類につきましては、薬剤師さんによる書面での情報提供が必要とされておりまして、薬剤師さんが不在の場合は購入できない医薬品もあるというふうに記されておりました。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 医療費が高くなってくる中では、このようなこともやっていかなくちやいけない。

O T C医薬品の種類ということで、これもインターネットで引いてみたんですけれども、これかなりの広範囲なものを持っております。うがい関連ではうがいの薬、喉スプレー、トローチ、ドロップ剤、鼻炎剤、せきどめ剤、総合風邪薬、解熱剤では頭痛、生理痛、歯の痛みどめ、バファリンみたいなものですかね、そういうのとか、あと胃腸炎では消化剤とか下剤とか、これかなり一般の使用のものです。外皮系では虫刺され、たむし、要するにいろいろなこれもかなり一般的に売られている薬が対象になるのかなという感じで見ております。あと養毛剤とか禁煙のやつ、あと滋養強壯の補助薬とか漢方のほうでもございますけれども。

これだけのものを今度税控除に対して持っていくということですが、この条文読みますと、平成30年からということですが、来年の29年1月1日から12月31日までの間に、この薬の領収書をまずとっておかなくちやいけないということになるかと思えます。そうすると、その領収書をとるとき、ここら辺の池田薬局さんだったら薬局だからいいけれども、もっと総合的な大きいストアみたいなところに行くと、領収書を別々にもらわなくちやいけないのかどうか、税務の申告のとき。ここら辺を住民にどういうふうに理解してもらっていくのか、どういうふうに申告を受けていくのか、そこら辺のことは税務課長のほうではどのような方向でやっていこうという考え方ですか。

○議長（小林和雄君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お店で購入した薬がO T C薬に該当するかどうかということにつきましては、レシートもしくは領収書の中にそれが明示されていないと、私どものほうでもそれがはっきり判断することはできない状況でございます。29年1月1日からということですので、実際の申告は30年2月ということになります。ここからあとまだ来年の1月1日まで期間がありますので、その間に国のほうでもまたどのようなやり方で申告をしていくのか、そういった情報が流れてくるかと思えます。今現在は特にそういったも

のではないもので、今待っているというような状況でございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） しつこくて申しわけないんですけども、これ、そうすると来年の当然1年間集めておいて、10万円を限度でやっていくと。そのほかに今度は医療費にかかったものについては、10万円以上については控除、これは別枠だということ。これは普通2種類をそろえていかなくちやいけないわけですけども。

実際そうすると、かなり難しい買い方していかなくちやいけなくなってくるのかとともに、今言われたように来年の1月、全体がそうなんですけれども、来年の29年1月1日からということであれば、何でここで専決しなくちやいけなかったのかどうか。もう少し広報しながら、6月議会なり9月議会でもそれじゃ間に合ったのではないかということなんですけれども。この専決、新規の専決なもので、私どうしても今回このことについても何でやったのかなというのが、そこら辺は準則流れてきているといえればそれまでの話ですけども、準則というのは予測をもって今回流してきた中で2%も、8パー、10%にもしないというのも、そこら辺も国がそういう考え方の中で簡単に動かしたことなんですけれども、今回どうしてそこら辺ところ、この辺についてやったのかも、ほかのやつも私、こういう条項がありますもので、そこでも聞きますけれども、そこら辺のところは税のほうとしては今回はどうでしょう。

○議長（小林和雄君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 専決でございますので、本来はことしの3月の議会に提出するべきものではあったと思っております。この6月に提出したとしても、施行が来年の1月ですので十分間に合うということで、今回6月にさせていただいたということで御理解お願いいたします。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 間に合えば本当は一条例として出して審議してもらうのが建前であって、専決でやることだったかどうかというのは私はちょっと疑問には思っていますが、これについてもひとつ検討してもらいたいと思います。

それと、その中でいろいろ軽自動車税、車体税とかグリーン化税とか、これいろいろありますけれども、これらについて私それほど詳しくないもので私のほうからは遠慮しておきますけれども、今回の説明の中で、地方創生型の今度は企業版のやつ10万というのが入ってきておりますけれども、これについてもあくまでも10%になった時点のやつだという話、これ

もここで専決なってしております。

ここら辺のところについても、そんな早くやる必要あるのかどうか、またこの企業版のふるさと納税自身も、政権が変わってしまえば全くやらなくなる可能性もあると。私は、ふるさと納税自身に私いわゆる賛成の立場の人間ではないもので、税の根本的体系がどうしても崩れているような気がしますもので、もっと前々から私はふるさと納税というのはどうなのかなという感じは持っておりましたけれども、ここら辺のところも今回の専決でいいのかどうかということでございます。

それともう一つですけれども、この間の説明の中で、6ページでございます。農地保有に対する固定資産税の強化・軽減について。これについても、これ言葉はいいです、農業経営の規模の拡大等農地の利用効果及び高度化を求めて、農地の生産性の向上を資するため、農地の保有強化やっていくんだと。それで荒廃農地を減らしながらやっていくという中で、そうすると荒廃農地にしておくと、今度は課税ですけれども、今まで軽減していたものが課税を元へ戻したり課税強化しますよということでございます。

これについて、今度建設課の農業委員会担当している奈良本係長にお聞きしたいんですけども、この中に農地法に基づく農業委員会による協議の勧告を受けた農業振興地域内の遊休農地を対象にするとあるんですけども、実際、これは建前上は今までも勧告の義務はありましたけれども、そこはほとんど個人には入っていないかと思えます。今回、今度は金が絡むことですので、これを確実に勧告していかなくちゃいけないということであれば、その勧告すべき土地というものを今の農業委員会さんの中で検討した中でそれを判断できるかどうか、そこら辺のところは農業委員会の奈良本係長にお聞きしたいんですが。

○議長（小林和雄君） 奈良本農業振興係長。

○建設産業課農業振興係長（奈良本安秀君） こちらに書いてあります農地法に基づく農業委員会による協議の勧告というのは、いわゆる遊休農地について農地中間管理機構に貸すことへの協議を農業委員会から所有者に対して勧告するという意味でございます。

農業委員会は毎年農地の利用状況調査というのを農地法第30条に基づいて実施をしております、その利用状況調査で遊休農地等を判定していくわけなんですけれども、遊休農地として判定された後、その遊休農地の中で再生可能な農地と再生困難な農地という2つのパターンに分けて判定をしていきます。再生可能な農地と判定されたものについて、今度所有者に対して農業委員会は利用意向調査というものを、これも農地法に基づき実施をしていきます。その利用意向調査というのは今後その農地をどうしていくか、みずから耕作するのか、

もしくは農地中間管理機構等を通して賃貸借等を行うのかと、そういったような意向確認をしていきます。

その意向確認をしてから1カ月以内を経過しても、その表明された意思に基づく行動がされていないとか農地としての利用をされないということが確実であるときは、農業委員会が総会の中で判断をいたしまして、その所有者に対して農地中間管理機構に協議をしてくださいという勧告をするということで、その勧告をした時点でその農地は固定資産税の増税の対象になっていくわけですが、

利用状況調査は毎年実施をしております。意向確認調査については本年実施をする予定でありますので、その意向確認の結果を見て、勧告は法律上勧告するということになってはおりますけれども、勧告するかどうかというのはまた、従来は農業委員会がみずから所有者に対して是正の勧告等を行うようになっておりましたけれども、今度は中間管理機構に対して協議をしてくださいという勧告に変わってきますので、これは税金もかかってくるので、その勧告するときの判断については慎重に対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 本当にそのとおりの答弁になるかと思えます。本当に慎重にやらなくちゃいけないとともに、中間管理機構も今までは10年という、今回の条例の中でも10年ということを書いてありますけれども、10年は長過ぎるから中間管理機構は5年でもいいじゃないかというようなニュアンスの言い方ももうここへ入ってきております。まだまだこの農地に対する動かし方というのも、まだ国自身が中間管理機構ですか、国がつくった管理機構自身も固まっていないんじゃないかという中で、今回このような専決で出てくるということですが、これ今度は税務課長さんにお聞きしたいんですけども、今回この専決やったとき、各課にまたがったいろいろな問題というのがあるんですけども、そっちとの調整はしてきましたか。

○議長（小林和雄君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） まず最初に申し上げますが、この資料の4ページ、参考というところから以降の分については専決処分ではございません。私どもの税条例ではなく税法の上で全て賄われるということで、条例改正は必要なく、ここから後の分については実施されるということをまず御承知願いたいと思います。

その上で今の御質問でございますが、これから農政、農業委員会、そちらのほうとも十分

な連絡をとって調整を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） これで最後にいたしますけれども、総務さんにお聞きしたいんですけども、今回の、私、専決処分というのは、これはかなりのもう既に決まっちゃっていることなので、これを否決するというのもなかなかできないというとともに、なものでやはり条例を出すに当たっては審議できるものと、時間があるものについてはもう少し中で検討してもらって専決なら出してもらおう。出しちゃいけないことはないですけども、専決というものについての慎重性をもう少し持ってもらいたいと思いますけれども、そこら辺のところ村長さんの答弁をいただいて終わりにしたい。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 専決に対する基本的な考え方ですけども、これはまず大前提として、いろいろ今沓掛議員から御質問いただきましたけれども、国が行うことは私は性善説だというふうに、原則ですよ、というふうに思っています。ですから、国が来たものを専決しないで、あるいは時間があるから少し議論を重ねてという方法も私は決して否定するものではありませんけれども、これによって私ども見えないところ、国から全てパーフェクトに示されているわけじゃないので、これで村民が受ける受益が、あるいは受けられる受益が受けられなかった場合どうするかということも見えないところもありますから、国から準則が来れば、国から指導があれば、原則としてこれは専決させていただくということであります。

それからもう一つは、例えば10%の話が等々ありましたけれども、これは賢島のサミットの以降、これは10%にしないという総理大臣の基本方針が変わったわけでありまして、3月の時点では誰が見てもわかりませんですよ。ということで、これは10%ありきで国から来た準則に従ってやっております。

それから、国の、年度によって多少差がありますけれども、私どもが3月下旬に議会が終わった後、国のほうが3月31日付でいろいろ法律ができるということを3月下旬に受けて、私どもは議会と3月31日の間で原則として専決するのが多いわけですよ。それをまず御理解いただきたいというふうに思います。

時間的に当然議会が3月議会のうちに出せるものは出すし、それからその議会の間でさらに追加議案で出せるものは今後も出していく、そういった基本方針は貫いてまいりたいと思います。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

内藤議員。

○6番（内藤賢二君） ちょっと関連なので、次もちょっと年と年度の関係で1ページの関係なんですけれども、個人所得課税の関係で平成29年1月1日から平成33年12月31日までというようなことで控除できるというようなお話でありますけれども、その下に平成30年度分から適用ということは、個人事業関係は1月から12月31日までだと思いますけれども、これは29年度で確定申告でそういう控除ができるということで理解してよろしいのか、30年度からの適用ということは、これどういうふうに捉えたらいいか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 施行は29年1月1日からです。ここから1年間、それからあと1年間、領収書等納税者の皆さんは用意しておいていただいて、30年の申告からこれをお願いするというようお願いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そうすると29年度分は翌年度の申告から控除がされるということで、その年度内の12月31日までの、要は支払った分に関しての控除はその年の申告は適用にならないということで、1年送りになるということで理解させていただいてよろしいですか。

○議長（小林和雄君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 住民税につきましては翌年度課税ということになりますので、おっしゃるとおりでお願いいたしたいと思います。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

2項め、終了します。

3項め、青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

3項め、終了します。

4項め、青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

4 項め、終了します。

5 項め、あおきふるさと体験館・農産物直売所の指定管理者の指定について質疑に入ります。

質疑のある方。

片山議員。

○4 番（片山順雄君） 質疑というか、この指定管理先というお話になるかと思えますけれども、株式会社道の駅あおきの役員体制、持ち株内容、定款についてもできればということですが、正式に議会に報告をしてほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ちょっと細かい数字持ち合わせておりませんが、株式でいうと750株余ですね。加工組合が500、村が250、J A信州うえだが10で、ほか若干でございます。

それから役員は、社長が林寛夫さん、取締役として私、北村政夫、それから課長の片田幸男、小林孝吉、沓掛正一です。それから監査で堀内富治さん。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4 番（片山順雄君） 大変申しわけないですが、改めて書面でお願いできますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） はい、後ほど、では提出させていただきます。

○議長（小林和雄君） ほかに。

山本議員。

○10 番（山本 悟君） 実績もあるし妥当な指定だと思うんですが、業務内容の線引きというか、この新たにできた株式会社は、例えばアルコールの販売をするとか、ここでは今体験館と農産物ですけども、観光センターで例えばアルコールを売るとか、そういった意思決定をするのは、どこまでが村と協議した上でこれはとめてもらう、ここから先は意思でやるのかとそういうような、そういう何といいますか、委託内容といいますか、権限の線引きといいますか、その辺はどんなふうにお考えですか。

○議長（小林和雄君） 片田課長。

○建設産業課長（片田幸男君） この指定管理につきましては、施設の管理についてお願いをしていくものでございまして、中の業務内容といいますか、それにつきましては委託先である会社のほうで検討していただくと。その中で村長も私も一応取締役ということになっておりますので、御意見を申し上げるべきところは申し上げていくと、そういう形になろうかと思えます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） では具体的に今度はアルコールを売りたいと、直売所で。そうすると税務署といいますか、許可の関係もありますけれども、では直売所の意思でもってできると。ある程度私は裁量を持たせてやったほうが自由なあれができて、結局それが活性化につながるんじゃないかと思うもので、思い切ってそういったことはお任せしたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかに。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 先ほど片山議員からもあったんですが、改めて書面でいただくと、こういうことですが、先ほど組織の関係で取締役の方が6名かな、これについての人選について、どういう観点というか視点からお選びになったかどうかまずお聞きをしたいと思いますが、おわかりの範囲でお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 株式会社化というのは、もともとは直売所組合の皆さんから出た話でありまして、私どももそれに賛成をしたという経過から来ております。したがって、いろいろな考え方、進め方については、直売所組合の皆さん方から上がってきたものを私どもも相談にあずかったということでもあります。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 取締役の中に村長と片田課長がお入りになっているということですが、この点について課長も役場の職員でございまして、全くそういうことに関しては、そこに取締役で入ることについては全く問題がないと、こういうことでよろしいということですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 野田村に昨年視察に皆さんと一緒に行きました。そこも社長は村長で

すよね。ということで、全国的に見れば社長もしくは役員として入っている首長あるいは職員というのはたくさんありますので、全く問題ないというふうに思っております。

ただ私ども考えておりますのは、先ほど山本議員からありましたように、なるべく株式会社の意向でやるということでありますので、そういうことも尊重してまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 先ほど小林孝吉さんという方が取締役になっております。この方は、私の記憶では上田商工信用組合の最後の理事長をされた方だというふうに認識しております。この点も踏まえて、この方、今申し上げたように最後の理事長さんだったので、その当時の例えば出資とかそういう関係で被害を受けたという方もおいでになったりしますので、法的には全く問題ないことではあります、道義的な関係でという声もあるのではなかろうかと、このように思いますが、この点につきましてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一番は、小林孝吉さんが今出荷組合のメンバーでたくさんいろいろ出荷されておられます。そういうことが一つのポイントであったというふうに承知しておりますけれども、過去いろいろ人間ってある、そういう中でいろいろ反省をしてその次に生かしてもらおうということも大事なことでないかというふうに思っております。

私もこの取締役会含めてその以前からもおつき合い含めて、大変そういうことでこのことにふさわしい熱心な方だというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと私も今発言するには微妙な立場であるというふうに考えておりますけれども、指定管理者の指定につきまして3件提案があるわけでありまして、私が一番心配してまいりましたことは、現状の道の駅以上にこれから非常に煩雑をきわめ、それからさらに大変な状況に変わっていくだろうというふうに私は考えております。そういう面から考えて、果たして道の駅にお願いしてもよろしいかどうか、非常に私は心配をしておるところでございますが、その辺を村長にお伺いをしたいと思います。

それから、前に委員会かどこかで質問をしたときに村長の答えでありますけれども、従来からの道の駅の対応も非常によくできていたと、こういうことでありまして、実績も当然考えられましてこういう提案がされたんだというふうに私は考えておりますが、繁忙の中をし

っかりと指定管理をやってもらえるかどうか、その辺も含めてお伺いをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅が青木村の大きな発展軸の根幹をなしているというふうに思っております。そういうことで、こういったいろいろのチャンスを生かして道の駅をさらにバージョンアップしていきたいと、いろいろな人の御協力をしてやっていきたいと、こういうふうに思っております。

そういう目でいろいろ県内とか近県とかいろいろ視察したり、見たり、写真を撮ったり、話を聞いたりしている中で、こういうふうにやればもっとというのはいろいろ私の頭の中にもあります。そういう中でいろいろ不満といいたいでしょうか、こうやればいいなという、さらにその延長上にあるものを求めるいろいろのことはありますけれども、今この道の駅を受けていただけるのは、あるいは託せるのは、今回の株式会社であるというふうに思っております。

それともう一つ、株式会社の大出資者であります生産組合の皆さん、直売所組合の皆さんは原則村民の方でありますので、こういう点も加味をしておりますし、また期待もいたしております。

私ども2人役場から取締役ということで入りましたので、役場で言いにくいこと、できないこと含めてこの中で発言をして、しっかり運営をしてまいりたいと思っております。議会を含めいろいろ皆さんの応援をいただきたいとさらに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容的には理解はしたわけでありましてけれども、非常に大変だということだけは実態として伺っておるわけでありまして。

隣の道の向こう側の面も含めていろいろこう考えますと本当に御苦労かなと、こんなように思うわけでありまして、どうもあそこでやらないでシルバー人材センターに行ってしまったわなど、こういうようなことのないように、村長、きちんと精査をお願いしたいと思ひますし、なお、それからできるだけ青木村の人をとにかく雇用をして対応していったらどうかというふうに考えておりますが、その件だけお伺いをしておきます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 直売所の並ぶ商品含めて、生産者、雇用含めて、なるべく村民の方というふうに思っております。しかし、シルバーを使えと言う人もいらっしゃるんですよ。シ

ルバー使ったらと言う人もいらっしゃいますけれども、原則私は、もし村内で間に合えば村内の方々に間に合わせたい、足りなければまたシルバーなりお願いすることがあるかと思えますけれども、基本的にはそう考えております。

それから、大変だというのは、私も村長という立場と取締役になったというこの2つの立場を考えて、立場といいたいでしょうか、さらに物事を深く入り込むと大変さはよくわかります。本当に、私は朝夕あそこを出勤で通っていますから、私ごとでありますけれども、いつもあそこに行くと頭が痛くなるといいたいでしょうか、胸が絞めつけられるといいたいでしょうか、仕事がいっぱい頭の中に浮かんでくるんですけども、今まで10年間やってきた売上高、来客数あるいはことしの連休の数字を見ると、頑張ればもって伸びていくな、もっと村民の人に期待される、応えられるような道の駅にしていかなければならないなという決意を新たにするわけであります。一生懸命やっていきたいと思っています。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） もう1件お願いをしておきます。

きょうは提案だけでございまして、指定の内容だとかそういう文案につきましてはありませんけれども、これは何らかの形で議会には出ますか。お伺いします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 指定管理者とのやりとりということになりますと、特にこの施設につきましては基本協定ということで5年間の協定の締結をしております。それから年度協定ということで、毎年毎年その1年の指定に関する協定も実施しております。その辺の協定書等の書類についてはございますので、またごらんいただければと思います。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 先ほど監査委員の関係で1名の名前が挙がりましたがけれども、定款上問題はないからそういうことになったと思いますけれども、この方の事ある場合の対応としてどういう対応をされるのか、1名で十分なのか、そこら辺ちょっと疑問で、指定管理者であり村のほうの対応もありますので、ちょっとその辺心配で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。2名ですか、では。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） それで私も心配になりまして、複数というふうに聞いてみたんですが、相談してみたんですが、司法書士がこれずっとリードをさせていただいておりまして、こうい

う内容でしたら、規模でしたら1名でいいということをお願いしたので1名になったというふう聞いております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） じゃもし、そんなことあってはいけないんですけども、事ある場合、どうしても監査できないような状態になった場合はどういう対応をするのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 監査できない状況というのはちょっと私も頭の中で想定できませんけれども、監査委員が欠けたということであれば、またそのときしかるべき手続をとりたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 堀内議員さん、監査ということで御苦勞いただくんですが、本当に御苦勞さまです。

ちょっと私心配になったのは、兼業兼職の禁止という条項があるんだけど、これは当然検討された上での就任ということだと思うんですが、その辺一応念のためにお尋ねします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一番、これも全員協議会かどこかで申し上げたかと記憶しておりますけれども、議員の中で選ばれた堀内監査役ではない。いろいろ農業に関する事、今までの経歴を含めて、そういう中でこちらから堀内富治さんに監査委員をお願いしてございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 法律的に何か抵触しなければ全く問題ないんですが、その辺では十分に精査、研究された上でということよろしい。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど申し上げましたように、司法書士にも相談しまして、その辺はチェックしていただいております。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

片山議員。

○4番（片山順雄君） ちょっとお伺いしておきたいんですが、今度この会社に村長、片田課長が入られているということになりますと、我々議員の立ち位置というか、立場はどうなる

んでしようかということです。例えばいろんな意見とか提案とかあったときに、今までどおりの指定管理先という形と同じ考え方でいいのかどうか、その辺を具体的にお答えしてください。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村長である北村政夫と、道の駅株式会社の取締役北村政夫は別人格でございます。

○4番（片山順雄君） わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

[発言する声なし]

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

5項め、終了します。

6項め、青木村観光センターの指定管理者の指定についての質疑に入ります。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 公が営んでいる、現時点で株式会社になるわけですけれども、大変あのそばが好評でいいんですが、私ども食べに行っても、取引先の人なんか「いやあ、なかなかうめえそばだなあ」と言って褒められて本当にいいんですが、そんな業者の皆さんの中で、お互いに努力し合って相乗効果で青木村全体がそばが有名になってたくさん売れてということならいいんですが、その辺あれでしょうか、そばのおやりになっているお店の皆様とはたまにお話し合いとか何かされているんですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変私もその辺は冒頭、当初、苦勞、配慮したところであります。いろいろの意見、お客さんからは道の駅の食堂で手打ちのそばを食べたいというお話がある一方、今山本議員がおっしゃったようなことも私も大変心配しました。

それで、一度、決定する前に集まりを持ちました。道の駅側と、それから村内のおそば屋さんを集まっていたきまして、こういうことをやってよろしいかと。全員参加せずに、口答でいいよという方もいらっしゃいました。そういうことをしてスタートをさせていただいております。

おそば屋さんによっては、もっとおそば屋さんをふやせと、おそば屋を営業していながら、例えば福島の矢祭町みたいに、あるいは飯山の富倉みたいに一部落一地域全ておそば屋さん、

たくさんそば屋があるわけ、山形村にもありますよね、そういうようなことをイメージするというおそば屋さんもおられますので、問題はないというふうに承知しております。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

6項め、終了します。

7項め、ふるさと公園あおきの指定管理者の指定についての質疑に入ります。

質疑のある方。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 今回、委託料の積算資料を出していただきました。いただきましたけれども、この中で金額的というよりか、あそこの芝の中の雑草の問題なんですけれども。

前回は何か北野建設さんが、あれだけのところですから責任持つ会社ですから、ある程度のことはやってくれたようでございますけれども、既にまたかなりの雑草があの中に生えてきている中で、この除草工ですか、16万1,000円というものが今回の中で1つとして入って、あとは小さい2万3,000円とかという。

私はもう芝というのの怖さが、一番それがいつもずっとつくるとき怖いんですけれども、それと、これ暗に言うてはいけないけれども、あそこ指定管理受けたけれども大変でねというような言葉がもう既に私のほうへ入ってくるわけなんですけれども。

実際あの状態の中でこの金額で管理運営していかれるのかどうか。本当に精査してやったのかどうか。あの除草をこれでもう既にきのうおとといと私も行って見て、中へ入っちゃいけないというから入らないでは見ていますけれども、かなりの除草がもう出ています。そんな中でこれで運営していかれるのかどうか、そこら辺のところはどうですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今現状管理していただいている道の駅のほうでも、大分月のサイクルとかではやるべきことがはっきりわかってきて、大分軌道に乗ってきたというようなお話も聞いてきているところでございます。

除草については御指摘のとおりかと思いますが、今まだ芝がしっかり育ってきていないような状況もございます。芝がしっかりしてきますと、芝刈り機で草を刈るとかそんなようなことで雑草の生育も若干抑えられるのかなというふうに考えてございます。

これは積算資料ということで、今年度についてお示しして契約をした金額でございます。
この状況を見ましてまた次年度以降の管理料については検討していくと、そういうことにな
ろうかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 芝についてはこれからの問題だからじっくりまた私も見させてもらっ
ていきますけれども。

それと中低木の管理、これ今回私も指定管理を道の駅あおきにやるという中で、ノウハウ
あるのかどうかという話を私かなりしていたつもりでございます。そういう中でこういう、
これから剪定とかいろいろなものについて、指定管理を受けたあの中でどんなふうに、道の
駅あおきの株式会社のほうでどんなふうに計画を立てていくんだというような、当然申請の
中にも出てくるかと思えます。運営方法の申請が出てきているはずだと思います。ですから、
そこら辺のところはどんな運営方法にしていくのかというのは、どんなふうに出てきていた
のかお教え願えないかと思えます。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 具体的に中低木についてどんなふうに行っていきますという
ような提案と申しますか、あれは現状の中ではなかったわけでございますけれども、道の駅
で直営で賄える部分と、ある程度専門家にお願いしなくちゃいけない部分というのは出てく
るのではないかなど。

例えば遊具の点検の委託料も見ておりますけれども、自分で点検はできないと思えます。
そうするとやっぱりしかるべき業者をお願いをして点検をしていただくと。その辺の通常
の様子を見ていて、やはりしかるべき業者に委託をしていくとか、そういうことも一つの管理
の中だというふうと考えております。

そんなことで、自分たちだけで賄えない部分については委託に出していく、そんなような
ことも想定してございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 先ほどから出ておりましたけれども、指定管理を受けた道の駅あおき、
それなりの気持ちを持って、丸投げのないような方法の中で業務遂行していただければ
と思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅側は今まで経験ある管理でありますけれども、公園は確かに

っしゃるように初めてのことでありますから、私どもも取締役になっているというだけではなくて、行政としても深くかかわってまいりたいというふうに思っております。

それで管理費は、特にあづみの公園の云々と書いてありますけれども、いろいろの場所の数字をいただいて、基礎としてこの数字を出しております。それでわかりましたのは、やっぱりあそこは非常に草の種がいっぱい舞ってくる場所なんです。どこでもそうなのかもしれないけれども、先ほど課長が答えましたように、芝生がしっかり根を張っていないので、やっぱり雑草のほうが強いので雑草がどうしても、肥料もしっかりやっておりますし配水もしっかりしているものですから、どうしても雑草が繁茂してくると、しばらくは繁茂している状況であります。

それから、樹木も5年間と言われておりますので、5年間すれば支柱もとれますし根もしっかり張ってくるので、そうすればいいんですけれども、この数年間というのは芝生と樹木は今杓掛議員おっしゃったようなことをしっかりやっていかなければならないというふうに思います。

それからもう一つ心配なのは、やっぱり遊具なんです。遊具で事故があるということはあってはならないことでもありますので、私も行って点検といいたいでしょうか、自分でできることはやってみるんですけれども、3年間の瑕疵担保がありますので、その点北野を元請としていろいろ時々来て見ていただいておりますので、3者であそこはそれぞれの分担の中で管理を一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） ほかに質疑ありますか。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 杓掛議員のほうからも除草のことで話が出たわけですが、私も先日見たら、これはかなり雑草出てきているなというふうに思っています。

通常の田んぼの土手とかそういうのだったら除草剤駆除ということもできるんですが、あいったところはやはりお子さんが出入りするところなので、除草剤というのは絶対使っちゃいけないものだ。

その中で、先ほど杓掛議員のほうからも費用面で出たのですが、あれを年間を通して雑草を取り除くということは大変な労力が必要だと思うんです。タンポポなんかも次から次へと種が舞ってまいります。それから、今現在の食堂の横にある芝の部分ですが、あそこもかなりクローバー等がはびこってきて、だんだん芝の面積が少なくなっているような状態ありますので、その管理というものを本当に徹底してやっていくには、相当な費用というも

のが必要になってくるかなというふうに思っております。

道の駅のほうで前段の観光センター、それからこの公園という指定管理についてですけれども、観光センターのほうとしても本当にもうちょっと機能していただきたいなというのが私の通常思っているところでございますけれども、こちらのふるさと公園のほうも通常の管理は女性方がトイレの掃除なんかしておられるが、実際の管理、これから年間通しての費用というものが相当かかるとは思います、その辺のところはどう考えておられるかお聞きしたいんですが。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今御指摘がございましたけれども、4月から管理がスタートしてまだ2カ月、3カ月ですかね、というところで村も協力しながら、様子を見ながら、助言をしたりあるいはマンパワーで協力できることはしたりしている状況でございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、1カ月の例えばサイクルの中ではやるべきことが見えてきて軌道に乗ってきたというようなお話もいただいております。これを1年間繰り返し、1年のサイクルの中でどこに問題があるのかとか、どこがどうなのかということもしっかり検証しながら、また次年度以降の、何ていうんですかね、管理に生かしていきたいと。ことしについては今申し上げましたとおり、お願いもしておりますけれども、村も一緒に入って助言などしながら進めているという状況でございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 片田課長のお答えはわかりました。

それから工事中ですけれども、水辺公園のところが大分アオミドロですとか、そういったのが非常に出てきて、ああいうところへ子供たちが入ったりすると転倒する危険が非常に多いと思うので、あの辺の管理もきちんとやっていただいて滑らないようなふうに通常やっていただかないといけないなと思っておりますが、その辺のところもひとつよろしく願いします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 水辺ふれあい広場につきましては、御承知のとおり浦野川から水を引いている用水というような性質もございまして、水道の水とは違いましてやはりアオミドロが出てきたりですとか除草した草がつかかっているとか、そんなようなことで、ごみの処理なんかについては道の駅のほうでも小まめに対応していただいているところでご

ざいますが、今申し上げたとおり、水につきましては川の水を利用しているというようなことで、滑りやすくなっていますというような注意喚起の表示等もしているところでございますけれども、一方で、例えばカワニナみたいなものが生息していたりですとか、カニがいたりですとか、ドジョウがいたりですとか、そういうような、何ていうんですか、自然をそこでまた一つ味わえるような場所にもなっているかなというふうに思います。

危険については十分注意喚起をしながら、自然の川の姿というか様子なんかをあそこでまた体験してもらうというような施設としても活用していただければなというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

金井議員。

○1番（金井とも子君） 宮下議員のほうからもおっしゃられておりましたけれども、今の親水公園ですけれども、やはり自然の川の水ということで、そういったこともありまして、うちの孫なんかこの間行ってはだしでちょっと遊ばせてみたんですけれども、オタマジャクシがいたり大変子供が喜んで、いい場所だなというふうに思います。

ただ1つやはり気になるのは、自然の水ですので上流のほうでいろいろ変なものを流したりすることがあるようですので、その点について特に注意をしていただきたいと思います。

また、はだしになったりしますので、危険物、そうですね、ガラスの破片とかそういったものの管理もしっかりやっていただきたいと思います。

それから、この積算の資料の中ですけれども、ドクターヘリの、何ていうんですか、来た場合の手数料といたしますか、人件費みたいなものとか、それから、やはり冬なんかは除雪もしなければいけないと思うんですけれども、そういうようなものがこの中に入っておりませんので、また補正等で考慮していただけたらよろしいんじゃないかと思えます。

○議長（小林和雄君） それについて答弁は。

○1番（金井とも子君） 答弁もしお願いできたら。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ドクターヘリは、原則ドクターヘリがおける前に消防署の方々が来て全部安全確認をしておりますということになっております。もちろん道の駅のほうでも協力できるものは、放送とかですね、そういうものはいたします。

それから、除雪なんかは機械を道の駅は新しく、今までよりはちょっと大きいものにしたりにして、そういうことも態勢を整えておりますけれども、また必要になりましたら改めて議

会のほうにお願いすることがあるかもしれません。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

7項め、終了します。

8項め、平成27年度青木村一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑のある方。

杳掛議員。

○3番（杳掛計三君） 補正予算専決で今回地方創生関係のやつだと思います。ちょっと私が勘違いしているかもしれませんが、よろしくお願ひします。

この間の全員協議会するとき、計画書を担当者さんの説明いただいたわけですが、この中の2ページの中で一番下のDの欄ですか、字小さくて私も読むの嫌だったんですけど、国の交付金活用先民間企業などの協力が得られ、生産者、民間企業、行政が一体となって地域農業商社設立に向けて基盤整備をするということ、これがまず1つと、もう一つ、4ページですか、キッチンカーが900万と書いてありますが、キッチンカーの900万、これ今度の予算かどうか私間違っているかわからないということをちょっと聞きますけれども。それともう一つ、その下の生産規模拡大のための300万の生産基盤整備、この3点について、もし間違っていればほかの場所で聞くようにいたしますけれども、お聞きをします。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 申し上げます。

28年度の一般会計の補正予算の中身になるかと思っておりますので、今回の専決では入ってございません。

○3番（杳掛計三君） はい、わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

8項め、終了します。

9項め、平成27年度青木村一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑のある方。

よろしいですか。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） すみません、林業費でございます。

負担金補助及び交付金九百何万の減額補正かかってきております。当初予算はこれどのくらいだったんですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 申しわけございません。ちょっと今予算書、予算の額確認させていただきます。申しわけございません。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 私よく見たら当初予算1,062万9,000円の森林造成事業補助金と下の樹種転換について397万8,000円かと思います。

今回補正で合計でこれだけのものをこれだけの減額補正というのは専決でやるべきだったのか、それとも3月補正の中で見えなかったのか。これは今回ちょっと一般質問でありましたけれども、今までの県の事業のやり方の中でこれをやらざるを得なかったのかどうか、そこら辺のところはどんなふうに思いますか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 事業主体であります信州上小森林組合も年度内に、何ていうんですかね、成果を上げるべく努力をしてきていただいたところでございますけれども、3月末日まで頑張ってみたけれども、先日お話ししたとおり、不在村者が多くて当初予定していた施業箇所の森林所有者への取りまとめに多くの時間を費やしたということでございます。

また、森林組合から文書でいただいておりますけれども、森林造成事業の仕様の確認及び作業実施後県の申請の見送り等があって、27年度を予定していた計画数量の一部を変更させていただきますというような文書をいただいております。

そんなことで、なかなか県自体も全体で申請を見送ったというようなふう聞いてございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 事情は大体わかるような気がしますけれども、できたら3月補正の中で本当は減額補正すべき事柄だったと思うんです。

それともう一つ、鳥獣害対策事業の補助金ですけれども、補助金が来なくなったから一般財源化した中でやっていくということですが、これからの計画と、あとどのくらい残

っているのか、そこら辺のところを具体的に。

○議長（小林和雄君） 奈良本農業振興係長。

○建設産業課農業振興係長（奈良本安秀君） 平成27年度末時点で延長にしまして4万2,550メートル設置が完了しております。進捗率にしまして82.6%でございます。

今後については、主にですが、当郷地域それから入田沢地域を設置ができれば、おおむね村内全域がカバーできるものと計画しておりまして、それを完了するまでにはあと2年から3年の月日がかかるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

片山議員。

○4番（片山順雄君） 14ページの総務管理費、目企画費の報償費の関係、たしか地域おこし協力隊の話だったような気がするんですけども、もし違ったらあれですけども、お聞きしたいことは地域おこし協力隊の予算が減額されているというところでございます。それで、どうして減額になったかということと、地域おこし協力隊の今の現状の活動状況とかそういったことを御説明をちょっとお願いできればと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） では、お答えします。

報償費の100万円の減額ですが、お給料に係る部分ではなくて、導入1年目ということで例えば活動先へのお礼ですとか、受け入れていただいた謝礼等を予算ベースで多目に見込んでございましたので、年度末における減額となっております。

それと、地域おこし協力隊の活動内容でございますが、平成27年4月採用の3名につきましては、雇用形態のない御自身の、何ていうんでしょう、村づくり、青木村を手伝う活動をされていまして、1名につきましては5月中に体調を崩されて退任されたということです。もう1名につきましては、村の臨時職員ということで道の駅あおきに委嘱をして道の駅あおきに関する活動をされているような状況です。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） そうすると現状は3人ということですか。それともう1人何か採用する予定だというお話が3月議会にあったような気がするんですが、その辺はどういうふうになっているか。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） おっしゃられるとおり、5月24日付で退任届が
出されました。現在3名です。

28年度予算に1名の採用予定でございますが、各課の職務の内容ですとか村のほうでど
んなことに取り組んでいただきたいかということは今検討しておる段階ですので、採用につ
いてはもう少し先になろうかと思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） その下の14番に賃借料30万減額になっております。これも地域おこ
し協力隊というような説明があったかというふうに思いましたが、再説明をお願いいたしま
す。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、地域おこし協力隊導入初年度ということで、住宅の借り
上げ料について1カ月当たり5万程度を想定してございました。実際に借りられた住宅につ
いてはそれより安い価格でお借りできましたので、年度末において精算の減額となってござ
います。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 農林水産業費の畜産業のところですけども、繁殖和牛購入費それか
ら乳用育成牛購入費ということで130万、120万ということで減額になっているんですが、
これは今青木村の中の現状はどうなっておるのか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） こちらの仕組みについて、まず改めてお話ししたいと思いま
す。

村のほうで予算化をして、購入の希望のある方にこちらの村の繁殖和牛の基金を使って購
入資金をお貸し出しをして、牛が売れたときに返していただくというような仕組みでこれ動
かしているものでございまして、今回返してもらって入ってくるものがもう計上されており
ます。これも予算の段階でJA等に確認をしまして、27年度何頭ぐらいの導入の予定ござい

ますかねというようなことで確認をして予算どりをしたわけですが、現実的にはこの制度を使ってお買いになった方がいらっしやらなかったということで、減額をさせていただいたということでございます。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） かつてはかなりの農家の方がおったわけですが、ここ数年どんどん減っている状態にあると思うんですが、今どんなような状態になっていますでしょうか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今繁殖牛に携わっている方が2軒になりましたですかね、これで。あと酪農、お乳が1軒、そういう状況だと承知しております。

○議長（小林和雄君） ほかにございますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 宮下議員と関連の内容でありますけれども、28年度の予算にも関連してくるわけでありまして、28年度予算だけをちょっと私は申し上げたんですが、非常に寂しい思いでございます。従来の畜産業の形を見てもう全くなってしまったというようなことでありまして、毎年こういうような金額が出てくるわけです、ここに。これは、平気でやっばりのつけてというわけにいかないと思うんです、私は。きちんとやっばりここへのつけたからには、きちんと実行するなり、あるいはまた増頭をするなり、そういうようなやっばり努力は青木村として考えるべきだと思いますよ。

青木村の今の農産物を考えれば主体は米ですが、そうではなくて、やはり今こういう時代でありますから、畜産をもうちょっと研究をしながら増頭対策を進めていくべきだということふうに私は考えておりますが、お伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 農業、工業含めて大変若い人が少なくなりまして、後継者もいなくなつた。そういう中で行政は何をすべきか、できるだけことはやっていかなければならないと思いますし、新しい試みもしております。

畜産に関して新しい試みとして、最近、残念ながら亡くなられた方の牛舎があいておりますので、そこを使ってくれる人がいないか、あるいは県内でもよそから来てもいいですが、ということをやしまして、現地まで見ていただいたこともございます。

そういうようなことで、新しくやる、全てゼロからやるということじゃなくて、そういうものを活用してやっていただくことも一つの方法だということで、県等の御協力をいただい

てトライをいたしてございます。

なかなか予算したものが消化されていないじゃないかという話でございますけれども、私どもがこういうふうにやったらというふうなところもなかなか、皆さんお年を召されてきたり廃業したりする中でなかなかうまくいきません。

ただし、若い女性が1件、研修してきた後自分も含めて家族でやっているというのが新しい希望の芽でありますけれども、畜産業含めて農業もそういった視点で一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 労力的にはそんなに大変な労力ではありませんし、昔の経過を考えましても、いろいろ考えてみればやはり畜産業ももう少し見直してもいいではないかというふうにも私は考えているんですよ。そんなことも含めて28年度の予算の中にもしっかりと盛っておりますから、それを十分に使い切るような、そういう施策をお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 答弁よろしいですか。

○9番（堀内富治君） はい、いいです。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） ただいま堀内議員のほうからも畜産業の振興というお話が出ましたが、先ほど片山議員のほうからも地域おこし協力隊1名募集云々というお話があったわけですが、もう1名募集するときには例えばそういう畜産業に携わってくれるような人を募集していただくとか、北海道なんかはかなり都会から行って畜産業に励んでいる皆さんがいるというふうに日ごろ聞いておりますけれども、そういうような方向で、農業の振興で畑でものをつくるとかそういうこともですけれども、畜産業の振興で、村長も今言ったようにあいている畜舎があると、そういうところを活用してくれるような地域おこしの方を募集してみたらどうかと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど担当係長のほうから新しい地域おこし協力隊の募集の考え方について答弁申し上げました。村の課題、一番喫緊の課題についてというふうに考えております。農業がいいか工業がいいか、どういうものでもいいかもう少し必要性を議論してから決めてまいりたいと思っております。

地域おこし協力隊に限らず、畜産に限らず、若い人たちが来ていただく方策いろいろありますので、その中で今の御質問はやってもらいたいと考えております。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。

金井議員。

○1番（金井とも子君） 13ページの19諸収入、雑入のことですけれども、028の危険家屋解体費立替受入金というのがありますけれども、これについて御説明をお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） この危険家屋解体費立替受入金でございますが、これは昨年27、26年の年度末におきまして、青木地区の1軒の危険家屋につきまして、御本人等との相談の中で村で一時的に解体をさせていただきました。その関係の費用、また昨年6月にはその方所有の土地の抵当権を設定させていただきました、抵当権費用として両方で269万1,751円ということで、その数字につきまして村で立てかえておりますので、それを順次当人から納めていただくようにということで雑入のほうに計上させていただきました。

以上です。

○議長（小林和雄君） 金井議員。

○1番（金井とも子君） これは未納金というか未収入で繰り越しになる予定なんでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） これにつきましては契約してございますが、当人も生活困窮でございまして現在では月5,000円を入れていただくという話の中で進めております。なお、27年度につきましては収入はありませんが、28年度から何とか入れさせていただいている状況でございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 25ページの教育費のところでございますけれども、2点ほどちょっとお聞きしたいんですが、臨時雇人料40万、これスーパーバイザー分というふうにお聞きしたいんですが、もう一度ちょっとこの点を御説明いただきたい。

それから、その下の私立幼稚園の就園奨励補助金の件ですが、今何カ所ぐらいの幼稚園に対応しているのか、その辺ももうちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず臨時雇用人、インクルーシブ教育システムのスーパーバイザーについてお話しします。

スーパーバイザーというのは、大変な困難事例の指導あるいは先生方の専門性向上のために指導をしてもらう外部の講師のことです。

予定していたのは元教員であった先生をお願いしていたところなのですが、実際予定よりも数少なく、それで効果が上がったので、それで今回の減額ということになりました。

その少なくとも済んだ理由というのは、1つは圏域障害者支援センター、外部ですね、との連携ができたり、通所療育施設蓮の音こども園、そこの連携ができたこと、上田養護学校の先生を指導をお願いできたこと、そういう外部との連携ができたことと、もう一つは小学校の先生全部と中学校の代表の先生で東京都の日野市を視察したり、それから新潟県上越市の春日新田小学校という先駆的な学校をみんなで行ってきて、先生方の専門性が向上できたということが主な要因でありました。

その結果、3年間の研究で大変効果がありまして、ことしの3月には信毎に記事で載せていただきまして、現在県教育委員会の教育委員さんたちが視察をされました、インクルーシブの。それから、来月には新しい県原山教育長やそれから文教企業委員の県議さんたちが視察をされることになっています。青木村と岡谷市しかインクルーシブ、研究していませんので、しばらくはこういうふうに全県のトップに立って、こういう効果があるよということは今後もお話ししていくと思います。

それから、2つ目の私立幼稚園奨励費ですが、現在3件で3人が該当ということになっております。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 今の新聞ってこれの、この記事のことですか。

○教育長（沓掛英明君） それです、そうです。

○2番（宮下壽章君） これのことですね。

この新聞の記事読ませていただいても、非常に青木村の取り組みというのは模範になるような取り組みされていると思います。どんどん今後とも引き続きお願いしたいと思います。

それから、私立幼稚園のほうですけれども、これは認可された幼稚園もありますし不認可の幼稚園もあるかと思うんですが、その辺のところの境はどうなっているか。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これは前、沓掛議員からも実は質問があって回答した部分ですが、私立幼稚園の奨励補助金は、青木村については全員について支出をするというふうな考え方ではなくて、青木、上田の幼稚園、上田ですね具体的には、上田の幼稚園に行った場合、保護者の負担が青木の保育園に出すよりも高くなる場合のみという限定であります。そういう限定もかけておりますし、さっきのインクルーシブもあるんですけども、できるだけ青木の保育園で丁寧に指導をしたお子さんがそのまま移行支援を丁寧に小学校に行って、スムーズなスタートが切れるという事例が大変多いですので、私どもとしては青木の保育園に行つてほしいという強い願いがありますので、現在県の要綱の中には認可幼稚園という内容が入っていて無認可は対象ではないということも含めて、無認可を対象にするというのはしばらくはないかなと考えております。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 青木村の教育は保小中一貫ということでやっておりますので、できるだけ上田市内のほうの、青木村の中には幼稚園というものはございませんけれども、皆さん上田の幼稚園へ行くと思うんですが、なるべくそういった引き継がれていく、保育園から小学校、小学校から中学というような保小中一貫教育をやっておりますので、なるべく村内の保育園を活用していただくように日ごろから対応していただければありがたいと思っております。

答弁は結構です。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

[発言する声なし]

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

9項め、終了します。

10項め、平成27年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。
質疑のある方。

よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

10項め、終了します。

11項め、平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算の質疑に入ります。
質疑のある方。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） この説明ですが、繰り越した説明、もう少し詳しく教えていただきたい。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） この繰り越しの明許費の関係でございますが、殿戸地区の配水池電磁弁設置工事によるものでございます。

この殿戸地区の原水につきましては山間部の頂上部の岩から湧水を利用しておりますが、今年度も2月にはかなりの雨が降りまして、その雨天でも色合いの影響が出てきておりました。その関係で、色度濁度の関係で異常を来しておりましたところ、その間地域の住民の皆さんには節水の御協力をいただいているところでございます。

なお、この問題につきまして、以前よりは雨の降るたびにかなり濁りが出るという問題の中で、今回この整備配水池につきましては、自動式の色度濁度の異常時には配水をストップし配水池には水を入れられない仕組みにするということで、安定供給の分を3日ほどもたせて何とか回復しようというものでございます。

なお、これにつきまして、事業が今後ことしの梅雨入り前には何とか完成させたいということもございまして、これにつきまして3月発注の5月までという工期の中で施工するものでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 殿戸の水自身の出ているの、私も知ってはいますけれども、通常雨降って濁るはずの場所じゃない。ですからあの沢をずっと上ってきて川沿いに走っている管があるから、そこの管の亀裂とか、そういうことは考えられなかったですかね。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 現状濁りのある時点で原水の頂上までも担当が行きましたが、そこでもやはり不透明ではないような状況でもございます。当然その管路につきましては、埋設の部分もありますが、表設の部分も現時点で目視ですが見た限りそのような影響はちょっと見受けられなかったものですから、詳細部までの調査はしておりませんが、一番は配水池で何とかとめてしまうということで今回の施工に至っております。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

○3番（沓掛計三君） わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

11項め、終了します。

12項め、平成27年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 5ページの歳入でお願いしたいと思います。

款1の保険料でありますけれども、第1号保険者の保険料ということでございまして、マイナスの313万1,000円ということになっておりますが、ここの内容については現年度分の特別徴収と普通徴収があるようでございますが、この辺の内容についてお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 主な考えられるものとしましては、当初におきまして今回10段階の介護保険料を設定してございます。なお、その関係で標準以下の第1から第4段階につきましては当初677人を見ておりましたが、経過の中で711人ということで軽減措置される人がふえてきたということが主な要因かと思われま。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

11項め、終了します。

12項め、平成27年度青木村介護保険特別会計補正予算の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

12項め、終了します。

13項め、平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 2ページお願いします。

歳出なんです、納付金が240万円ほど減ったということなんです、その要因というのは何でしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 後期の納付金の関係ですね。すみません。

これにつきましては、後期高齢者の医療費の関係が、給付が少なくなったということが主な要因かと思えます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 例えば対象の人員が少なくなったとか、今課長おっしゃられたその納付金が少なかった、だから自動的に減ったというようなことなんです、ということは疾病にかかった人も少なかったという意味ですかね。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） これにつきましては、広域連合のほうから毎年毎月請求があり納めているわけですが、広域ですので県内全域の中で、広域の中で対応した金額が算定されていると思います。

やはり具体的な要因につきましては、昨年度の分にしましては医療費の給付が少ないというふうに想定しておりますが、具体的な内容につきましてはこれから精査をするところでございます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

それでは、13項目終わりましたので討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり採決することに賛成の方の挙手願います。

[挙手全員]

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

それでは、ここで45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（小林和雄君） それでは、議会を再開します。

◎報告第2号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、報告第2号 平成27年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 1ページの事業報告書の中にあります土地造成事業、それと8ページにあります、上のほうですが同じく望岳及び駐在所土地ということで詳細な説明があるわけなんです、今まで民対民で契約していたかと思うんですが、それを今度は要するに開発公社が中入ったというのはどういう経緯があったのか、どんな目的があるのか、どんなメリットがあるのか、その辺お尋ねします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 当該用地につきましては、従前から土地開発公社が仲介しまして農地の所有者へ、使用者である望岳さんから土地の使用料をいただいて農地の所有者にお金をお支払いしているという事務を行っていたところでございます。それが、農地の所有者のほうから土地を手放したいということで御相談がございまして、そのまま公社で一時的に購入させていただいたと、そういった経過でございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 望岳さんの利用した土地とそれから駐在所の用地なんです、駐在所の用地というのは県の予算で県がやるのかなと思ったんですが、村はあれですか、開発公社が取得をして貸せるという意味ですか。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今現在の話をしますと、現駐在所なる土地は個人の所有、それを青木村が中間に入りまして警察署のほうへ貸しているというのが今の状況なんです。今回この土地開発公社の中で案件で上がっています内容については、所有が現在土地開発公社になっておりますので、その分村が開発公社から購入という形になると思いますので、こういう計上をさせていただいてあります。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。

あと、面積とか単価はあるんですが、単価を決めるのはどういう形で決めたのか、不動産鑑定士さんが中へ入ったとか、あるいは相手の希望で折衷案的に決めたのか、その辺のいきさつはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） この土地の中身が、駐在所につきましては先ほど建設課長のほうから答弁したとおり地主さんに売った経緯がございますので、そこら辺の単価を参考とさせていただいてここに計上してあります。

○議長（小林和雄君） 山本議員、いいですか。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 6ページに未収収益で189万3,957円がございます。それで付属明細の（3）に書いてありますが、昨年まで誰なのかということがなかったと思いますが、今回ここに3名の方出ております。金額的に見るとかなり大きい金額であるので相当前から未納が続いていたと、このように思われますので、まずは現在の状況についてまずお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 未納の土地代でございます。当人とのお約束の中で現在分割で月幾らというような形で納入をいただいているという状況でございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） そうしますとこの金額から推すと大分先までかかるという見通しでしょうか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） この方の今後の生活状況等にもよりますけれども、現状でいきますとまだもう少し時間がかかるかなというようなことでございます。話し合いを重ねる中で早期に完済といいますか、入れていただくということを都度お願いをしているところがございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 監査報告の中にも審査の結果の中に早期収納に向けて根本的な検討を願いますと、大体毎回こういう審査意見がついております。これ10年も20年も、今具体的に幾らという数字が出ていませんでしたので、189万3,000円が状況によっては延滞利息とかそういうものも加味してくると、なおふえていくではないかと。そうすると、どこかで法的な手段に出なければいけない場面も考えられますが、開発公社として健全な経営をしていく上で、そういうようなこともちょっと危惧されますので、今の審査の結果を踏まえてお考えをお聞きいたします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 現状こちらの土地に生活というかお住まいになっていたりというようなこともございまして、現状ですぐにというようなことがなかなか今までできていなかった部分もございます。そんなことで今監査のほうでも指摘をいただいておりますので、理事会等で相談をしまして対応をしていきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

よって、報告第2号 平成27年度青木村土地開発公社事業報告については、原案のとおり

承認されました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 報告第3号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

よろしいですか。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

よって、報告第3号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）は、原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 報告第4号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村簡易水道特別会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

よって、報告第4号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告については、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 議案第1号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第1号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 議案第2号 平成28年度生活基盤耐震化施設等交付金事業に伴う市之沢浄水場設備工事の請負契約についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、議案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第2号 平成28年度生活基盤耐震化施設等交付金事業に伴う市之沢浄水場設備工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第3号 青木村浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託契約についてを議題とし、質疑に入ります。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 財源を含めてもう一度御説明をお願いします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の青木村浄化センター機械設備等の委託契約の件でございます。

これにつきましては、浄化センターの長寿命化計画に沿いまして、耐用年数が経過し老朽

化した設備を平成28年度から29年度にかけ更新するものでございます。計画におきましては、揚水設備、受変電設備、水処理運転設備などでございます。

なお、この契約方法につきましては随意契約でございます。この随意契約に関しまして、今回の地方共同法人日本下水道事業団につきましては、この団体につきましては、日本下水道事業団法に基づく地方共同法人で国交省の認可法人でございます。多種にわたり高度な技術を要する事業でも多くの実績があり、村の長寿命化計画の策定にもかかわっておりまして当施設の細部まで熟知しているところでございます。工事は発注から完成検査までを一貫して確実に代行できる機関でもございまして、今回、日本下水道事業団に業務を代行することを決定したところでございます。

なお、財源につきましては2分の1が国庫補助となっております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 地方自治法には契約という項目がありまして、御案内のとおりなんですけど、ちょっと読みます。

「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」というふうになっています。

一般競争入札ではなくて指名競争入札にできる場合というのは、地方自治法施行令の167条で一般競争入札に適しない場合あるいは一般競争入札にすることが不利な場合は指名競争入札でいいと。それから、次に随契にできる場合ですが、これもやっぱり施行令にありまして、一般競争入札あるいは指名競争入札に適しないというようなものについては随契でもいいですよ。それとあと金額的にその地方公共団体が規則で定めた額を超えないこと、一般的には地方自治法では130万円と書いてありますけれども、そんな中で、じゃ随契にしたという、そのどちらのほうを選択したんでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今議員さんがおっしゃられたとおりでございます。

なお、今回この随意契約に際しましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により運用してございます。その内容につきましては、不動産の買い入れまたは借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工など、使用させるために必要な物品の売り払いその他の契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものをするとき

ということでございます。この項目によりまして随意契約とさせていただきました。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 文言では競争入札に適しないという抽象的な文言なんです、具体的にどういう面が競争入札に適しないんでしょうか。

○議長（小林和雄君） 若林上下水道係長。

○住民福祉課課長補佐兼上下水道係長（若林喜信君） まず、今回提出させていただきました議案の中にも書かせていただいておりますけれども、契約の目的ですね、青木村浄化センター電気設備工事その4というふうに書かせていただいております。この「その4」というのは、現在の青木村の浄化センター、建設当初からの工事の流れの中でその4ということで、これは事業団のほうの名称になります。

この辺のところからも読み取れますように、当初の設計からの基礎資料も含めた中で事業団のほうでは全て完備されていると。また、これに伴います会計検査も村と同等の位置で語っていただける、そういったところを含めまして事業団での契約が有利だというふうに判断いたしましたのでお願いした次第です。

以上です。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 当初の事業を下水道事業団にやっていただいたということで継続して後もやっていくのが有利だというふうな今説明だったと思うんですが、そうすると、最初にもう契約してつくってもらえば、その業者に施設を更新しない限り半永久的に委託していくと、こういうことになると競争原理が働かないので、それと当村、小さな村で本当に職員が少数精鋭でそれこそ内野も外野も守るくらいの仕事を頑張ってもらってやっています。その中で下水道の専門家はいないわけなんです、だから安いのか高いのかという判断もできませんし、品質がいいのか悪いのかということの判断もできない。もう言いなり、はい幾ら幾らですと、ああそうです、さようでございますかというふうに、私はなりかねない、やっぱり競争原理を働かせるというのが私は基本だと思うんです。競争入札に適しないというような判断のほうは、それはいろんな判断の仕方があるんでしょうけれども、その辺どうでしょうか。私はどうもいまいち競争入札にすべきだと、全てのいろんなことにおいてどうしてもこれはできないというのは別ですけども。

例えば上田市さんなんかの場合は、もう30万以上は全部一般競争入札をやっているそうです。青木の場合は、地方自治法で言うところの130万でもよろしいかと思うんですが。だか

ら、5,000万円も超すようなものを随契でやる。それを本当に今言ったように品質だとか単価だとかというのをチェックする方法もないという中で、下水道事業団を信用するしかない。それは、かつていろんなお役所においてすごい専門知識を持ったすばらしい方がいっぱいいらっしゃる、決して天下り先なんていう言葉は使いませんが、そういった中では、値段も高いけれども品質もいいものをつくってくださるだろうなというふうには推測はできます。

でも、あくまでもやっぱり競争原理を働かせるというのが、税金でこれやるわけですから、民間の企業でしたらどこへ頼もうが全く関係ありませんけれども、あくまでも税金でやるわけですから、少なくともその努力はすべきだと思うんです。

四千何百人の村でもって限られたスタッフの中で、それを例えば一般とか指名競争にすると、うんと労力的に大変だと思うんですよ、後々も。その辺を含めて村長どうでしょうか。私はそういう努力をして、結果としてはやっぱり随契ですってということならまだわかるんですが、もういいや、最初からじゃ事業団にもう丸投げしちゃえと。それで、事業団がじゃ全部自分で工事をやるかという、私はよく定かではありませんが、多分御自分ではやらないでまた事業団がどこかへ丸投げされるのではないかと、こんなふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 山本議員には日ごろから競争性についていろいろ指摘をされております。当然私もそのとおりだと、原則的にはそのとおりだというふうに思っております。

私もこれの予算をとってさあどういうふうにしようかという相談を受けたとき、競争性をするための発注方法を検討するように言いまして、それをさせていただいております。しかし、一番は青木村の場合には技術屋さんがないんですよ。今安いかいいかという判断とおっしゃいましたけれども、私どもこれを見ても正直言いましていいか悪いかわかりません。そういうような行政のかわりをしていただくのがこの事業団だというふうに私は理解、形成の成り立ちとか法律の位置づけからそういうふうに思っております。

もう一つの難しさは、新規のものをつくるということではなくて長寿命化ですから、先日図面をお配りして説明をさせていただいたように、部分部分、パーツパーツのチェンジになるわけです。ですから、しかもなおかつ下水道ですから、1秒たりともとめることなくこれをやらなければならないという難しさもあります。

そういうようないろいろありまして、競争性が必要だということは十分承知しております。それからもう一つは、補助金の申請だとか、あるいは会計検査を受けるとき、役場の職員

ではなかなかこれを説明できないところもありますので、これは事業団がかわりにやっただくということも、お願いをしてかわりにやっただくということもありますので、そういうことを総合的に考えると、競争性も大事でありますけれども、確実なものをつくるというためには今回の方法をとらせていただいたわけであります。

当然競争性を否定するものではありませんけれども、できるものは競争をすることですけれども、今回の場合は今言ったような理由で随契とさせていただいております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） こういった大きな事業をできる会社というのは限られていると思うんですけれども、日立さんですとか、そういった日立グループとか結構ほかにも何社かあると思うんですけれども、何らかの方法で今後そういったことも視野に入れてほしいなど、もう最初からそっくり随契だというんじゃなくて、やっぱりこの規模の村でもどこまでできるのか考えていただいて、結果としてこうなったというなら、私はそれはそれでまたしようがないと思うんですけれども。そうでないともう何か、本当に税金を使うのに何か、しかもこういう大きな金額ですから特にそういう点は今後配慮していただいて、何らかの形でとにかく随契ではなくて少なくとも指名競争入札ぐらいにはしてほしいなど。

例えば上田市さんなんかの話を聞くと、一般競争入札にしたら、これはごく世間話ですが、水道屋さんの前での水道がパンクしちゃったと。それでやったらとにかく問題があって、そうしたら同じ市でも一番外れのほうの市の業者さんが来てそれほど時間もかからないでやったというような、何かそうするといろいろもっと合理的じゃないなど。

ライフラインですから当然業者の組合さんと村がいろんな緊急時、地震とかあるいは大雨とかいろんなときのためにいろんな契約はして、とにかく対応できるようにはやっていると思うんですが、そういうふうなこともあるから、何でもかんでも競争入札するという意味ではありませんけれども、ケース・バイ・ケースなんですけれども、少なくともそういうことは考えてやってほしいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 長野県でも何代か前の知事のとくに、競争性ということでゾーニングだとかあるいは県内県外だとか、そういう枠といいましようか、壁を取り払ってやった、その結果非常に粗雑のものができたというふうに聞いております。私も身近でそういうことを経験してございます。しかもこれだけのお金をかけて、しかも1秒たりとも休止できない工事でありますので、今回はそういう方法をとらせていただいたわけであります。

法律が求めるところは山本議員がおっしゃったとおりでありますので、今後もそういうことを意を用いてまいりたいと思います。

○10番（山本 悟君） よろしくお願ひします。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 質疑でいろいろお尋ねしましたけれども、実際の現場の問題としては事業団さんにお願ひせざるを得ないのかな、それが一番現実的な対応かなというふうには私も思うんです。

そんな中で、条件つき賛成という討論はないと思いますけれども、気持ちの中では、今後いろいろほかの競争相手とか少しでもコストを安くとか、そういったことを努力していただくことを期待し、条件つきというのはおかしいかもしれませんがともということで賛成討論をいたします。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかに討論ありますか、賛成討論。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第3号 青木村浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第4号 寄附採納についてを議題とし、質疑に入ります。
質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第4号 寄附採納については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 議案第5号 平成28年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、
質疑に入ります。

質疑のある方。

杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） すみません、先ほど間違えた質問をいたしましたけれども、先ほどの答弁
のほうよろしくお願ひします。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員、ちょっともう一遍、具体的に。

○3番（杓掛計三君） そうですか。はい。

この間の全協の中で御説明あった件ですけれども、2ページの交付対象事業の構造的なものの解決理由という中で、地域農業商社設立に向けて基盤を整備するという項目と、それと4ページのキッチンカー900万というやつ、これもそばを中心に動いているようでございますけれども、この使用頻度、目的、どうなのか。それとその下にある生産拡大推進事業の300万ということで、生産基盤の整備等をするものということですが、この3点がどのような考え方をもって今回の補正また長期計画のほうへ出てきたのかどうか、この3点でございます。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） では御説明します。

今回の地方創生推進交付金につきましては、ただ単に1つの事業を単発のを行うのではなく、連続性を持った雇用ですとか人口対策、ある程度成果を求める形で計画をつくりなさいというのが基本的な国のスタンスでございます。

実施計画書につきまして、地域商社等の設立を目指すというような表記があったんですが、何年後かには雇用を生むような地域商社を目指そうという形で表記させていただいてございます。この内容につきましては、内閣府から直接村のほうにこういう内容でやってはどうかというような助言がありましたので、それを受けての表記でございますので御理解いただきたいと思っております。

また、備品購入の中でキッチンカーということで1,026万円計上してございます。これは、よく露店で販売しますクレープですとかラーメンといった車の中で調理ができるタイプの車を購入するものでございます。車自体は300万から400万ですが、改造費、設備費等で合計1,000万程度かかる予定でございます。主にはタチアカネの試食を目的に各種イベントに参加したいということですが、移動道の駅ですとか移動直売所といった使用目的も可能ではないかというふうに考えております。

最後になりますが、作付面積の拡大に係る補助金ということで300万計上してございます。こちらにつきましては、機械の補助になるのか、作付を推進していくために何らかの助成を行うか、今後農政担当課と相談する中で進めたいということで、一旦は計画で計上してございます。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） なかなか作文でということですが、わかりました。

ただ、キッチンカーの中で、あれですかね、今言ったこれでタチアカネをある程度もとにしてつくっていますけれども、あの中でそば打ちできるのかできないのか。実質的にそのような車というとかかなり大きい車になってくるんですけれども、誰がやるのか。どういう人がそういうキッチンカーをイベントのところへ持って行って、誰が打つのか、誰がどういうふうにやるのかというなのはまだ計画の中にはない中で、今回こういうものを買うというような計画の中に入ってくるということですか。

それと、今の300万の補助ですけれども、荒廃農地ということで恐らく村長言われていますけれども、実際ソバつくっていくには小さい面積の中でもと言いますが、今転作田につきましてはいろいろな国からの補填がありますもので何とかやっていますけれども、荒廃農地、実際ソバつくって収益は上がりませんね。ほとんど上がらないと私考えています。あのソバをじゃ1俵売って幾らになって幾ら稼げるかといったら、多分無理だと思います。そこら辺含めた中で、どんなふうこれからタチアカネの振興を図っていくのかどうか、そこら辺のところをお聞きします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） タチアカネにつきましては、先ほど来というか、ずっとお話がありますとおり大変好評をいただいております、青木村のブランドとして確立していきたい、またその先が見えてきているかなというような評判をいただいているところでございます。ソバもただつくって売っているだけではただのソバでございますけれども、タチアカネということで何かこちらからもアクションを起こしていきたいと、そういった形の中で計画をしてきている事業でございます。

荒廃農地等の問題もございます。このソバを作付けることによって、それは食べていくことはとても困難かと思えます。ですが、ちょっと今補助の考え方もこれから精査していかなくちゃいけないわけですが、何もつくっていないところから、何も生まれないところから作付していただくことによって、ソバは幸い草も生えにくいというようなことで管理もしやすい作物でございます。何も生まれないところから少しでも生み出して、たとえ小遣いの1,000円でも2,000円でも1万円でも取っていただけるようなことでも考えられないかというようなことで、内部で検討して計画にしていっていただくということでございます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

○3番（沓掛計三君） もう一つ、キッチンカーの運用計画。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 先ほど車の大きさ等について御質問があったんですが、当然そば打ちに関しましては、何ていうんでしょう、その車に合わせまして屋外でそば打ちを見せるようなテント形式も含めた移動キッチンカーの中で、一つのイベントに参加できるような形を計画してございます。

また、どんな方が運用するのかというお話がありましたが、当然タチアカネのそば屋さんを初めとして、村内の障害者施設のほうから今後タチアカネに関する加工品を製造販売していきたいと、その中で移動、PRできる車も検討してくれないかというお話もあった中で今回の予算計上でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

片山議員。

○4番（片山順雄君） 今の沓掛議員の関連したことを、ちょっともう一度重複しますけれども御質問させていただきます。

まずキッチンカーの話ですけれども、まず1つ保健所の問題等は、今外で打ったりしてやることは、許可の関係はクリアできるのかということです。

それと、そばを打って、私自分のことでもございますけれども、そばを打ってそれをうでで提供するまでに相当の水の量を使います。その水の量を確保できないと、キッチンカーといえどもそういった対策がとれていないとそばを打って提供することはできません。ですから、そういった設備があるところとか、水の供給ができたりまた水の排水ができるところできないわけですが、やれる場所というのはかなり限定されます。そういうことも検討した上でこういうことが果たして実現できるのか、私はちょっとクエスチョンマークがございまして。

それと、先ほどこのキッチンカーによってそばのおいしさを実感してもらって、さあじゃその次はどうするんだというところですが、私はもしこれが実現できてそういったことができれば、私の持論ですけれども、青木村へ行ったらそういったそばを食べるところがたくさんあって、本当にそばのおいしい青木村だよというところを売り込めれば、これはいいかなというふうに思います。

それで、先ほど採算が合わないというようなことでお話がありましたけれども、以前青木村では約5トンぐらいお店とかいろいろで使っているという予想ですが、もし5トン食べるそばとして売れば、約4,000万以上の売り上げが可能だというふうに私は試算しています。であれば、その倍も売れば、もうちょっと力入れて10トンも売れば、ちょい1億近くの売り

上げになるというような、これあくまでも概算ですからこの数字が合うかどうかわかりませんが、そのくらいの数字にはなるんであって、あえて加工品をやるとかそういうことに力を入れるよりも、そういった現実を見たことの販売を目的としたことをしてもらいたいと、こういうふうに思います。

それで、個人的で申しわけないですが、お店をやっていると、信州そばはどういったものか、何か、本物のそばを食べたいんだというふうに言ってくる人がたくさんいます。これは本当に事実です。あちこちのお店に行って食べてみるけれども、そばってあんなものかい、こんなものかいという話を聞きますので、できればそういった地元の粉で、氏素性のはっきりしたそばで、そういったものを提供できる青木村としてそのそばを売り込めば、かなりの売り上げは見込めると思います。

であれば、そんなに収量を多く確保しようとしなくても、今の量で青木でそういったことを賄えれば十分採算も合うし、働く場所も確保できたりすることが実現できると思うんですけれども、そういったことの方で進めることはできないですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） キッチンカーについて今2人の議員から御質問いただきました。

キッチンカーでそばではありますけれども、その前に青木村の動く広告塔という御理解をいただければというふうに思います。まず、アオキノコちゃん入れたり横に張ったりですね、そこにとめた、そばをやりながらいろいろ青木村の観光・農業のPRをすると、そういうことも大きな目的の一つでございます。

それから、そばですけれども、普通の盛りのようにそれを1人前何百円で1枚ということではなくて、それよりもむしろわんこそば風に売って、青木村のたくさんの皆さんにそばを、旅行で青木村に来られるような範囲内のところに出かけまして青木村のPRを、あとそばのPRもしたいというふうに思っております。

御商売上のいろいろ御提案をいただきましたので、またいろいろアイデアをいただきながら実現をさせていただきたいというふうに思います。

その前に、ちょっとこの間もこの説明の際に申し上げたんですが、これの推進交付金は6月補正で予算化してあることが前提なんですよ。ということで、ですから今まではついたことを前提でいろいろお話ししてきましたけれども、これが村の6月議会で予算化することが初めて向こうで受け付けしてくれるという、今実現性を強く求められておりますので、そういう順番であることもあわせて御理解をいただきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 私は特に反対はしているわけではございません。できれば積極的な推進を図ってもらって、個人的ではございますけれどもうちのお店も繁盛すればというふうに願っていることも正直なところでございますが、やるに当たっては、どうのこうのということちょっと今私は申し上げてきた。自分の経験からして大変なことだと、これが本当にできるのかというところがちょっと絵空事みたいな感じで、もっと本当に、何ですかね、そういう現実的なことをもっとクリアできるようなことがちょっとこの文章から見ると足りないんじゃないかなというふうに思ったもので、できれば積極的に、今の村長申し上げていただいた広告塔みたいな形で全国各地を歩いてもらって、青木村をPRしてもらえればありがたいと思います。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、11ページをお願いしたいと思います。

農林水産業費の農業費でございますけれども、補正額が580万8,000円と、こうなっております。

12ページでありますけれども、説明の中で補助金としてこういう明細が記してありますけれども、009花それから野菜の栽培の施設、それからもう1点は経営体育成の支援事業補助ということでございまして、この経営体のほうにつきましては、トラクターだというふうにお伺いしておるわけでありまして、トラクターで県から30%助成だというふうに聞いておるわけでありまして、補正が580万8,000円のかったと、こういうことでございます。

この内容についてお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 奈良本農業振興係長。

○建設産業課農業振興係長（奈良本安秀君） 経営体育成支援事業の補助金の件の御質問だと思いますが、議員さんおっしゃいますように国の補助を使って、2つの経営体でございまして、農業機械に対する補助でございまして、1経営体はトラクター、もう1経営体は汎用コンバインの機械補助を得て補助金として支出するもので、補助率は先ほど議員さんおっしゃいましたように30%でございまして、

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 経営体の名前はおわかりですか。

○議長（小林和雄君） 奈良本農業振興係長。

○建設産業課農業振興係長（奈良本安秀君） こちらの経営体育成支援事業の補助金の経営体は、補助事業上は認定農業者に限定をしておる事業でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） いいですか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容的には、個人で利用するというふうに私は解釈をしておりますけれども、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（小林和雄君） 奈良本農業振興係長。

○建設産業課農業振興係長（奈良本安秀君） 認定農業者が対象者ですので、個人の場合もありますし法人の場合もございますので、個人に限った対象者ではございません。ただ、今回青木村のほうで挙げさせていただいた2つの経営体につきましては、1人が個人、1つが農業生産法人でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） どうしても個人の名前は言えないと、経営体の名前も言えないということですか。

○議長（小林和雄君） 奈良本農業振興係長。

○建設産業課農業振興係長（奈良本安秀君） そういうわけではございませんで、申し上げますと、法人は青木村機械作業受託組合、それから個人は認定農業者であります西沢明さんでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

○9番（堀内富治君） はい、わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 13ページの観光費をお願いいたします。

ここに13委託料と15、二地域居住者向けコンパクト住宅、この関係がございます。これは、このとおり都会の方が青木村にも生活拠点を持つと、こういうものということのようで

ありますが、まず観光費の中に入っていますので、この事業につきまして、いろんな事業あるんですが具体的にはどういうものをおやりになるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） こちら先ほど議員さんおっしゃるとおり、村のほうへ交流・移住を希望される方に対する施設ということで考えております。

具体的には、宿泊体験の住宅ということでございますので、この後ほかにも補正してございますけれども、都会からの住民の方々を、青木村に御興味のある方々をこちらのほうにお呼びいたしまして、そういった住宅を使用もしくは見学等していただくことで、移住や交流を希望される方がふえていただけるのではないかなというようなことで、そういったツアーもしくは企画を通して活用させていただきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 観光費の中にあるので、空き家対策のものかなというふうに私は思っていたんですが、今の御説明だと既存の建物、これについての事業費ということなのかどうか、私は今申し上げたとおり空き家に対してこれを使うと、こういうことには思っていたんですが、その点についてお聞きをします。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） こちらの住宅でございますが、新築のものでございます。

こちらのほう、県のほうの二地域居住向けのコンパクト住宅普及促進事業という事業がございまして、そちらの事業についてのコンセプトとしまして、地域の若手の建築士さんが提案するコンパクト住宅の普及ということの観点もございまして、あくまでも新築の住宅を建てていただいてその住宅を利用する、もしくは見学していただく、そういったことで利用するというところでございますので、空き家という考え方ではございません。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 副知事が来られたときに二地域住居の話をもっと聞きましたよね。そういう考え方をここに踏襲してございます。

今、空き家との関係なんですけれども、これは平たく言えばお試し住宅というふうに御理解いただきまして、これで青木村がいい、青木村で仕事ができると、青木村へ越してこよう、これはお試しですからそのときに空き家とかそういうものの活用も十分考えられますので、頭の中に入っておりますけれども、これは一歩前進のお試し住宅という御理解をいただきました。

いと思います。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） ここに設計・監理業務委託料というふうにありますので、これ具体的にはもうどこかの場所の想定があるという解釈でよろしいですか。もしそうであったらどこかの場所かどうかを聞かせてください。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 場所につきましては、役場のすぐ下といたしますか、池田薬局さんの横に村営の駐車場がございまして、奥に砂利で少し広がっているところがございまして。その一部を使って建設をします。

当初お試しというようなこともございまして、交通の利便性みたいなことを県のほうからも指導がございまして、ほかの場所も何カ所か検討をいたしましたけれども、村有地でもありますし、ここに建設するのが利用的にもいいだろうということでございましたので、そちらに建設をする予定で進めてございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 12ページお願いいたします。

○議長（小林和雄君） すみません、内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 12ページお願いします。

林業費の関係なんですけれども、一番最後のほうの委託料の関係、林務委託料で30万計上してあります。この関係、旧若林商会の採石場の関係の一応太陽光発電の関係で、村独自の地籍調査ということだそうですけれども、具体的にどうやられるのか、ちょっとその辺からお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） こちら林地開発に当たりまして許可は長野県の許可でございます。許可の段階で青木村にも意見を求められるということになってございます。その際に、県が許可した例えば雨量の計算ですとかそんなようなことが、意見を求められたときに我々がそれを判断できる技術があるかという中で、必要があればこちらの予算を使わせていただいて検証するような形で使用をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） この関係なんですけれども、5月ですか、地元の説明会もございました。一応旧若林商会、一番上のほうになりますけれども約2,000キロワット。それで、パネルの数なんですけれども1万枚ほどというようなことで、一番地元として心配されるのは大雨のときの洪水対策なんですけれども、22年7月に大分、弘法地籍の方々苦い経験をしております。その後、県の御配慮をいただいて各青木峠、沢という沢、全て砂防堰堤等何基もつくっていただいているような現状であります。当時ゲリラ豪雨というようなことで、あの地籍相当な雨量、時間雨量等もそうですけれども、あったようであります。

そんなことで、この計画の内容なんですけれども、一応規模的には全て含めれば4万ヘクタールばかり、あと事業面積の関係では3万ヘクタール。それで、要は雨水の関係なんですけれども、調整池2カ所設けて、その深さも二、三メートルだそうですけれども、そこへ降った雨を一時的にためて自然浸透という説明でありました。

そんなことで22年の思いをすれば、あの当時推測であの地籍、青木峠なんですけれども、下手すれば87ミリも時間雨量で降ったような報告等もされています。それで自然浸透となれば時間的に相当かかります。そのときもいろいろ質問もあったわけなんですけれども、どうして沢へ暗渠で溝を掘って常設、そちらのほうへ流し入れる計画を立てなかったのかというふうな質問もさせていただいたり、持ち帰ってまた検討していただくようにも業者にもお願いもしてあります。

一番心配されるのは、採石場の跡であって非常に崩れやすい。もしかすればゲリラ豪雨らしきものが来た場合、池はあるんだけどもし崩れて鉄砲水でも来たら、その下の、結構軒数もありますけれども、一遍にそちらのほうへ流れ込んでいって危険な状態を起こしかねないというようなことで、現時点では弘法地籍の方々は反対ということで意思表示しておりますけれども、その後業者のほうで持ち帰って再度一応話し合いを設けていただきたいというふうなことでその説明会は終わったわけなんですけれども。

そんなことで、要は、いろんな業者に言わせると県の基準に合っているから、また池の関係も時間雨量90ミリを想定しているというようなお話もありましたけれども、非常に私の思いでは時間雨量90ミリでその池が持ちこたえるかどうか、それが心配するようなことを、今22年を思い出しているいろいろそんな簡単なものではないというふうに思っているわけなんですけれども。

村のほうで直接関与する部分ではありませんけれども、今回こういう配慮で30万とっていただいて、いろいろそんなことでさっき課長のほうからも説明ありましたけれども、よくよ

くこの関係、一番は安全性を重視、パネル自体、太陽光自体は地元としても別に反対はしない、しかし、そういう雨水の関係、豪雨等の危険性が非常に含まれているため、その改善がなされぬ限りは一応賛成というまでは言えないというような状況下であります。

そんなことで、村として30万、いろいろまた調査等もするかと思いますけれども、どの程度この30万を使って、地元にな得させるということじゃなくて、村の考えとしての、業者へのこれこれこういう状況だからいろんな口添え等もしていただけるのかどうか、その辺ちょっとお伺いできればと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変膨大な数の、あるいは広大な面積の太陽光の開発でありまして、私も大変心配といいたいでしょうか、立場としても苦慮しております。

それで、こういったところの先進は県がいろいろデータを持っておりますので、県とも何回かし、県の方々にも現地を調査し、こういうところももう一度詳しく見ていただきたいというお願いもしてございます。

県の林地開発ですから、林務の皆さんもいろいろ経験の中でアドバイスをいただいたり心配していただいたり、向こうに宿題を出したり、開発業者にですね、心配をしていただいております。

通常ですと自治体がこういうのは調査費をとってやるというところは恐らく県内にはないだろうというふうに思いますが、私どもも県からこれについて意見をというふうに言われた場合に、何か我々の、何ですかね、経験だとかあるいは数量的にチェックするものを持ち合わせておりませんので、大学あるいはコンサル等をお願いするような場合があるかもしれないということで、緊急を要することありますから、あらかじめこういうことを用意させていただきます。

地元の皆さんからいろいろ話も聞いておりますし、区長さん、大区長さんとも現地も一緒に歩いていろいろ現地の状況、それから皆さんが苦慮されている心配の状況も聞いておりますので、一生懸命地元の立場に立ってともに願ってまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そういうことで現時点では地元は反対という立場ですけれども、今後業者のほうのまた再度説明会の折にどういう提案がされてくるのか、そこら辺ちょっと見守ってまいりたいと思いますけれども、あくまでも要は自然災害に対する危険性のない、安心・安全な状況下での建設ならよろしいんですけれども、一応過去に、先ほどの22年の話し

ましたけれども、経験されております。そんなことで大分心配されていますので、幾らかそんなことで村のほうも配慮して村独自の調査等で30万計上して、非常にありがたいことでもありますけれども、一応そんなことで口添えのほうもまたしていただくような配慮もいただきながら、開発、今後どういうふうに進行なりますかどうかちょっとわかりませんが、村は村として、また地元は地元としていろいろまた研究しいろいろな話し合いを持つような状況下でありますので、いろいろまたその節は御配慮をいただければというふうに思います。

そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、それでちょっと違った点になるんですけれども、一応太陽光発電の関係、山林の関係、今度地目変更になるかと思ひますけれども、どういう内容の変更になるか税務係のほうでちょっとお伺ひできればと思ひますけれども。

○議長（小林和雄君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 村の中で太陽光発電をやっている農地は、雑種地という形で現在課税しております。山林については現在事例がございませんので、改めて研究させていただきたいと思ひます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 先ほど居鶴議員のほうから御質問のところ、村長のほうのお答えの中でお試し住宅ということでお答えがあったわけですが、10ページのところの、総務費のほうですが、節15のところですが、702万、これたしかお試し住宅という御説明いただいたと思うんですが、これについてももう一度ちょっと御説明お願ひしたいんですが。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 工事請負費702万円計上してございますが、このうち162万について空き家を活用したお試し定住・移住に向けてのお試し住宅の改修工事、計上してございます。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 今の162万、これ観光費のほうで162万というふうに出ているんですが、それ以外のこの部分は何かそういう同じ住宅ですか、これは。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 総務費で計上させていただいているのは空き家を活用してのお試し住宅で、観光費に計上させていただいたものにつきましては全くの新築

ということで先ほど御説明あったかと思しますので、全く別の事業と御理解いただければと思います。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） それでは、その観光費とは別ということですので、これは場所とすればどこら辺のところにあるんですか、予定している場所。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 現在、移住・定住に向けてお試し住宅が細谷地区に1軒ございますが、今後状況のいい空き家で公共施設、村営住宅と一般の空き家との中間的な位置づけで定住・移住が体験できる住宅があれば改修したいということで、まだどのどの場所というのは決定してございません。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 村のほうでも空き家バンクということで何軒か載っているわけですが、関連としてですが、その空き家バンクの販売状況みたいなものはわかりませんか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 直近のちょっと数字について今手持ちがございません。ただ、動きがあることは事実でございまして、毎日のように利用登録、特に住みたいという方と登録の書類が回っております。登録も順調に進んでおります。ちょっと今ここに数字がございませんので、また改めてお話ししたいと思います。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） 補足させていただきます。

先ほどの中での数字の関係でございますけれども、現在のところでございますが、空き家の登録件数のほうは18軒ございまして、そのうち8軒は御本人の御希望によりまして登録の抹消ということでございました。現在空き家の登録の手續中の軒数が14軒ございまして、空き家に対する希望者の登録件数は27世帯ございます。そのうち5軒は決定をしております。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） 失礼しました。抹消というのは成立したということでございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 8ページのところにある諸収入、雑収入ですけれども、ちょっと私聞き逃しているかわからないですけれども、自治センター、片方は諸費、片方は観光のほうへ財源振り分けやっておりますけれども、どんな事業をやるのか、場所はどこなのか、お願いします。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） 私どものほうは028の一財の地域活性化センター助成金170万円でございますが、こちらの事業につきましては観光費のほうの事業でございます、今年度、青木村の魅力を発信したいということで、移住・定住・交流人口の増加に伴います地域活性化を推進するために、都市部からの移住・定住を御希望の方を中心に、それに向けました交流体験を企画していきたいということで計上してございます。

大まかな内容でございますけれども、これに関する報償費、旅費、消耗品、役務費、委託料もろもろでございますけれども、この関連の事業につきましては具体的に申し上げますと、東京都の品川区にございます戸越銀座の商店街の皆様と協力をいただきまして実現していく予定で考えておるところでございます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） もう1件の自治総合センター助成金110万円につきましてはですが、これは当郷区のほうから要望がありました、主に当郷区内で物品購入にこの110万円を充てるものでございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 備品購入も各1つの区から備品購入が入ってきて、それでこういうシステム使えるんですか。もし使えるのであれば各地区がかなり要望多いと思いますけれども、これはどうなんですかね。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 実際にそういうものが対象になります。このPRといいますか、こういうものがあるということも各区長会でも御説明はしているんですけれども、今回については当郷区からのものが採択されてなったという経緯でござ

います。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 物は何ですか。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 高価なものではパソコン、あとは机、椅子等であったかと思います。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） この間、失礼ですけれども、消防の後当郷へ行ったらコピー機が入っていましたけれども、あれはこの事業ですかね。あれ要するに張ってあるからわかるんですよ、何の事業で買ったか。ああいうものをもしということであるんだったら、何でという感じは私はちょっと受けたもので、もしそういうのが各区から上がってくるのが、じゃ区長さん方は知っているわけなんですね。ちょっと奈良本区長さん知らなかったから、あれっという言い方していましたもので。そこら辺のところをお聞きしたわけですよ。じゃコピー機ですね、これは。

○議長（小林和雄君） 総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） はい、コピー機も対象となっております事業で、この中に含まれております。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。よろしいですか。

[発言する声なし]

○議長（小林和雄君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（小林和雄君） 討論終結、議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第5号 平成28年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されまし

た。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、議案第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

よろしいですか。

山本議員、よろしいですか。

〔挙手多数〕

○議長（小林和雄君） 賛成多数。

議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 議案第7号 平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを

議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、議案第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第7号 平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（小林和雄君） 追加日程がありますので、これより追加日程を上程いたします。

事務局で資料を配付いたします。しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（小林和雄君） お諮りします。

ただいま資料をお配りしましたが、村長から報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、議会から議案第8号 村長の専決処分事項の指定についてが提出されました。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

報告第5号を日程に追加し、追加日程第1とし、議案第8号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎報告第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 追加日程第1、報告第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、報告第5号の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

お手元の資料3枚目をちょっとごらんいただきたいと思います。

青木村こまゆみ団地公民館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
平成28年3月31日、地方自治法179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

青木村こまゆみ団地公民館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
次に掲げる条例は廃止する。

（1）青木村こまゆみ団地公民館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年
青木村条例第5号）

附則

この条例は平成28年4月1日から施行する。

こまゆみ団地の公民館建設基金につきましては、地元村松のほうで合意がされまして、現在の村松東地区の生活改善センター、これの改築工事が行われ完成しております。期日については平成27年11月、基金を全額取り崩して完成をいたしました。

つきまして、建設基金の条例を今回廃止することが必要となりましたので、専決の承認をお願いするものでございます。

御審議いただき、御承認よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 提案者の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、追加日程第2、議案第8号 村長の専決処分事項の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田議会事務局長。

○議会事務局長（井古田嘉雄君） それでは、議案第8号について御説明申し上げます。

議案につきましては、お手元の最後の枚数のところになりますのでお願いいたします。

議案第8号 村長の専決処分事項の指定について

下記の事項に関しては、村長において専決処分ができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月21日提出、青木村議会議長、小林和雄。

記といたしまして、1、平成28年度生活基盤耐震化施設等交付金事業に伴う市之沢浄水場設備工事請負契約の変更請負契約に関すること。

2、青木村浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託契約の変更委託契約に関する
と。

以上、水道及び下水道事業に関しまして、請負契約の変更契約について村長の専決処分事
項としてお願いするものでございます。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号 村長の専決処分事項の指定についてを原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第8号 村長の専決処分事項については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小林和雄君） お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年第2回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 零時01分